

第4次犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた具体的施策の進捗状況

施策番号	項目	具体的施策	令和3年4月から令和5年12月までの実施結果	令和6年1月から令和8年3月までの取組予定	担当府省庁
第1 損害回復・経済的支援等への取組					
1	日本司法支援センターによる支援	日本司法支援センターが運用する民事法律扶助制度の活用により、弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減を図る。	・民事法律扶助業務として、経済的に余裕がない犯罪被害者等が損害賠償請求訴訟を行う場合や損害賠償命令制度を利用する場合等に、無料法律相談や弁護士費用等の立替えを行った。 ・犯罪被害者等支援弁護士制度の創設が見込まれることを踏まえ、犯罪被害者等が損害賠償請求訴訟等を行う場合の費用負担の在り方等について検討を行った。	引き続き、民事法律扶助制度の活用により弁護士費用等の負担軽減を図るとともに、犯罪被害者等支援弁護士制度の創設が見込まれることを踏まえ、犯罪被害者等が損害賠償請求訴訟等を行う場合の費用負担の在り方等について検討を行う。	法務省
2		日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者等支援の窓口となる犯罪被害者等への情報提供を担当する職員に対し、犯罪被害者等の心情等への理解を深め、その心情等を適切に聴取できるよう研修を実施する。また、引き続き、弁護士会等と連携し、犯罪被害者等支援の経験や理解のある弁護士確保に努めるとともに、犯罪被害者等の個別の状況に応じた必要なサービスが提供できるよう、弁護士の紹介体制の整備に努める。	犯罪被害者等への電話対応に関するロールプレイ研修及び被虐待児童への初期対応技術に関するリフカー研修を実施したほか、犯罪被害者等支援の経験や理解のある弁護士（精通弁護士）の確保等に努めた。 【精通弁護士紹介件数】 令和3年度 1,181件 令和4年度 1,529件 【精通弁護士名簿登載者数（毎年4月時点）】 令和3年 3,869名 令和4年 3,925名 令和5年 3,963名 【DV等被害者法律相談援助件数】 令和3年度 972件 令和4年度 1,292件 【DV等被害者援助弁護士数（毎年4月時点）】 令和3年 2,097名 令和4年 2,198名 令和5年 2,263名	・ロールプレイ研修、リフカー研修その他の犯罪被害者等に適切に対応するための研修を実施予定である。 ・弁護士会等と連携し、協議会を開催するなどして、精通弁護士の確保や、犯罪被害者等の個別の状況に応じた弁護士の紹介体制の充実・強化に努める予定である。	法務省
3 (220)	損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実	警察庁及び法務省において連携し、損害賠償請求制度その他の犯罪被害者等の保護・支援のための制度の概要を紹介した冊子・パンフレット等について内容の一層の充実を図るとともに、当該制度を周知する。	・令和3年中及び4年中の被害者連絡実施状況について、各都道府県警察から報告を受けて把握した。 ・巡回業務指導において、被害者連絡実施状況、「被害者の手引」配布状況等を確認し、被害者連絡が確実に実施されるよう必要な指導を実施した。	引き続き、都道府県警察からの報告により被害者連絡実施状況を把握するとともに、巡回業務指導において、被害者連絡実施状況、「被害者の手引き」配布状況等を確認し、被害者連絡が確実に実施されるよう必要な指導を実施する。	警察庁
			損害賠償命令制度その他の犯罪被害者等の保護、支援のための制度の概要を説明した、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」及び被害者等向けDVD「あなたの声を聴かせてください」を作成し、全国の検察庁等へ配布したほか、ウェブサイト上に掲載するなどして、これらの制度を周知した。	引き続き、同パンフレット及び同DVDを活用したり、ウェブサイト上に掲載したりするなどして、損害賠償命令制度その他の犯罪被害者等の保護・支援のための制度を関係機関及び国民に広く周知する。	法務省
4	刑事和解等の制度の周知徹底	法務省において、刑事和解、公判記録の閲覧・謄写、不起訴記録の弾力的開示等の制度について周知徹底を図る。	検察官等を対象として、犯罪被害者等の保護・支援に関する研修を実施した。 また、刑事和解等の現行の各制度について説明した犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」及び被害者等向けDVD「あなたの声を聴かせてください」を作成し、全国の検察庁等へ配布したほか、ウェブサイト上に掲載するなどして、これらの制度を周知した。 なお、刑事和解制度による申立てが公判調書に記載された延べ数は、制度導入後（平成12年11月）以降令和4年末までの間に767件であり、うち同年は21件であった。	・引き続き、検察官等を対象として、犯罪被害者等の保護・支援に関する研修の実施について検討を行う。 ・同パンフレット及びDVDを活用したり、ウェブサイト上へ掲載したりするなどして、刑事和解等の現行の各制度を関係機関及び国民に広く周知する。	法務省
5	保険金支払の適正化等	一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構における調停、国土交通省による保険会社に対する立入検査、国土交通大臣による適正な支払を行うことの指示等により、自賠責保険金の支払の適正化を図る。	指定紛争処理機関（一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構）における紛争処理の適切な調停の監督、保険会社への立入検査の実施、保険会社からの支払等の届出における適正な指示等により、自賠責保険の支払の適正化に努めた。 【自動車損害賠償保障法第23条の6による指定紛争処理機関における紛争処理件数】 令和3年度 725件 令和4年度 669件 【同法第23条の2による立入検査の件数】 令和3年度 18件 令和4年度 46件 【同法第16条の6による支払等の届出件数】 令和3年度 8万1,444件 令和4年度 7万7,117件	引き続き左記を実施し、自賠責保険金の支払の適正化を図る。	国土交通省

施策番号	項目	具体的施策	令和3年4月から令和5年12月までの実施結果	令和6年1月から令和8年3月までの取組予定	担当府省庁
6		金融庁において、犯罪被害者等に直接保険金等が支払われる場合も含め、契約に基づく保険金等の支払が適切に行われるよう、「保険会社向けの総合的な監督指針」（平成17年8月12日策定）等に基づき、各保険会社における保険金等支払管理態勢について検証し、保険会社側に問題があると認められる業務・運営については、適切に対応する。	各保険会社の保険金支払管理態勢について、当庁に寄せられた情報等を把握のうえ、必要に応じて検査・監督においてモニタリングを行った。	各保険会社の保険金支払管理態勢について、当庁に寄せられた情報等を把握のうえ、必要に応じて検査・監督においてモニタリングを行う。	金融庁
7		公益財団法人日弁連交通事故相談センターにおける弁護士による自賠責保険に係る自動車事故の損害賠償の支払に関する無料の法律相談・示談のあっせん等により、適切な損害賠償が受けられるよう支援を行う。	交通事故件数が減少しているものの、交通事故当事者が当センターへのアクセスを容易にするために、当センターのホームページをスマホ仕様とし、スマホから当センターの情報を閲覧し、すぐに、タップして当センターの弁護士による電話相談にできるように誘引した。令和4年4月からは、ナビダイヤル（通話料有料）の電話相談から、フリーダイヤルの電話相談を導入し、相談件数が約1.5倍に増加した。令和3年4月の電話相談時間は午前10時から午後4時半までに限られていたが、令和5年4月からは、毎週月と水曜日は、午後7時まで相談時間を延長して電話相談を受ける体制を整えた。また、通常、交通事故当事者は、電話相談から面接相談に移行し、面接相談受付を当センター事務局に対して行うことになるが、就業時間後にも対応できるように、24時間面接相談のネット予約できる環境を整えた。その結果、交通事故数の減少にもかわかわらず、相談件数は増加している状況にある。 【令和3年度実績】 相談 3万3,504件（面接・電話・一斉） 示談1,020回 【令和4年度実績】 相談 3万7,236件（面接・電話・夜間） 示談835回 【令和5年度実績（9月まで）】 相談 1万9,956件（面接・電話・夜間） 示談460回	・センター認知度向上施策の実施 ・夜間電話相談を週2回から5回に拡大 ・高次脳機能障害相談件数の増加施策の実施	国土交通省
8		国土交通省において、ひき逃げや無保険車等の事故による犯罪被害者等に対しては、政府保障事業において、加害者に代わって直接その損害を填補することにより、適切な支援を行う。	令和3年度においては、ひき逃げ事故の被害者に対して169百万円、無保険車等事故の被害者に対して647百万円、令和4年度においては、ひき逃げ事故の被害者に対して116百万円、無保険車等事故の被害者に対して182百万円の保障金の支払いを行った。 【令和3年度】 ひき逃げ：169百万円（342件） 無保険：647百万円（157件） 【令和4年度】 ひき逃げ：116百万円（206件） 無保険：182百万円（69件）	引き続き、ひき逃げや無保険車等による事故の被害者等からの請求に基づき、他の手段による救済が受けられない場合に、国土交通省が直接、被害者に対して損害額の填補を行う。	国土交通省
9	受刑者の作業報奨金を損害賠償に充当することが可能である旨の周知	法務省において、受刑者に対し、受刑中の者が作業報奨金を犯罪被害者等に対する損害賠償に充当することが法令上可能である旨を引き続き周知する。	法務省において、受刑者に対し、受刑中の者が作業報奨金を犯罪被害者等に対する損害賠償に充当することが法令上可能である旨を、刑執行段階における指導等の際に告知したほか、受刑者の居室内に備え付けている「所内生活心得」等の冊子に記載し、周知した。	法務省において、受刑者に対し、受刑中の者が作業報奨金を犯罪被害者等に対する損害賠償に充当することが法令上可能である旨を、刑執行段階における指導等の際に告知するほか、受刑者の居室内に備え付けている「所内生活心得」等の冊子に記載し、引き続き周知する。	法務省
10	暴力団犯罪による被害の回復の支援	警察において、都道府県暴力追放運動推進センターや弁護士会の民事介入暴力対策委員会等と連携し、暴力団犯罪による被害の回復を支援する。	・警察においては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等により、暴力団員による暴力的要求行為の相手方や暴力団員による犯罪の被害者等に対して、本人からの申出に基づき、被害の回復等のため助言や交渉場所の提供等の援助を積極的に行っている。 ・各都道府県警察は、弁護士会、都道府県暴力追放運動推進センター（以下「都道府県センター」という。）と連携するほか、訴訟関係者に対する暴力団情報の提供、保護対策等の支援を行っている。 ・都道府県センターにおいては、暴力団による被害の相談活動のほか、暴力団員による不当な行為の被害者に対して見舞金の支給等もを行っている。 【暴力団関係事案に係る支援の実施状況】 令和3年：援助の措置件数12件 民事訴訟の支援件数53件 令和4年：援助の措置件数22件 民事訴訟の支援件数54件	引き続き、暴力団犯罪による被害の回復を支援する。	警察庁

施策番号	項目	具体的施策	令和3年4月から令和5年12月までの実施結果	令和6年1月から令和8年3月までの取組予定	担当府省庁
11	加害者の損害賠償責任の実現に向けた調査等の実施	警察庁において、関係府省庁等と連携し、犯罪被害者等が損害賠償を受けることができない状況について実態把握のための調査を実施し、その結果に応じて必要な検討を行う。	関係府省庁等と連携し、犯罪被害者等が損害賠償を受けることができない状況について実態を把握するため、令和5年12月に「犯罪被害類型別等調査」を実施した。	令和5年12月に実施した「犯罪被害類型別等調査」の結果を取りまとめ、その結果に応じて必要な検討を行う。	警察庁
12		法務省において、令和元年5月に成立した民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第2号）の附帯決議を踏まえ、関係府省庁等と連携し、公的機関による犯罪被害者等の損害賠償請求権の履行の確保に関する諸外国における先進的な法制度や運用状況に関する調査研究を実施し、その結果に応じて必要な検討を行う。	民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第2号）の附帯決議や第4次犯罪被害者等基本計画を踏まえ、公的機関による犯罪被害者の損害賠償請求権の履行確保に係る各国の民事法制等に関する調査研究を実施した（同調査研究の調査報告書は、令和3年5月に法務省ウェブサイトに掲載された）。	改正法の運用状況を注視しつつ、警察庁をはじめとする関係府省庁に対し、必要な協力をしてまいりたい。	法務省
13	犯罪被害給付制度の運用改善	警察庁において、仮給付制度の効果的な運用その他の犯罪被害給付制度の運用改善、同制度の関係職員への周知徹底、犯罪被害者等への教示等について都道府県警察を指導するとともに、犯罪被害者等給付金の早期支給に努める。	・毎年度実施する都道府県警察の被害者支援担当者を対象とした会議等において、犯罪被害者等給付金の早期支給や仮給付制度の積極的な活用等について指導した。 ・令和5年7月24日付け教養厚生課長通達「犯罪被害給付制度における仮給付の更なる推進について（通達）」を都道府県警察宛てに発出し、仮給付の更なる推進について指示した。 ・同年7月に実施した全国警察本部長等会議等において、仮給付制度の運用改善等について指示した。 ・同年9月、仮給付の更なる推進のため、都道府県警察に対し、業務指導を実施した。 【仮給付金の支給決定件数】 令和3年度 19件 令和4年度 29件 【犯罪被害者等給付金の平均裁定期間】 令和3年度 約9.3か月 令和4年度 約9.8か月	・各種会議において、犯罪被害者等給付金の早期支給や仮給付制度の運用改善等について、都道府県警察を指導する。 ・仮給付の更なる推進のため、都道府県警察に対し、業務指導を実施する。	警察庁
14	性犯罪被害者の医療費の負担軽減	警察庁において、都道府県警察に対し、緊急避妊、人工妊娠中絶及び性感染症等の検査に要する費用、初診料、診断書料等の性犯罪被害者の医療費の公費負担に要する経費を補助する。また、緊急避妊等の公費負担制度ができる限り全国的に同水準で運用され、性犯罪被害者の負担軽減に効果的なものとなるようにするとともに、性犯罪の被害に伴う精神疾患についても犯罪被害給付制度の対象となることの周知も含め、各種支援施策の効果的な広報に努めるよう、都道府県警察を指導する。	・毎年度実施する都道府県警察の被害者支援担当者を対象とした会議等において、公費負担制度の全国同一水準化や制度全般の検証、見直し等について指導した。 ・令和4年3月24日付け教養厚生課長等通達「性犯罪被害者に対する緊急避妊等に要する公費負担の実効的な運用について」を都道府県警察宛てに発出し、より一層の実効的な公費負担制度の運用を速やかに推進するよう継続指示した。 【性犯罪被害者に対する緊急避妊等に要する経費の予算獲得状況】 令和3年度 61,159千円 令和4年度 61,159千円 令和5年度 61,159千円 【性犯罪被害に係る診断書料、検査費用等の支給件数】 令和3年度 4,249件 令和4年度 5,139件	公費負担制度ができる限り全国的に同水準で運用されるよう、都道府県警察を指導していく。	警察庁
15	カウンセリング等心理療法の費用の負担軽減等	警察庁において、公認心理師、臨床心理士等の資格を有する部内カウンセラーの確実かつ十分な配置に努めるよう、都道府県警察を指導する。また、警察庁において、カウンセリング費用の公費負担制度ができる限り全国的に同水準で運用されるよう、都道府県警察を指導するとともに、警察において、同制度の周知に努める。	・毎年度実施する都道府県警察の被害者支援担当者を対象とした会議等において、カウンセリング体制の整備、各種公費負担制度の全国同一水準化や制度全般の検証、見直し等について指導した。 ・令和4年6月9日付け教養厚生課長通達「犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度の更なる充実について（通達）」を都道府県警察宛てに発出し、公費負担制度の全国同一水準化に努めるよう指示した。 【都道府県警察における部内カウンセラーの配置状況】 令和3年4月1日現在 185人 令和4年4月1日現在 177人 令和5年4月1日現在 182人 【犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度の予算獲得状況】 令和3年度 28,679千円 令和4年度 28,679千円 令和5年度 73,032千円 【公費負担制度を利用したカウンセリングの実施件数】 令和3年度 2,033件 令和4年度 2,338件	公費負担制度ができる限り全国的に同水準で運用されるよう、都道府県警察を指導していく。	警察庁

施策 番号	項目	具体的施策	令和3年4月から令和5年12月までの実施結果	令和6年1月から令和8年3月までの取組予定	担当府省庁
16	司法解剖後の遺体搬送費等に対する措置	都道府県警察において、司法解剖後の遺体搬送費及び遺体修復費の公費負担制度の積極的な活用を図る。	毎年度実施している都道府県警察の被害者支援担当者を対象とした会議等において、各種公費負担制度の全国同一水準化や制度全般の検証、見直し等について指導した。 【司法解剖後の遺体搬送・遺体修復に要する経費の予算獲得状況】 令和3年度 58,540千円 令和4年度 58,540千円 令和5年度 58,540千円 【司法解剖後の遺体搬送・遺体修復件数】 令和3年度 6,183件 令和4年度 5,630件	公費負担制度ができる限り全国的に同水準で運用されるよう、都道府県警察を指導していく。	警察庁
17	地方公共団体による見舞金制度等の導入促進等	警察庁において、地方公共団体に対し、犯罪被害者等に対する見舞金等の支給制度や生活資金等の貸付制度の導入を要請する。また、犯罪被害者白書や警察庁ウェブサイト等を通じて、これらの制度を導入している地方公共団体について、国民に情報提供を行う。	・地方公共団体に対し、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体の職員を対象とする研修の機会を捉えて、犯罪被害者等に対する見舞金の支給制度や生活資金の貸付制度の導入の要請を行った。 ・犯罪被害者等施策メールマガジンを通じ、これらの制度を新たに導入した地方公共団体について情報提供を行うとともに、犯罪被害者白書や警察庁ウェブサイトにおいて制度の導入状況等について掲載した。 【見舞金・貸付金制度の導入状況】 令和3年4月1日現在 見舞金：都道府県8、政令市9、市区町村377 貸付金：都道府県3、政令市0、市区町村10 令和4年4月1日現在 見舞金：都道府県13、政令市12、市区町村464 貸付金：都道府県3、政令市0、市区町村10 令和5年4月1日現在 見舞金：都道府県16、政令市14、市区町村631 （市区町村に対する補助実施の都道府県：4県） 貸付金：都道府県3、政令市1、市区町村10	・地方公共団体に対し、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議、全国市区町村犯罪被害者等施策会議、地方公共団体の職員を対象とする研修等の機会を捉えて、犯罪被害者等に対する見舞金の支給制度や生活資金の貸付制度の導入の要請する。 ・犯罪被害者等施策情報メールマガジンを通じ、これらの制度を新たに導入した地方公共団体について情報提供を行うとともに、犯罪被害者白書や警察庁ウェブサイトを通じ、制度の導入状況等について情報提供を行う。	警察庁
18 (244)	預保納付金の活用	振り込み詐欺等の被害金を原資としている預保納付金については、振り込み詐欺被害の減少に伴い減少が見込まれるところではあるが、そうした状況の中でも、引き続き、犯罪被害者等の子供への奨学金事業及び犯罪被害者等支援団体への助成事業を実施する。	令和3年及び令和4年における振込型の特殊詐欺の認知件数は、それぞれ5,095件、6,058件であり、被害額もそれぞれ79.1億円、105.3億円と足元では増加傾向にある。また、令和3年度及び令和4年度の預保納付金はともに約2.2億円と令和2年度（約1.5億円）から増加している。こうした状況の中、令和3年度から令和4年度までの奨学金の給付実績は延べ470人、総額約2億3,241万円であり、犯罪被害者支援団体への助成実績は延べ99件、総額約3億1,535万円であった。	引き続き預保納付金を活用し、犯罪被害者等の子供への奨学金事業及び犯罪被害者等支援団体への助成事業を実施する。	金融庁 財務省 警察庁
19	海外での犯罪被害者等に対する経済的支援	警察庁において、国外犯罪被害者等支給制度の適切な運用が図られるよう、都道府県警察を指導するとともに、警察及び外務省において、同制度の周知に努める。	毎年度、都道府県警察の被害者支援担当者を対象に、国外犯罪被害者等支給制度の研修を実施し、制度の適切な運用について指導した。 【国外犯罪被害者等支給制度の運用状況】 令和3年度 支給裁定に係る国外犯罪被害者数1人 支給裁定件数2件 令和4年度 支給裁定に係る国外犯罪被害者数5人 支給裁定件数7件	都道府県警察の被害者支援担当者を対象とした会議等において、国外犯罪被害者等支給制度の適切な運用が図られるよう指導する。	警察庁
			外務省ホームページ (https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/jnos/page23_001767.html)において、国外犯罪被害者等支給制度を周知している。	引き続き、外務省ホームページ (https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/jnos/page23_001767.html)において、国外犯罪被害者等支給制度を周知する。	外務省

施策番号	項目	具体的施策	令和3年4月から令和5年12月までの実施結果	令和6年1月から令和8年3月までの取組予定	担当府省庁
20	公営住宅への優先入居等	国土交通省において、地域の実情等を踏まえた地方公共団体による公営住宅への優先入居や目的外使用の取扱いの推進を図る。	・令和5年3月24日付け住宅局長通知「犯罪被害者等の公営住宅への入居について」を、公営住宅を管理する地方公共団体宛てに発出し、犯罪被害者等の入居の取扱いについて積極的に検討することを要請した。 ・同年6月22日、7月26日、10月26日、11月9日及び11月16日に、公営住宅を管理する地方公共団体を対象とした研修等の場において、犯罪被害者等の入居の取扱いについて積極的に検討することを要請した旨周知した。	毎年度、継続的に、公営住宅を管理する地方公共団体を対象とした研修等の場において、犯罪被害者等の入居の取扱いについて積極的に検討することを要請した旨周知する。	国土交通省
21		国土交通省において、公営住宅への入居に関し、都道府県営住宅における広域的な対応や市区町村営住宅を管理する市区町村を含む地方公共団体間の緊密な連携を地方公共団体に対して要請していることについて、会議等の場を活用して周知する。	令和5年6月22日及び7月26日に、公営住宅を管理する地方公共団体を対象とした研修等の場において、犯罪被害者等の入居の取扱いについて積極的に検討することを要請した旨周知した。	毎年度、継続的に、公営住宅を管理する地方公共団体を対象とした研修等の場において、犯罪被害者等の入居の取扱いについて積極的に検討することを要請した旨周知する。	国土交通省
22		公営住宅の管理主体から、独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅の借上げ要請があった場合は、柔軟に対応する。	公営住宅の管理主体から犯罪被害者用として用途を明示して借上げ要請があった実績はない。	公営住宅の管理主体から、独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅の借上げ要請があった場合は、柔軟に対応する。	国土交通省
23		国土交通省において、犯罪被害者等の円滑な入居の促進を図るため、居住支援協議会及び居住支援法人の制度を周知するとともに、居住支援協議会及び居住支援法人による犯罪被害者等への住居のマッチング・入居支援等の取組を支援する。	居住支援協議会及び居住支援法人による犯罪被害者等を含む住宅確保要配慮者への住居のマッチング・入居支援等の取組に対し、費用の補助を実施した。	居住支援協議会及び居住支援法人による犯罪被害者等を含む住宅確保要配慮者への住居のマッチング・入居支援等の取組に対し、費用の補助を実施する。	国土交通省
24		国土交通省において、関係機関と連携し、公営住宅への入居に関する犯罪被害者等への情報提供を行う。	都道府県・指定都市における公営住宅への入居に関する犯罪被害者等への情報提供方法を把握し、情報を共有した。	毎年度、継続的に、公営住宅への入居に関する犯罪被害者等への情報提供方法を把握し、情報を共有する。	国土交通省
25 (90)	被害直後及び中期的な居住場所の確保	厚生労働省において、児童相談所及び婦人相談所による一時保護や婦人保護施設及び民間シェルター等への一時保護委託の適正な運用に努める。	・令和3年度の児童相談所における一時保護件数は4万9,884件となっており、うち所内一時保護は2万6,358件、委託一時保護は2万3,526件となっている。 ・女性相談支援センター(現:婦人相談所)における一時保護件数について、令和3年度は、一時保護は5,537件、一時保護委託は1,954件となった。	・こども家庭庁においては、引き続き、「一時保護ガイドライン」等に基づいて、こどもの安全が迅速に確保されるよう、適切な一時保護の実施に努める。 ・厚生労働省においては、引き続き、女性相談支援センター(現:婦人相談所)による一時保護並びに女性自立支援施設(現:婦人保護施設)及び民間シェルター等への一時保護委託の適正な運用に努める。	こども家庭庁 厚生労働省
26 (91)		厚生労働省において、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)等に基づき、児童相談所の一時的保護所において個別対応ができる職員体制の強化や環境整備を推進する。	令和5年4月1日現在、児童相談所の一時的保護所において、個別対応のための環境改善が図られている一時保護所は143か所となっている。【143か所/152か所(94.1%)】	引き続き、次世代育成支援対策施設整備交付金による国庫補助等の活用により、一時保護所における個別対応のための環境改善の推進を図る。	こども家庭庁
27		厚生労働省において、婦人相談所における被害女性の安全の確保や心理的ケアが十分に行われるよう、婦人相談所の体制を整備し、夜間・休日を含む緊急時についても、適正かつ効果的な一時保護を実施する。	・「売春防止活動・DV対策機能強化事業」を活用し、64都道府県市において、休日夜間電話相談等を実施した。 ・女性相談支援センター(現:婦人相談所)における一時保護件数について、令和3年度は、一時保護は5,537件、一時保護委託は1,954件となった。	引き続き、女性相談支援センター(現:婦人相談所)において、夜間・休日を含む緊急時の適正かつ効果的な一時保護に取り組む。	厚生労働省
28		厚生労働省において、一時保護から地域における自立した生活へとつながるよう、婦人保護施設及び母子生活支援施設の機能強化等により、入所者に対する生活支援の充実に努める。また、婦人保護施設において、性暴力被害者に対する心理的ケアや自立支援を推進するとともに、婦人保護施設の利用に関する分かりやすいパンフレットの作成等により、婦人保護施設への理解を広め、その利用促進を図る。	・「売春防止活動・DV対策機能強化事業」を活用し、64都道府県市において、休日夜間電話相談等を実施した。 ・女性相談支援センター(現:婦人相談所)における一時保護件数について、令和3年度は、一時保護は5,537件、一時保護委託は1,954件となった。	引き続き、女性自立支援施設(現:婦人保護施設)において、入所者に対する生活支援等に取り組む。	厚生労働省

施策番号	項目	具体的施策	令和3年4月から令和5年12月までの実施結果	令和6年1月から令和8年3月までの取組予定	担当府省庁
29		警察庁において、都道府県警察に対し、自宅が犯罪行為の現場となり、破壊されるなど、居住が困難で、かつ、自ら居住する場所を確保できない場合等に犯罪被害者等が利用できる緊急避難場所の確保に要する経費及び自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニングに要する経費を補助するとともに、これらの施策が犯罪被害者等の負担軽減に効果的なものとなるよう、都道府県警察を指導する。	・毎年度実施する都道府県警察の被害者支援担当者を対象とした会議等において、各種公費負担制度の全国同一水準化や制度全般の検証、見直し等について指導した。 ・令和4年6月9日付け教養厚生課長通達「一時的に避難するための宿泊場所に要する経費等の公費負担制度に係る柔軟な運用について(通達)」を都道府県警察宛てに発出し、公費負担制度の全国同一水準化に努めるよう指示した。 【一時的に避難するための宿泊場所に要する経費の予算措置状況】 令和3年度 16,887千円 令和4年度 16,887千円 令和5年度 25,025千円 【ハウスクリーニングに要する経費の予算措置状況】 令和3年度 5,568千円 令和4年度 5,568千円 令和5年度 17,118千円	公費負担制度ができる限り全国的に同水準で運用されるよう、都道府県警察を指導していく。	警察庁
30		警察庁において、犯罪被害者等にとって身近な公的機関である地方公共団体において居住場所の確保や被害直後の生活支援に関する取組が適切になされるよう、地方公共団体に対する啓発・情報提供を行う。	・地方公共団体に対し、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体の職員を対象とする研修の機会を捉えて、犯罪被害者等の居住場所の確保や被害直後の生活支援に関する取組が適切になされるよう要請した。 ・犯罪被害者等施策メールマガジンを通じ、これらの取組を新たに実施した地方公共団体について情報提供を行うとともに、犯罪被害者白書や警察庁ウェブサイトにおいて取組の実施状況等について掲載した。 【公営住宅等の入居に際して配慮を行う制度の導入状況】 令和3年4月1日現在 都道府県47、政令市18、市区町村428 令和4年4月1日現在 都道府県47、政令市20、市区町村489 令和5年4月1日現在 都道府県47、政令市20、市区町村592	・地方公共団体に対し、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議、全国市区町村犯罪被害者等施策会議、地方公共団体の職員を対象とする研修の機会を捉えて、犯罪被害者等の居住場所の確保や被害直後の生活支援に関する取組が適切になされるよう要請を行う。 ・犯罪被害者等施策情報メールマガジンを通じ、これらの取組を新たに実施した地方公共団体について情報提供を行うとともに、犯罪被害者白書や警察庁ウェブサイトを通じ、取組の実施状況等について情報提供を行う。	警察庁
31	性犯罪被害者等に対する自立支援及び定着支援	厚生労働省において、地方公共団体やDVシェルターを運営する特定非営利活動法人等が、性犯罪被害者その他の相談者に対し、生活相談や行政機関への同行支援等の自立支援、DVシェルター等を退所した者に対する家庭訪問や社会生活の場（地域活動の場、職場等）への同行、職員による相談対応・助言等、地域生活に定着させるための継続的な支援を一体的に行うために必要な協力を行う。	「DV被害者等自立生活援助事業」を活用し、11道県市において、DV被害等女性に対する自立支援等を実施した。	引き続き、DV被害等女性に対する自立支援等に取り組む。	厚生労働省
32	事業主等の理解の増進	母子家庭の母等及び父子家庭の父に対するトライアル雇用事業の適正な運用に努める。	母子家庭の母等及び父子家庭の父に対するトライアル雇用事業の適正な運用に努めた。 【トライアル雇用助成金(一般トライアルコース)の支給実績】 令和3年度 約3千人、約4億円の内数 令和4年度 約3千人、約3億円の内数	引き続き、母子家庭の母等及び父子家庭の父に対するトライアル雇用事業の適正な運用に努める。	厚生労働省
33		公共職業安定所における事業主に対する配置や労働条件等の雇用管理全般に関するきめ細かな相談援助の適正な実施に努める。	当該事業について、ハローワークに相談に来る事業主すべてに犯罪被害者を雇用しているかを確認した上で実績のフォローアップをするのは、人権配慮上不可能であるが、ハローワークにおける事業主との相談の中で、犯罪被害者を雇用していることが把握された場合で、ハローワークによる適切な支援を行っていないことを本省が把握した場合には、当該ハローワークを管轄する都道府県労働局に対し必要な指導を行うこととしているが、令和3年度から現在までの指導実績は無し。	ハローワークにおける事業主との相談の中で、犯罪被害者を雇用していることが把握された場合で、ハローワークによる適切な支援を行っていないことを本省が把握した場合には、当該ハローワークを管轄する都道府県労働局に対し必要な指導を行う。	厚生労働省

施策 番号	項目	具体的施策	令和3年4月から令和5年12月までの実施結果	令和6年1月から令和8年3月までの取組予定	担当府省庁
34		公共職業安定所における求職者に対するきめ細かな就職支援の適正な実施に努める。	当該事業について、ハローワークに相談に来る事業主すべてに犯罪被害者を雇用しているかを確認した上で実績のフォローアップをするのは、人権配慮上不可能であるが、ハローワークにおける事業主との相談の中で、犯罪被害者を雇用していることが把握された場合で、ハローワークによる適切な支援を行っていないことを本省が把握した場合には、当該ハローワークを管轄する都道府県労働局に対し必要な指導を行うこととしているが、令和3年度から現在までの指導実績は無し。	ハローワークにおける事業主との相談の中で、犯罪被害者を雇用していることが把握された場合で、ハローワークによる適切な支援を行っていないことを本省が把握した場合には、当該ハローワークを管轄する都道府県労働局に対し必要な指導を行う。	厚生労働省
35	個別労働紛争解決制度の周知徹底等	厚生労働省において、犯罪被害者等に係る個別労働紛争の解決に当たって、個別労働紛争解決制度について周知徹底を図るとともに、同制度の適正な運用に努める。	犯罪被害者に係る個別労働紛争についても利用可能な個別労働紛争解決制度の内容について、パンフレットの配布や厚生労働省ウェブサイトへの掲載等を通じて周知を図るとともに、個別労働紛争の早期解決に向けて同制度の適正な運用に努めた。	犯罪被害者等に係る個別労働紛争については、今後も発生し得ることから、引き続き、個別労働紛争解決制度の周知を徹底するとともに、その適正な運用に努めることとする。	厚生労働省
36		厚生労働省において、事業主との間で生じた労働問題に関し、犯罪被害者等への情報提供、相談対応等を行う公的相談窓口として、労働問題に関するあらゆる分野の相談に専門の相談員がワンストップで対応する総合労働相談コーナーについて周知徹底を図るとともに、その積極的な活用を図る。	犯罪被害者に係る個別労働紛争も含め、あらゆる分野の労働問題を対象に、早期解決のための適切な情報提供、相談対応等を行う総合労働相談コーナーについて、パンフレットの配布や厚生労働省ウェブサイトへの掲載等を通じて周知を図るとともに、その積極的な活用を図った。	犯罪被害者等に係る個別労働紛争については、今後も発生し得ることから、引き続き、総合労働相談コーナーの周知を徹底するとともに、その積極的な活用を図ることとする。	厚生労働省
37	犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度の周知・啓発	犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度についていまだ十分な認知がなされていない状況にあることから、厚生労働省において、企業向け・労働者向けのアンケートによる実態把握を行うとともに、リーフレットや厚生労働省のウェブサイト等により、経済団体や労働団体をはじめ事業主や被雇用者等に対し、あらゆる機会を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況や被害からの回復等のための休暇制度等について周知・啓発する。	・令和3年度は、被害者休暇の認知度や導入状況等に関するアンケートを実施し、令和4年3月28日に公表した。また、周知用のポスター(2,700部)・リーフレット(6万6,000部)の作成及び犯罪被害者に係る特別休暇制度を導入している企業事例を収集、事例集に掲載し、令和3年12月22日に経済団体や労働団体等を通じた傘下企業等に配布した。 ・令和4年度も、アンケートを実施し、令和5年3月31日に公表した。また、企業事例を収集、事例集に掲載し、令和5年2月13日に配布した。 ・厚労省ウェブサイト(働き方・休み方改善ポータルサイト)による休暇制度の周知は、引き続き行っている。	・被害者休暇の認知度や導入状況等に関するアンケートを実施するとともに、周知用のポスター・リーフレットを作成し、経済団体や労働団体等を通じた傘下企業等への配布、厚労省ウェブサイト(働き方・休み方改善ポータルサイト)による休暇制度の周知を行う。また、過去に収集した事例についてもフォローアップを行う予定。 ・これまでの取組を引き続き実施予定。	厚生労働省

施策 番号	項目	具体的施策	令和3年4月から令和5年12月までの実施結果	令和6年1月から令和8年3月までの取組予定	担当府省庁
第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組					
38	「PTSD対策専門研修」の内容の充実等	厚生労働省において、医師、保健師、精神保健福祉士等の医療従事者等を対象に、「PTSD（心的外傷後ストレス障害）対策専門研修」を実施する。性犯罪被害者を含む犯罪被害者等への適切な対応・治療を行うために必要な、司法を含めた専門的知識と治療に関する内容の充実を図り、犯罪被害者等の精神的被害や犯罪被害者等施策等に関する知識の普及・啓発を推進する。	「PTSD対策専門研修」の「犯罪・性犯罪被害者コース」において令和4年度は347人（令和3年度：333人）が受講した。	「PTSD対策専門研修」において「犯罪・性犯罪被害者コース」を実施する予定。	厚生労働省
39	PTSD等の治療に対応できる医療機関に関する情報提供	厚生労働省において、病院等の医療機関の医療機能に関する情報を住民・患者に対して提供する医療機能情報提供制度を運用している。同制度においては、PTSD等の疾病の治療に対応できる医療機関を検索することが可能となっており、引き続き同制度の周知に努める。	・医療機能情報提供制度を継続して運用しており、厚生労働省ウェブサイトで制度の周知に努めている。 ・令和4年3月31日、令和5年4月28日に本制度の報告項目の改正を行い、それに併せて厚生労働省ウェブサイトを更新した。また、政府広報についても令和4年5月25日に更新している。	・本制度については、現在、都道府県ごとに個別に運用されている情報提供システムとそのデータを集約して、全国統一的な情報提供システム（検索サイト）を構築し、令和6年4月の運用開始を予定している。この運用開始に合わせ、住民・患者向けのパンフレットを作成し、都道府県窓口等で配付する等、本制度の周知を図る予定。 ・医療機能情報提供制度を継続して運用し、厚生労働省ウェブサイト等で制度の周知を行うとともに、全国統一的な情報提供システム（検索サイト）における利用者のアクセス状況の把握に努める予定。	厚生労働省
40	医療現場における自立支援医療制度の周知	PTSD等の治療に係る自立支援医療（精神通院医療）制度については、厚生労働省において、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知（平成28年4月28日障精発0428第1号）により、犯罪被害者等が適切に同制度を利用できるよう、既に都道府県・指定都市等に周知依頼を行っているところであるが、再度周知徹底を依頼するなど、引き続き周知する。	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に規定する特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する自立支援給付について、犯罪被害者も支給要件等に該当すれば利用し得る制度となっていることを自治体に周知した。	引き続き、自立支援給付が適切に利用されるよう努める。	厚生労働省
41	犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の推進	文部科学省において、医学部関係者が参加する各種会議での要請や「医学教育モデル・コア・カリキュラム」等を通じて、医学部においてPTSD等の精神的被害に関する知識・診断技能及び犯罪被害者等への理解を深めるための教育を推進する。また、厚生労働省において、臨床研修の到達目標等を通じて、精神疾患への初期対応と治療の実情に関する医学部卒業生の理解促進を図る。	医学部の学部長等の教育責任者が集まる会議（全国医学部長病院長会議）に於いて、PTSD等の精神的被害に関する知識・診断技能及び犯罪被害者等への理解を深めるための教育について推進を行った。	医学部の学部長等の教育責任者が集まる会議（全国医学部長病院長会議）に於いて、PTSD等の精神的被害に関する知識・診断技能及び犯罪被害者等への理解を深めるための教育について推進を行う。	文部科学省
			医学部卒業後の医師臨床研修の到達目標、方略及び評価において、精神科を必修分野として位置付け、精神疾患に関する研修医の理解の促進を図っている。	医学部卒業後の医師臨床研修の到達目標、方略及び評価において、精神科を必修分野として位置付けており、引き続き、精神疾患に関する研修医の理解の促進を図る。	厚生労働省
42	犯罪被害者等支援業務に関する精神保健福祉センターの職員の理解促進	精神保健福祉センターにおいて犯罪被害者等に対する心の健康回復のための支援が適切に行われるよう、厚生労働省において、同センターの職員が犯罪被害者等支援に関する研修を受講するよう促すなどして、犯罪被害者等支援業務に関する同センターの職員の理解促進を図る。	「PTSD対策専門研修」の「犯罪・性犯罪被害者コース」において令和4年度は精神保健福祉センター職員を含む347人（令和3年度：333人）が受講した。	「PTSD対策専門研修」において「犯罪・性犯罪被害者コース」を実施する予定。	厚生労働省
43	地域格差のない迅速かつ適切な救急医療の提供	厚生労働省において、地域の格差なく迅速かつ適切な救急医療が提供されるよう、初期救急、二次救急及び三次救急の救急医療体制の整備を図るとともに、総務省と連携し、メディカルコントロール体制の充実強化を図る。	・令和3年4月1日時点で、在宅当番医制（初期救急）は604地区、休日夜間急患センター（初期救急）は556カ所、病院群輪番制（二次救急）は395地区・2,674カ所、共同利用型病院（二次救急）は15カ所設置している。 ・令和5年12月1日時点で、救命救急センターは304カ所設置している。 ・令和4年8月1日時点で、都道府県メディカルコントロール協議会は47、地域メディカルコントロール協議会は250設置している。 ・全国メディカルコントロール協議会連絡会を5回開催した。	・都道府県が医療計画に基づき行う、初期（在宅当番医制、休日夜間急患センター）、二次（病院群輪番制病院、共同利用型病院）及び三次（救命救急センター）医療施設からなる救急医療体制の体系的な整備に対して、財政支援を行う。 ・メディカルコントロール体制の充実強化を図るため、全国メディカルコントロール協議会連絡会を年2回開催する。次回は、令和6年2月2日に開催予定である。	厚生労働省 総務省（消防庁）

施策番号	項目	具体的施策	令和3年4月から令和5年12月までの実施結果	令和6年1月から令和8年3月までの取組予定	担当府省庁
44	救急医療における精神的ケアのための体制の確保	厚生労働省において、救急医療における犯罪被害者等の精神的ケアに対応するため、救急医療体制における精神科医との連携体制の確保を図る。	救命救急センターの充実段階評価の結果、令和4年末時点で、300施設のうち297(※)の救命救急センターが、救急医療の充実と併せて、精神科の医師による診療等が行える体制を整備している。 ※297施設のうち、精神的疾患を伴う患者が搬送された時に、院内の精神科医が常時直接診療するか、救命救急センターの医師が常時精神科医(近隣の精神科病院との連携も含む)に相談できる体制を整備している施設は138、上記に加え、精神科医が救命救急センターのカンファレンス等に参加するなど、精神疾患を伴う患者の入院中の治療、退院支援、転院先との連携等に継続的に関わる体制を整備している施設は159。	令和5年3月に発出した第8次医療計画の救急医療の体制構築に係る指針において、精神疾患を有する患者を受け入れる体制の構築を求めている。また、精神科医との連携体制を含む救命救急センターの機能や質を評価する救命救急センターの充実段階評価を実施することで、個々の救命救急センターの機能の強化、質の向上を促し、もって全国の救急医療体制の強化を図る。	厚生労働省
45	自動車事故による重度後遺障害者に対する医療の充実等	国土交通省及び独立行政法人自動車事故対策機構において、自動車事故による重度後遺障害者が質の高い治療・看護・リハビリテーションを受けられる機会の充実等を図るため、療養施設の充実やリハビリテーションの機会の確保に向けた取組を推進する。また、自動車事故による重度後遺障害者に対する介護料の支給等を推進するとともに、相談・情報提供等の介護料受給者への支援の充実・強化を図るほか、在宅で療養生活を送る自動車事故による後遺障害者の介護が様々な理由により困難となる場合に備えた環境整備を推進する。	療養施設への入院待機患者解消のため、ナスバ委託病床として令和5年3月より茨城リハビリテーション病院を指定した。	・重度脊髄損傷者が十分なリハビリテーションを受けられる環境整備のためのモデル事業を開始する。 ・引き続き、介護料制度を不知のまま受給できない者を減らすため、市区町村や警察等への周知活動を行う。	国土交通省
46	高次脳機能障害者への支援の充実	厚生労働省において、令和2年度から厚生労働科学研究費補助金で実施している「高次脳機能障害の診断方法と診断基準に資する研究」等を踏まえ、引き続き、患者・家族からの相談への対応や高次脳機能障害者への支援の普及啓発等を行う「高次脳機能障害支援普及事業」の実施を支援する。	「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業」の実施を通じて、 ・令和3年度は、全国119か所の支援拠点機関へ支援コーディネーターを437名配置し、研修会を全国で255回開催(参加者数2万3,358名) ・令和4年度は、全国120か所の支援拠点機関へ支援コーディネーターを464名配置し、研修会を全国で295回開催(参加者数2万3,496名) ・高次脳機能障害支援普及全国連絡協議会を年2回実施(令和5年度1回実施済み) するなど、高次脳機能障害者への支援の充実を図った。	・令和5年度においても、患者・家族からの相談への対応や高次脳機能障害者への支援の普及啓発等を行う「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業」の実施を支援し、地域支援ネットワークの構築と充実を図る。 ・引き続き、高次脳機能障害支援普及全国連絡協議会を実施するなど、都道府県が実施する「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業」の支援を行い、高次脳機能障害者への支援の充実を図る。	厚生労働省
47	子供の被害者等に対応できる思春期精神保健の専門家の養成	厚生労働省において、医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士、児童相談員等を対象に、家庭内暴力や児童虐待等の児童思春期における様々な精神保健に関する問題への対応を習得するための「思春期精神保健研修」を実施する。	令和4年度は、「思春期精神保健研修」の「医療従事者専門研修」を391人(令和3年度:363人)、「ひきこもり対策研修」を464人(令和3年度:471人)が、それぞれ受講した。	こころの健康づくり対策事業において、「思春期精神保健研修」を実施する予定。	厚生労働省
48	被害少年等のための治療等の専門家の養成、体制整備及び施設の増強に資する施策の実施	厚生労働省において、虐待を受けた子供の児童養護施設等への入所が増加していることを受け、平成23年度には児童養護施設等に心理療法担当職員及び個別対応職員の配置を義務化しており、引き続き適切な援助体制を確保する。具体的には、児童虐待が発生した場合の子供の安全を確保するための初期対応が迅速・確実に行われるよう、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)や令和元年6月に成立した児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律(令和元年法律第46号)による改正後の児童福祉法(昭和22年法律第164号)等に基づき、児童福祉司(指導及び教育を行う児童福祉司スーパーバイザーを含む。)、児童心理司、保健師、弁護士、医師等の配置を支援する。	・令和5年4月1日現在、全国の計232の児童相談所には、5,863人の児童福祉司、819人の医師、253人の保健師及び2,623人の児童心理司が配置されている。 ・入所児童に対して支援ニーズに応じた適切な支援を行う体制を強化するため、 ・令和3年度補正予算において児童養護施設等の職員に対し月額9千円の処遇改善を行う「社会的養護従事者処遇改善加算」に要する費用の補助 ・令和4年度当初予算において、ケアニーズの高いこどもの対応等、業務負担の大きい児童養護施設等の職員の離職防止を図るため、職員に対する相談支援等の実施に必要な費用の補助 ・令和5年度当初予算において、「乳児院等多機能化推進事業」において、児童養護施設等が障害等を有する児童を受け入れる際の連絡調整や入所中の支援のための障害児等受入調整員を配置する費用の補助を行った。	・引き続き新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン(令和4年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)に基づき体制強化に努めるほか、令和4年改正児童福祉法による一時保護開始時の司法審査の令和7年度までの導入等を踏まえ、必要に応じ、同プランの見直しを検討する。 ・令和6年度予算案においては、課題に応じた個別対応の強化を図るため、ケアニーズの高い児童を受け入れている自立援助ホーム及びファミリーホームへの個別対応職員の配置を支援することを盛り込んでおり、引き続き、支援体制の強化を図る。	こども家庭庁

施策番号	項目	具体的施策	令和3年4月から令和5年12月までの実施結果	令和6年1月から令和8年3月までの取組予定	担当府省庁
49	里親制度の充実	厚生労働省において、被害少年等の保護に資するよう、里親支援機関事業による里親の支援等により、里親制度の充実を図る。	・里親のリクルートからマッチング、委託後の養育支援までを包括的に支援する里親養育包括支援(フォスタリング)体制の整備を実施した。 ・令和4年改正児童福祉法においては、里親支援体制の更なる強化を図るため、児童福祉施設として「里親支援センター」を創設するなどの施策を盛り込んだ。	令和6年度予算案においては、家庭養育環境を確保するため、 ・里親支援センターによる里親等への支援や特別養子縁組等への支援を推進すること ・里親支援センターにおける人材育成のため、里親支援センター等の職員に対する研修や全国フォーラムの開催、第三者評価機関職員研修を実施すること ・里親に対する研修受講費用の支援範囲を広げるほか、養子縁組民間あっせん機関と児童相談所とのネットワーク構築に向けた地域ブロックごとの研修等を実施すること 等を盛り込んでおり、引き続き、制度の充実を図る。	こども家庭庁
50	児童虐待への夜間・休日対応の充実等	厚生労働省において、児童相談所が夜間・休日を含めいつでも虐待通告等の緊急の相談に対応できるよう、その体制整備に努める。	令和5年4月現在、全ての児童相談所(78地方公共団体・232か所)において、24時間・365日対応可能な体制が確保されている。	引き続き、児童相談所が夜間・休日を問わずいつでも相談に応じられる体制を整備に努める。	こども家庭庁
51		厚生労働省において、虐待を受けた児童に対する医療ケアの重要性に鑑み、地域の医療機関との連携・協力体制の充実に努める。	児童相談所では対応困難な医学的判断・治療が必要となるケースに迅速・適切に対応するため、都道府県が地域の医療機関を協力医療機関として指定し、個々のケースに応じた心身の治療の必要性等について児童相談所が医学的見地から専門的・技術的な助言を受ける取組に対し、予算補助を行っている。	児童相談所では対応困難な医学的判断・治療が必要となるケースに迅速・適切に対応するため、都道府県が地域の医療機関を協力医療機関として指定し、個々のケースに応じた心身の治療の必要性等について児童相談所が医学的見地から専門的・技術的な助言を受ける取組に対し、引き続きの支援を図る。	こども家庭庁
52	被害少年等の保護に関する学校及び児童相談所等の連携の充実	文部科学省及び厚生労働省において、被害少年等の保護に関し、要保護児童対策地域協議会を活用するなど、学校と児童相談所等の被害少年等の保護に資する関係機関との連携の充実を図る。	・令和2年4月現在、99.8%の市区町村で要保護児童対策地域協議会が設置されている。 ・こども家庭庁においては、「保育所等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について(周知)」(令和5年8月4日こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長連名通知)を発出するなど学校と児童相談所等の連携について周知し徹底を図っている。	こども家庭庁及び文部科学省においては、引き続き新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン(令和4年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)に基づき、民間団体との協働を進めるなど地域ネットワークの更なる強化を図る。	こども家庭庁 文部科学省
53	被害少年等に対する学校における教育相談体制の充実等	文部科学省において、被害少年等を含む児童生徒の相談等に適切に対応できるよう、現在の配置状況も踏まえ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置時間の充実等、学校における専門スタッフとしてふさわしい配置条件の実現を目指すとともに、勤務体制や環境等の工夫等、学校においてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを機能させるための取組や、犯罪等の被害に関する研修等を通じた資質の向上を図ることにより、学校における教育相談体制の充実を図る。	・児童生徒の相談等に適切に対応できるよう、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置充実を図った。 【配置人数】 令和3年度 スクールカウンセラー 9,948人 スクールソーシャルワーカー 3,091人 令和4年度 スクールカウンセラー 1万255人 スクールソーシャルワーカー 3,241人 ・学校等における教育相談体制の充実を図るため、教育委員会の教育相談担当者を対象とした「学校における教育相談体制充実に係る連絡協議会」(実施日：令和3年10月8日／令和4年9月22日)等において、犯罪被害等への対応に係る留意点等を周知した。	引き続き、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置充実を図るとともに、教育委員会の教育相談担当者等を対象とする協議会や研修等において、犯罪被害等への対応に係る留意点等を周知していく。	文部科学省
54		文部科学省において、被害少年等である児童生徒に対する心理的ケアについても、大学の教職課程におけるカウンセリングに関する教育及び教職員に対するカウンセリングに関する研修内容に含めるなど、その内容の充実を図るよう促す。	教職課程において教育相談(カウンセリング)に関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法について履修することになっており、その科目のなかで、教育相談に関する基礎的知識やいじめ、不登校、非行等の課題について、児童生徒の発達段階に応じた教育相談の進め方等を取り扱うよう教職課程コアカリキュラムを大学に示している。	引き続き教職課程コアカリキュラムを大学に示し、授業内容の充実を促す。	文部科学省
55	被害少年の精神的被害を回復するための継続的支援の推進	警察において、被害少年の精神的被害を回復するため、保護者の同意を得た上で、カウンセリングの実施、関係機関又は犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする民間被害者支援団体への紹介等の支援を継続的に推進する。	少年補導職員等により、関係機関又は犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする被害者支援団体への紹介、個々の被害少年の事情に応じた計画的なカウンセリングの実施、家庭や学校等と連携した環境調整等の継続的な支援を行うことについて、「被害少年の状況に応じた適切な保護活動の推進について」(平成31年3月27日付け、丙少発第21号)に基づき推進するとともに、「被害少年の状況に応じた適切な保護活動の推進について」(令和4年3月31日付け、丙少発第24号)を発出し、更なる強化を図った。	引き続き、少年補導職員等により、関係機関又は犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする民間被害者支援団体への紹介、個々の被害少年の事情に応じた計画的なカウンセリングの実施、家庭や学校等と連携した環境調整等の継続的な支援を推進する。	警察庁

施策番号	項目	具体的施策	令和3年4月から令和5年12月までの実施結果	令和6年1月から令和8年3月までの取組予定	担当府省庁
56	警察における性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実	警察庁において、性犯罪被害者の精神的被害の回復に資するため、公認心理師、臨床心理士等の資格を有する部内カウンセラーが効果的に活用され、警察によるカウンセリング費用の公費負担制度が効果的に運用されるよう、都道府県警察を指導するとともに、都道府県警察における部内カウンセラーの配置状況や同制度の措置状況を毎年公表する。	・毎年度実施する都道府県警察の被害者支援担当者を対象とした会議等において、カウンセリング体制の整備、各種公費負担制度の全国同一水準化や制度全般の検証、見直し等について指導した。 ・令和4年6月9日付け教養厚生課長通達「犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度の更なる充実について（通達）」を都道府県警察宛てに発出し、公費負担制度の全国同一水準化に努めるよう指示した。 【都道府県警察における部内カウンセラーの配置状況】 令和3年4月1日現在 185人 令和4年4月1日現在 177人 令和5年4月1日現在 182人 【犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度の予算獲得状況】 令和3年度 28,679千円 令和4年度 28,679千円 令和5年度 73,032千円 【公費負担制度を利用したカウンセリングの実施件数】 令和3年度 2,033件 令和4年度 2,338件	公費負担制度ができる限り全国的に同水準で運用されるよう、都道府県警察を指導していく。	警察庁
57 (177)	性犯罪被害者等に対する緊急避妊に関する情報提供	厚生労働省において、性犯罪被害者を含め、緊急避妊を必要とする者がその方法等に関する情報を得られるよう、保健所や女性健康支援センター等による情報提供を行う。	・女性健康支援センター（令和4年4月からは「性と健康の相談センター」）において、10代等若年で性や妊娠に関する問題で悩んでいる者や、若年に限らず、特定妊婦と疑われる者等に対する窓口での相談支援、アウトリーチによる相談支援、コーディネート業務、SNS等を活用した相談支援等を実施している。 ・厚生労働省においては、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づき緊急避妊薬の調剤に対応可能な薬局等に関する情報について、厚生労働省ウェブサイトで公開している。	・「性と健康の相談センター」において、10代等若年で性や妊娠に関する問題で悩んでいる者や、若年に限らず、特定妊婦と疑われる者等に対する窓口での相談支援、アウトリーチによる相談支援、コーディネート業務、SNS等を活用した相談支援等を実施している。 ・こども家庭庁においては、引き続き「性と健康の相談センター」の窓口について、こども家庭庁ウェブサイトで公開する。 ・厚生労働省においては、引き続き「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づき緊急避妊薬の調剤に対応可能な薬局等に関する情報について、厚生労働省ウェブサイトで公開する。	こども家庭庁 厚生労働省
58 (178)	性犯罪被害者への対応における看護師等の活用	厚生労働省において、内閣府、警察庁及び文部科学省の協力を得て、医療機関に対し、性犯罪被害者への対応に関する専門的知識・技能を備えた看護師、助産師等の活用について啓発を推進する。	・医師、看護師等が連携し、各々の専門性を発揮して性犯罪・性暴力等の被害者への支援に取り組んでいる、実践的な事例を盛り込んだ「チーム医療推進のための基本的な考え方と実践的事例集」を作成し、ウェブサイト（ https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001ehf7.html ）等で周知している。 ・医療機関に専門人材を活用いただけるよう全国会議を通して都道府県において周知・啓発を行ってもらうよう求めた。	「チーム医療推進のための基本的な考え方と実践的事例集」をウェブサイト（ https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001ehf8.html ）等で引き続き、周知する。	厚生労働省
59 (172)	ワンストップ支援センターの体制強化	内閣府において、関係省庁と連携し、ワンストップ支援センターについて、24時間365日対応化や拠点となる病院の整備促進、コーディネーターの配置・常勤化等の地域連携体制の確立、専門性を高めるなどの人材の育成や運営体制確保、支援員の適切な処遇等、運営の安定化及び質の向上を図る。また、全国共通短縮番号「＃8891（はやくワンストップ）」を周知するとともに、夜間・休日においても相談を受け付けるコールセンターの設置及び地域での緊急事案への対応体制の整備、各都道府県の実情に応じた被害者支援センターの増設等、相談につながりやすい体制整備を図る。さらに、全国共通短縮番号について、運用の在り方を検討する。	・ワンストップ支援センターについて、性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金により、24時間365日対応化、拠点となる病院における環境整備等の促進、コーディネーターの配置・常勤化等の地域連携体制の確立、専門性を高めるなどの人材の育成や運営体制確保、支援員の適切な処遇等、運営の安定化及び質の向上を図っている。 ・ホームページや毎年11月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」により、全国共通番号「＃8891（はやくワンストップ）」を周知するとともに、令和4年11月からワンストップ支援センターの通話料の無料化を実施している。 ・性暴力被害者のための夜間休日コールセンターを運営し、全国どこでも夜間休日を合わせて被害者が相談できる体制を整備している。	・ワンストップ支援センターについて、性犯罪・性暴力被害者のための交付金により、センターの運営の安定化と必要な人員の確保等を図るため、都道府県等に対する必要な支援を行う。 ・通話料を無料化している全国共通番号「＃8891（はやくワンストップ）」の更なる周知を図る。 ・都道府県等によるワンストップ支援センターの24時間・365時間化の取組を引き続き推進するとともに、全国どこでも夜間休日を合わせて被害者が相談でき、適切な支援を受けられるようにする観点から必要な施策を検討し、実施する。	内閣府
60 (173)		警察庁において、地方公共団体における犯罪被害者等施策の担当部局に対し、ワンストップ支援センターに関する情報提供等を行うほか、内閣府及び厚生労働省と連携し、地域における性犯罪・性暴力被害者支援の充実のため、ワンストップ支援センターにおける取組事例を含めた資料の提供に努める。	地方公共団体に対し、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議、犯罪被害者等施策情報メールマガジン等を通じ、ワンストップ支援センターの体制強化や性犯罪・性暴力被害者支援に関する情報の提供を行った。	地方公共団体に対し、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議、全国市区町村犯罪被害者等施策会議、犯罪被害者等施策情報メールマガジン等を通じ、ワンストップ支援センターの体制強化や性犯罪・性暴力被害者支援に関する情報の提供を行う。	警察庁

施策 番号	項目	具体的施策	令和3年4月から令和5年12月までの実施結果	令和6年1月から令和8年3月までの取組予定	担当府省庁
61 (174)		厚生労働省において、都道府県等の協力を得て、犯罪被害者支援団体、医師をはじめとする医療関係者等から、ワンストップ支援センターの開設に向けた相談があった場合には、協力が可能な医療機関の情報を収集し、当該犯罪被害者支援団体等に提供する。	都道府県等に対して、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの体制強化について(依頼)(令和3年4月8日付)」を発出し、周知を行った。	引き続き、都道府県等の協力を得て、犯罪被害者支援団体、医師をはじめとする医療関係者等からワンストップ支援センターの開設に向けた相談があった場合には、協力が可能な医療機関の情報を収集し、当該犯罪被害者支援団体等に提供する。	厚生労働省
62 (175)		厚生労働省において、医療機能情報提供制度の充実を図るとともに、同制度によりワンストップ支援センターを施設内に設置している医療機関を検索することができる旨を周知する。	・医療機能情報提供制度を継続して運用しており、厚生労働省ウェブサイトで制度の周知に努めている。 ・令和4年3月31日、令和5年4月28日に本制度の報告項目の改正を行い、それに併せて厚生労働省ウェブサイトを更新した。また、政府広報についても令和4年5月25日に更新している。	・本制度については、現在、都道府県ごとに個別に運用されている情報提供システムとそのデータを集約して、全国統一的な情報提供システム(検索サイト)を構築し、令和6年4月の運用開始を予定している。この運用開始に合わせ、住民・患者向けのパンフレットを作成し、都道府県窓口等で配付する等、本制度の周知を図る予定。 ・医療機能情報提供制度を継続して運用し、厚生労働省ウェブサイト等で制度の周知を行うとともに、全国統一的な情報提供システム(検索サイト)における利用者のアクセス状況の把握に努める予定。	厚生労働省
63 (176)		前記施策のほか、関係府省庁において、障害者や男性等を含む様々な性犯罪・性暴力被害者への適切な対応や支援を行うことができるよう、性犯罪・性暴力被害者の支援体制の充実のための施策を検討する。	・内閣府においては、ワンストップ支援センターにおける支援状況を把握するとともに、障害者や男性等を対象とした支援事例集を作成し、関係府庁及びワンストップ支援センター等に共有している。 ・令和5年7月、性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議及び子どもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議の合同会議において、男性・男児の被害者を含め、相談・被害申告をしやすくする強化策など、子ども・若者に対する性被害の防止を図る「子ども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」を取りまとめ、それに基づき内閣府においては、男性・男児のための臨時的相談窓口として、同年9月から12月、男性・男児のための性暴力被害者ホットライン事業を実施した。 ・警察庁においては、性犯罪被害相談電話全国共通番号「#8103(ハートさん)」について、性別や年齢等を問わず相談を受け付けていることなどについて周知している。	・内閣府においては、ワンストップ支援センターにおける支援状況に関する調査等を継続的に実施し、その結果も踏まえつつ、性犯罪・性暴力被害者の支援体制の充実のために必要な施策を検討する。また、男性・男児のための性暴力被害者ホットライン事業で得られた知見を窓口のワンストップ支援センター等に共有し、男性や男児の被害者への対応の向上等に取り組む。 ・警察庁においては、性犯罪被害相談電話全国共通番号「#8103(ハートさん)」について、性別や年齢等を問わず相談を受け付けていることなどについて周知する。	内閣府 警察庁 厚生労働省
64	犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する専門職の養成等	警察庁において、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会及び一般社団法人日本臨床心理士会に働き掛け、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する臨床心理士の養成及び研修の実施を促進する。	・臨床心理士の関係団体に対し、犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する臨床心理士の養成及び研修の実施を働き掛けるとともに、研修に職員を派遣し、犯罪被害者等施策に関する講義を実施した。また、令和5年11月、「犯罪被害者等支援を知ろう～犯罪被害者等への接し方～」と題する動画を制作し、関係団体に周知した。 ・犯罪被害者週間の実施に当たり、関係団体等に啓発イベントを案内し、臨床心理士等の参加の働き掛けを行った。	・臨床心理士の関係団体に対し、犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する臨床心理士の養成及び研修の実施を働き掛ける。 ・犯罪被害者週間の実施に当たり、関係団体等に啓発イベントの開催を案内し、臨床心理士等の参加の働き掛けを行う。	警察庁
65		警察庁及び厚生労働省が連携し、公益社団法人日本社会福祉士会、公益社団法人日本精神保健福祉士協会及び公益社団法人日本看護協会に働き掛け、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する社会福祉士、精神保健福祉士及び看護師の養成及び研修の実施を促進する。	・警察庁においては、令和5年1月、公益社団法人日本福祉士会と協力して、犯罪被害者等施策について学ぶことができるe-ラーニングコンテンツを作成し、犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する社会福祉士の養成及び研修の実施に努めた。また、同年11月、「犯罪被害者等支援を知ろう～犯罪被害者等への接し方～」と題する動画を制作し、関係団体に周知した。 ・警察庁においては、厚生労働省と連携し、犯罪被害者週間の実施に当たり、関係団体等に啓発イベントを案内し、社会福祉士等の参加の働き掛けを行った。 ・厚生労働省においては、看護師養成の観点では、保健師助産師看護師国家試験出題基準に「神経症性障害、ストレス関連障害、身体表現性障害」等に関する項目が含まれており、犯罪被害者等を含む様々な対象について、看護職として具有すべき基本的な知識及び技能として位置づけている。	・警察庁においては、社会福祉士等の関係団体に対し、犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する社会福祉士等の養成及び研修の実施を働き掛ける。 ・警察庁においては、厚生労働省と連携し、犯罪被害者週間の実施に当たり、関係団体等に啓発イベントの開催を案内し、社会福祉士等の参加の働き掛けを行う。	警察庁 厚生労働省

施策番号	項目	具体的施策	令和3年4月から令和5年12月までの実施結果	令和6年1月から令和8年3月までの取組予定	担当府省庁
66		警察庁、文部科学省及び厚生労働省が連携し、一般社団法人日本公認心理師協会及び一般社団法人公認心理師の会に働き掛け、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する公認心理師の養成及び研修の実施を促進する。	・警察庁においては、公認心理師の関係団体に対し、犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する公認心理師の養成及び研修の実施を働き掛けるとともに、研修会の後援・資料の提供等を行った。また、令和5年11月、「犯罪被害者等支援を知らう～犯罪被害者等への接し方～」と題する動画を制作し、関係団体に周知した。 ・警察庁においては、文部科学省及び厚生労働省と連携し、犯罪被害者週間の実施に当たり、関係団体等に啓発イベントの開催を案内し、公認心理師等の参加の働き掛けを行った。	・警察庁においては、公認心理師の関係団体に対し、犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する公認心理師の養成及び研修の実施を働き掛ける。 ・警察庁においては、文部科学省及び厚生労働省と連携し、犯罪被害者週間の実施に当たり、関係団体等に啓発イベントの開催を案内し、公認心理師の参加の働き掛けを行う。	警察庁 文部科学省 厚生労働省
67		前記施策のほか、警察庁において、関係府省庁と連携し、関係機関・団体における犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する専門職の養成及び研修の実施に必要な協力を行う。	・一般社団法人日本トラウマティック・ストレス学会に対し、犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する専門職の養成及び研修の実施について働き掛けを行った。また、令和5年11月、「犯罪被害者等支援を知らう～犯罪被害者等への接し方～」と題する動画を制作し、関係団体に周知した。 ・関係府省庁と連携し、犯罪被害者週間の実施に当たり、犯罪被害者等施策に関係する団体に啓発イベントの開催を案内し、犯罪被害者等施策に関係する専門職の参加の働き掛けを行った。	・一般社団法人日本トラウマティック・ストレス学会等に対し、犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する専門職の養成及び研修の実施について働き掛けを行う。 ・関係府省庁と連携し、犯罪被害者週間の実施に当たり、犯罪被害者等施策に関係する団体に啓発イベントの開催を案内し、犯罪被害者等施策に関係する専門職の参加の働き掛けを行う。	警察庁
68	法科大学院における教育による犯罪被害者等への理解の向上の促進	文部科学省において、各法科大学院が、自らの教育理念に基づき多様で特色のある教育を展開する中で、犯罪被害者等に対する理解の向上を含め、真に国民の期待と信頼に応え得る法曹の養成に努めるよう促す。	各法科大学院に対し、令和5年12月の法科大学院協会総会等の会議において、犯罪被害者等に対する理解の向上を含め、真に国民の期待と信頼に応え得る法曹の養成に努めるよう周知した。	各法科大学院に対し、法科大学院協会総会等の会議において、犯罪被害者等に対する理解の向上を含め、真に国民の期待と信頼に応え得る法曹の養成に努めるよう周知する。	文部科学省
69	犯罪被害者等に対する医療機関の医療機能に関する情報の提供	厚生労働省において、犯罪被害者等が利用しやすいよう、医療機関の医療機能に関する情報をウェブサイト上で提供するとともに、関係機関において当該情報を共有し、適時適切に犯罪被害者等に提供する。	医療機能情報提供制度を継続して運用しており、厚生労働省ウェブサイトで制度の周知に努めている。令和4年3月31日、令和5年4月28日に本制度の報告項目の改正を行い、それに併せて厚生労働省ウェブサイトを更新した。また、政府広報についても令和4年5月25日に更新している。	・本制度については、現在、都道府県ごとに個別に運用されている情報提供システムとそのデータを集約して、全国統一的な情報提供システム（検索サイト）を構築し、令和6年4月の運用開始を予定している。この運用開始に合わせ、住民・患者向けのパフレットを作成し、都道府県窓口等で配付する等、本制度の周知を図る予定。 ・医療機能情報提供制度を継続して運用し、厚生労働省ウェブサイト等で制度の周知を行うとともに、全国統一的な情報提供システム（検索サイト）における利用者のアクセス状況の把握に努める予定。	厚生労働省
70	犯罪被害者等の受診情報等の適正な取扱い	厚生労働省において、犯罪被害者等の受診情報が医療機関や保険者から流出することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、医療機関や保険者に適切に対応する。また、「診療情報の提供等に関する指針」（平成15年9月12日付け厚生労働省医政局長通知）に基づき、引き続き医療機関等に適切な対応を求める。さらに、医療安全支援センターにおいて、個人情報の取扱いを含めた医療に関する苦情・相談のあった医療機関の管理者に対し、必要に応じて助言を行う。	「診療情報の提供等に関する指針」（平成15年9月12日付け厚生労働省医政局長通知）を厚生労働省ウェブサイトに掲載している。	引き続き掲載する予定。	厚生労働省
71		金融庁において、犯罪被害者等の保健医療に関する情報をはじめとする個人情報の取扱いに関し、損害保険会社に問題があると認められる場合には、保険業法（平成7年法律第105号）に基づき、当該保険会社に対する検査・監督において適切に対応する。	各保険会社の個人情報の取扱いについて、各社から提出される個人情報漏洩報告等の内容を把握のうえ、必要に応じて検査・監督においてモニタリングを行った。	各保険会社の個人情報の取扱いについて、各社から提出される個人情報漏洩報告等の内容を把握のうえ、必要に応じて検査・監督においてモニタリングを行う。	金融庁

施策 番号	項目	具体的施策	令和3年4月から令和5年12月までの実施結果	令和6年1月から令和8年3月までの取組予定	担当府省庁
72	判決確定、保護処分決定後の加害者に関する情報の犯罪被害者等への提供の適正な運用及び拡充の検討	法務省において、加害者の処遇状況等に関する事項の情報提供について、被害者等通知制度を引き続き適切に運用するとともに、犯罪被害者等への情報提供の在り方について、同制度の運用状況や加害者の改善更生への影響、個人のプライバシーの問題等を総合的に考慮しつつ検討を行い、3年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。	・検察庁において、事件の処理結果、公判期日、裁判結果等のほか、犯罪被害者等からの希望があるときは、不起訴裁定の主文・不起訴裁定の理由の骨子等を通知する被害者等通知制度を実施した。 ・平成19年12月からは、同制度を拡充して、犯罪被害者等の希望に応じて、判決確定後（又は保護処分決定後）の加害者に関する処遇状況などの情報について刑事施設や地方更生保護委員会等と連携して通知を実施した。 ・判決確定後の加害者に関する情報提供の通知内容として、加害者の受刑中の処遇状況、仮釈放審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項などを通知した。 - また、保護処分決定後の加害者に関する情報提供の通知内容として、少年院送致処分又は保護観察処分を受けた加害少年について、少年院における処遇状況、仮退院審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項などを通知した。 - これに加え、平成26年4月から、処遇状況に関する通知事項として、加害者の受刑中の刑事施設における懲罰の状況及び褒賞の状況、少年院在院中における、賞、懲戒及び問題行動指導の状況について通知を実施した。 - また、被害者等通知制度の在り方について、その運用状況等を踏まえ、検討を行い、令和5年12月から、保護観察中の処遇状況に関する事項として、しく罪指導プログラムの実施状況等を新たに通知した。 【被害者等通知制度による通知希望者数】 令和3年 8万894人 令和4年 7万8,377人 【実際の通知者数】 令和3年 13万3,987人 令和4年 12万8,987人	加害者の処遇状況等に関する事項の情報提供について、引き続き、被害者等通知制度の適切な運用に努める。	法務省
73	医療観察制度における加害者の処遇段階等に関する情報提供の適正な運用	法務省において、医療観察制度における犯罪被害者等に対する加害者の処遇段階等に関する情報提供制度に基づき、医療観察制度における加害者の処遇段階等に関する犯罪被害者等の要望に応じた情報提供について、一層円滑かつ適正な運用に努める。また、犯罪被害者等への情報提供の在り方について、情報提供制度の運用状況、医療観察制度の対象となる加害者の社会復帰の促進や個人情報の保護等を総合的に考慮しつつ検討を行う。	医療観察制度における加害者の処遇段階等に関する情報提供制度の適切な運用に努めた。 また、同制度の在り方について、これまでの運用状況等を踏まえて検討を重ね、関係各所とも協議の上、通達等の改正を行った（改正後の通達等の施行日は、令和6年1月1日）。これまで申出ごとに情報提供を行っていたところ、本改正により、被害者等から継続的な情報提供の希望がある場合は、初回の情報提供の後再度の申出を受けることなく、加害者の処遇段階や加害者を担当する保護観察所に変更等が生じた場合にその旨の情報提供を行うほか、地域社会における処遇中（通院中等）は、おおむね6か月ごとに社会復帰調整官との接触状況等の情報提供を行う。	改正後の通達等に基づき、同制度を適正に運用する。	法務省
74	更生保護における犯罪被害者等施策の周知	法務省において、心情等伝達制度等を利用した犯罪被害者等の体験談等を法務省ウェブサイトに掲載するなどして、更生保護における犯罪被害者等施策の広報や関係機関・団体等に対する周知に努める。	令和5年12月の改正更生保護法の施行等に伴い、更生保護における犯罪被害者等施策に関するパンフレットやリーフレット等を刷新し、当該広報資材を活用したほか、同施策を利用した犯罪被害者等の体験談等を法務省ウェブサイトに掲載するなどして、同施策の広報や関係機関・団体等に対する周知に努めた。	令和6年3月までに更生保護における犯罪被害者等施策に関する動画を製作し、法務省ウェブサイトに掲載する予定である。引き続き、パンフレット、リーフレットや当該動画等を活用するなどして、同施策の広報や関係機関・団体等に対する周知に努める。	法務省
75	被害者等通知制度の周知	検察庁において、検察官等が犯罪被害者等の事情聴取等を行ったときは、被害者等通知制度に基づく通知の希望の有無を確認するとともに、パンフレット「犯罪被害者の方々へ」を配布するなどして、同制度の周知に努める。また、法務省において、少年審判後の同制度に関するリーフレットを関係機関に配布するなどして、同制度の周知に努める。	被害者等通知制度について説明した犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」及び被害者等向けDVD「あなたの声を聴かせてください」を作成し、全国の検察庁等へ配布したほか、ウェブサイト上に掲載するなどして、これらの制度を周知した。 また、検察庁においては、検察官等が犯罪被害者等の事情聴取等を行った際、被害者等通知制度について説明した上、同制度に基づく通知の希望の有無を確認した。	・引き続き、同パンフレット及び同DVDを活用したり、ウェブサイト上に掲載したりするなどして、被害者等通知制度を関係機関及び国民に広く周知する。 ・検察庁においては、検察官等が犯罪被害者等の事情聴取等を行った際、被害者等通知制度について説明した上、同制度に基づく通知の希望の有無を確認する。	法務省

施策番号	項目	具体的施策	令和3年4月から令和5年12月までの実施結果	令和6年1月から令和8年3月までの取組予定	担当府省庁
76	加害者に関する情報提供の適正な運用	法務省において、再被害防止のため、警察の要請に応じ、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が警察に対して行う受刑者の釈放予定、帰住予定地、仮釈放中の特異動向等の情報提供や、再度の加害行為のおそれを覚知した検察官、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所による警察への連絡について、関係者への周知徹底を図り、引き続き、円滑かつ適正な運用に努める。	・犯罪被害者が加害者との接触回避などの措置を講じることにより再被害を避けることができるよう、平成13年10月から継続して出所情報通知制度を実施しており、警察から再被害防止措置上必要とする受刑者の釈放等に関する情報の通報要請があった場合、通報を行うのが相当であると認められるときは、受刑者の釈放等に関する情報(自由刑の執行終了による釈放予定と予定年月日・帰住予定地、仮釈放による釈放予定と予定年月日・指定帰住地等)を通報した。 ・平成13年3月から継続して、犯罪被害者等が希望する場合に、検察官が相当と認めるときは、犯罪被害者等に対し、受刑者の釈放前に釈放予定に関する通知を行った。 ・上記について適正な運用に努めた。	再被害防止のため、警察の要請に応じて、出所情報通知制度等を適正に運用するとともに、被害者等に同制度について案内するなど、引き続き、適切な運用に努める。	法務省
77	警察における再被害防止措置の推進	警察において、13歳未満の子供を被害者とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者の再犯防止を図るため、法務省から情報提供を受け、定期的な所在確認を実施する。また、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うとともに、関係機関・団体との連携強化に努める。	・令和5年7月、刑法の一部改正に伴い、再犯防止措置制度における暴力的性犯罪について所要の見直しを行った。 ・平成17年6月から令和4年12月末までに法務省から情報提供を受けた対象者数は、2498人である。	引き続き、定期的な所在確認、面談を行うなど再被害防止の取組を推進する。	警察庁
78		警察において、同一の加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を再被害防止対象者として指定するとともに、当該加害者を収容している刑事施設等と緊密に連携し、防犯指導・警戒等の再被害防止措置を推進する。また、関係機関と連携し、犯罪被害者等の個人情報の保護に配慮した上で、事案に応じた柔軟な対応に努める。	巡回業務指導において、再被害防止対象者の指定状況、再被害防止措置の実施状況を確認し、指定の判断等を警察署任せにすることなく、警察本部において、指定の必要性等について適切に判断するとともに、被害者等に対する効果的かつ確実な再被害防止措置が執られるよう警察署に対する指導・助言・支援を継続的に実施するよう指導した。	引き続き、巡回業務指導において、再被害防止対象者の指定状況、再被害防止措置の実施状況を確認し、指定の判断等を警察署任せにすることなく、警察本部において、指定の必要性等について適切に判断するとともに、被害者等に対する効果的かつ確実な再被害防止措置が執られるよう警察署に対する指導・助言・支援を継続的に実施するよう指導する。	警察庁
79	警察における保護対策の推進	警察において、暴力団等による危害を未然に防止するため、暴力団等から危害を受けるおそれのある者を保護対象者として指定し、危害を受けるおそれの程度に応じ、その危害を防止するための必要な措置を講ずるなど、警察組織の総合力を発揮した保護対策を推進する。	・警察においては、暴力団による犯罪の被害者や暴力団との関係を遮断しようとする事業者等に対する危害行為を防止し、その安全確保の徹底を図るため、組織の総合力を発揮した保護対策を実施している。 ・「保護対策実施要綱の制定について(依命通達)」(平成31年3月28日付け警察庁乙刑発第6号ほか)に基づき指定した身辺警戒員(通称「PO」(Protection Officer))に対する教養訓練を強化するとともに、防犯カメラ等必要な装備資機材の拡充、民間警備業者の活用にも努めている。	引き続き、警察組織の総合力を発揮した保護対策を推進する。	警察庁
80 (134)	保釈に関する犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実	加害者の保釈申請がなされた場合には、法務省において、事案に応じ、改めて犯罪被害者等に連絡して事情聴取を行うなどして、裁判所に提出する検察官意見に犯罪被害者等の意見を適切に反映させるとともに、保釈申請の結果を犯罪被害者等に連絡するなど、犯罪被害者等の安全確保に一層配慮するよう努める。	検察官等を対象として、犯罪被害者等に対する安全配慮、犯罪被害者等の保護・支援に関する研修を実施した。 また、加害者の保釈申請がなされた場合には、検察官が、必要に応じ、犯罪被害者等から事情を聞くなどして、その安全確保に十分配慮しつつ裁判所に意見を提出するとともに、保釈申請に対する結果について犯罪被害者等に連絡するなど、適切な対応に努めた。	・検察官等を対象として、犯罪被害者等に対する安全配慮、犯罪被害者等の保護・支援に関する研修の実施について検討を行う。 ・加害者の保釈申請がなされた場合には、検察官が、必要に応じ、犯罪被害者等から事情を聞くなどして、その安全確保に十分配慮しつつ裁判所に意見を提出するとともに、保釈申請に対する結果について犯罪被害者等に連絡するなど、適切な対応に努める。	法務省

施策番号	項目	具体的施策	令和3年4月から令和5年12月までの実施結果	令和6年1月から令和8年3月までの取組予定	担当府省庁
81	再被害の防止に向けた関係機関の連携の強化	警察庁及び厚生労働省において、配偶者等からの暴力事案の被害者、人身取引（性的サービスや労働の強要等）事犯の被害者、児童虐待の被害児童等の保護に関する警察、婦人相談所、児童相談所等の連携について、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、一層の強化を図る。	令和5年4月1日現在、全国の児童相談所（232箇所）のうち、183箇所（78.8%）に警察官99名、警察OB254名が配置されている。	児童相談所においては、触法少年・ぐ犯少年の通告、棄児・迷子・虐待を受けた子ども等の要保護児童の通告等について、警察との連携を図っている。児童虐待事案については、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定。）に基づき、引き続き、児童相談所と警察との間で共有する情報を明確化し、情報共有の充実・強化を図るなど、児童虐待事案への対応における連携を強化していく。	こども家庭庁
			・配偶者等からの暴力事案等に関し、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関・団体と連携した支援を行うなど、犯罪被害者等の視点に立った適切な対応を図っている。 ・児童虐待事案については、街頭補導、少年相談等のあらゆる警察活動を通じ、被害の早期発見及び児童相談所への確実な通告に努めている。また、児童の安全確認、児童の一時保護及び立入調査を円滑に実施するための援助や要保護児童対策地域協議会等への参画等、児童相談所、学校等の関係機関との連携強化に努めている。 ・警察においては、全ての児童相談所設置自治体と情報共有に係る協定等を締結している。 ・令和3年度及び令和4年度には、人身取引（性的サービスや労働の強要等）事犯の被害者等に対して警察等への被害申告を呼び掛ける10か国語によるリーフレットを作成し、関係国の在京大使館、非政府組織等の犯罪被害者等の目に触れやすい場所等に広く配布したほか、国内の主要空港の協力を得て、デジタルサイネージによる広報を実施するなどした。 ・同リーフレットのほか、複数の被害事例を警察庁ウェブサイト上に掲載するなどして、警察等への通報を呼び掛けており、これらのリーフレットや被害事例の作成に当たっては、非政府組織等と意見交換を重ね、犯罪被害者等の視点に立った分かりやすい内容とするよう努めている。 ・人身取引事犯の被害者等の早期保護を図るため、平成19年10月から、警察庁の委託を受けた民間団体が市民から匿名で事件情報の通報を受け付け、これを警察に提供して捜査等に役立てる匿名通報事業を実施している。なお、人身取引事犯の検挙状況等については、警察庁ウェブサイト上に掲載している。	・配偶者等からの暴力事案の被害者、児童虐待の被害児童等の保護に関し、引き続き、再被害の防止に向けた関係機関の連携の強化を図る。 ・児童虐待事案については、引き続き、街頭補導、少年相談等のあらゆる警察活動を通じ、被害の早期発見及び児童相談所への確実な通告に努めるとともに、児童の安全確認、児童の一時保護及び立入調査を円滑に実施するための援助や要保護児童対策地域協議会等への参画等、児童相談所、学校等の関係機関との連携強化に努める。 ・新たに児童相談所設置自治体でできた場合は、警察との情報共有に係る協定等を締結する。 ・引き続き、警察職員及び警察OBを児童相談所へ配置する。 ・人身取引事犯については、引き続き、警察等への通報の呼び掛けをはじめとした各種取組を推進する。	警察庁
			女性相談支援センター等と関係機関との連携を促進するため、令和3年度に「困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業」を創設した。	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和6年4月1日施行）において、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うための、関係機関や民間団体等で構成される支援調整会議の設置を地方公共団体に対して努力義務化するほか、引き続き、関係機関との連携強化に取り組む。	厚生労働省
82		警察庁及び文部科学省において、警察と学校等関係機関の通報連絡体制や要保護児童対策地域協議会の活用、加害少年やその保護者に対する指導等の一層の充実を図り、再被害の防止に努める。	・問題を有する児童・生徒に関する情報を学校と警察が相互に通知する学校・警察連絡制度を全都道府県で運用しているほか、令和5年4月現在、全都道府県において約2,400の学校警察連絡協議会が設けられている。 ・退職した警察官等をスクールサポーターとして警察署等に配置し、学校からの要請に応じて派遣するなどして、問題行動等への対応を行っている。令和5年4月現在、44全都道府県で約850人が配置されている。 ・少年又はその保護者等から少年の非行防止その他少年の健全な育成に関する悩みごと、困りごと等の相談があれば、その内容に応じ、必要な指導、助言、その他の援助を行っており、令和4年中は全国で8万5,314件の相談を受理している。	引き続き、学校・警察連絡制度や学校警察連絡協議会、スクールサポーター等を効果的に活用するなど、少年の非行防止活動のより一層の推進を図る。	警察庁
			・再被害の防止の実現を行っているところである。 ・令和4年12月に改訂した生徒指導提要において、学校警察連絡協議会や学校警察連絡制度等による警察との連携の重要性を記載し、都道府県教育委員会の生徒指導担当者などを対象とする研修会等で周知した。	引き続き、都道府県教育委員会の生徒指導担当者などを対象とする研修会等で周知していく。	文部科学省

施策番号	項目	具体的施策	令和3年4月から令和5年12月までの実施結果	令和6年1月から令和8年3月までの取組予定	担当府省庁
83	犯罪被害者等に関する情報の保護	法務省において、証拠開示の際に証人等の住居等が関係者に知られることのないように求める制度や、性犯罪等の事件の公開の法廷では氏名、住所その他被害者の特定につながる事項を明らかにしない制度について周知徹底を図るとともに、訴訟関係者への注意喚起を含め、これらの制度の一層適正な運用に努めるよう、検察官等の意識の向上を図る。また、証人への付添い、遮へい等の犯罪被害者等の保護のための措置について周知徹底を図り、一層適正な運用に努める。さらに、更生保護官署においても、保管する犯罪被害者等の個人情報情報を適切に管理するよう周知徹底を図る。	・検察官等を対象として、犯罪被害者等の保護・支援に関する研修を実施するとともに、検察官に対し、会議などの機会を通じて犯罪被害者保護・支援制度等の周知を図った。 ・検察庁においては、検察官が犯罪被害者等に対する適切な情報提供の実施等に努めるなど、その円滑な運用に取り組んだ。 ・更生保護官署において、犯罪被害者等に関する情報を適切に管理するよう、会議や研修等の機会を通じて周知徹底を図った。	・検察官等を対象として、犯罪被害者等の保護・支援に関する研修の実施について検討を行う。 ・検察庁においては、検察官が犯罪被害者等に対する適切な情報提供の実施等に努めるなど、その円滑な運用に取り組む。 ・更生保護官署において、犯罪被害者等に関する情報を適切に管理するよう、引き続き、会議や研修等の機会を通じて周知徹底を図る。	法務省
84		法務省において、検察官が、ストーカー事案について、所要の捜査を遂げた上、事案に応じた適切な処分を行うとともに、捜査・公判の各段階において、犯罪被害者等に関する情報の保護に配慮するなど、適切な対応に努める。	検察官等を対象として、犯罪被害者等の保護・支援に関する研修を実施したほか、検察官が、ストーカー事案について、所要の捜査を遂げた上、事案に応じた適切な処分を行うとともに、捜査・公判の各段階において、犯罪被害者等に関する情報の保護に配慮するなど、適切な対応に努めた。	・検察官等を対象として、犯罪被害者等の保護・支援に関する研修の実施について検討を行う。 ・検察官が、ストーカー事案について、所要の捜査を遂げた上、事案に応じた適切な処分を行うとともに、捜査・公判の各段階において、犯罪被害者等に関する情報の保護に配慮するなど、適切な対応に努める。	法務省
85		日本司法支援センターにおいて、常勤弁護士を含む職員に対し、犯罪被害者等の個人情報の取扱いに十分留意するよう指導を行う。	犯罪被害者支援業務マニュアルにおいて、犯罪被害者等の個人情報漏洩・流出しないようその取扱いに十分留意し、必要な措置を講じるよう明示するとともに、常勤弁護士を含む職員に対する研修においてその旨指導した。	職員に対する研修等を通じ、犯罪被害者支援業務マニュアルに基づき、個人情報の適切な取扱いについて指導を行う。	法務省
86		総務省において、引き続き、市区町村における「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置」制度及び「ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者に係る選挙人名簿の抄本の閲覧に関する厳格な取扱いについて」（平成29年9月29日付け総務省自治行政局選挙部選挙課長通知）について、厳格な運用により犯罪被害者等に係る情報の保護の徹底がなされるよう、必要に応じて手続を周知する。	【住民基本台帳関係】 ・令和3年12月14日付け総行住第147号「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置の実施に関する質疑応答について」を自治体宛てに発出し、市区町村の事務所へ出頭して延長の申出を行うことが困難な支援措置の対象者への対応等の質疑応答を示した。 ・令和4年3月31日付け総行住第32号・総税固第8号「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置に係る支援措置申出書の様式の変更と留意点について」を自治体宛てに発出し、支援措置の申出者が当初受付市区町村以外の市区町村に所在する固定資産を所有している場合の留意点を示した。 ・令和5年3月17日付け総行住第21号「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置に関する取扱いについて」を自治体宛てに発出し、支援措置の申出書の「加害者」の欄に記載された者と申出者の立場が確定していない事例もあることから、「加害者」欄に記載された者が住民票の写し等の請求をした際の対応等についての留意点を示した。 ・令和5年11月8日付け総行住第92号「住民基本台帳事務処理要領の一部改正について」を自治体宛てに発出し、支援措置の申出者と「加害者」欄に記載された者の間の訴訟に係争中であり確定していない場合なども含まれていることから、支援措置において、「被害者」・「加害者」等の表記を「支援措置対象者」・「相手方」と改めたことを周知した。 【選挙関係】 ・平成29年9月29日付け総務省自治行政局選挙部選挙課長通知「ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者に係る選挙人名簿の抄本の閲覧に関する厳格な取扱いについて」を各都道府県選挙管理委員会宛発出し、選挙人名簿の抄本の閲覧制度の厳格な取扱いについて周知した。 ・令和3年10月に行われた衆議院議員総選挙、令和4年7月に行われた参議院議員通常選挙及び令和5年4月に行われた統一地方選挙に際しても、支援対象者が記載されている選挙人名簿の抄本の閲覧については、平成29年の通知を踏まえて運用を行うよう各都道府県選挙管理委員会へ通知した。	【住民基本台帳関係】 今後とも、市区町村におけるDV支援措置に関する事務について、適切に助言等を行う。 【選挙関係】 左記課長通知に基づき、引き続き犯罪被害者等に係る情報の保護が徹底されるよう、必要に応じて手続を周知する。	総務省

施策番号	項目	具体的施策	令和3年4月から令和5年12月までの実施結果	令和6年1月から令和8年3月までの取組予定	担当府省庁
87		法務省において、引き続き、市区町村における「DV被害者等の住所等の記載がある届書等に関する戸籍法第48条第2項に基づく届書等の記載事項証明書等の取扱いについて」(平成24年3月23日付け法務省民事局民事第一課補佐官(戸籍担当)事務連絡)に基づく手続、法務局における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者が登記義務者又は登記権利者とならないが、添付情報に当該被害者の現住所が記載されている場合における閲覧の方法について」(平成27年3月31日付け法務省民事局民事第二課長通知)等に基づく取組及び「DV被害者から供託物払渡請求書の住所等の秘匿に係る申出があった場合における措置について」(平成25年9月20日付け法務省民事局商事課長通知)に基づく手続を周知するとともに、厳格な運用により犯罪被害者等に係る情報の管理の徹底を図る。	・市区町村及び法務局において「DV被害者等の住所等の記載がある届書等に関する戸籍法第48条第2項に基づく届書等の記載事項証明書等の取扱いについて」(平成24年3月23日付け法務省民事局民事第一課補佐官(戸籍担当)事務連絡)に基づく取扱いがされた。 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者が登記義務者又は登記権利者とならないが、添付情報に当該被害者の現住所が記載されている場合における閲覧の方法について」(平成27年3月31日付け法務省民事局民事第二課長通知)等に基づく取組を継続した。 また、令和3年4月に成立した民法等の一部を改正する法律により不動産登記法の一部が改正され、DV被害者等の保護のための措置が法制化された。具体的には、登記記録に記録されている自然人の住所が明らかにされることにより人の生命・身体に危害を及ぼすおそれがある場合又はこれに準ずる程度に心身に有害な影響を及ぼすおそれがある場合又はこれに準ずる程度に心身に有害な影響を及ぼすおそれがある場合において、その者からの申出があったときは、登記事項証明書等にその住所に代わる事項が記録されることとなった(同法第119条第6項。令和6年4月施行)。 ・「DV被害者から供託物払渡請求書の住所等の秘匿に係る申出があった場合における措置について」について、引き続き、手続の周知と厳格な運用の徹底を図った。	・引き続き、市区町村及び法務局において「DV被害者等の住所等の記載がある届書等に関する戸籍法第48条第2項に基づく届書等の記載事項証明書等の取扱いについて」(平成24年3月23日付け法務省民事局民事第一課補佐官(戸籍担当)事務連絡)に基づく取扱いを行っていく。 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者が登記義務者又は登記権利者とならないが、添付情報に当該被害者の現住所が記載されている場合における閲覧の方法について」(平成27年3月31日付け法務省民事局民事第二課長通知)等に基づく取組について、引き続き継続する。 また、令和6年4月以降において、登記記録に記録されている自然人の住所が明らかにされることにより人の生命・身体に危害を及ぼすおそれがある場合又はこれに準ずる程度に心身に有害な影響を及ぼすおそれがある場合において、その者からの申出があったときは、登記事項証明書等にその住所に代わる事項を記録することとする(不動産登記法第119条第6項。令和6年4月施行)。 ・「DV被害者から供託物払渡請求書の住所等の秘匿に係る申出があった場合における措置について」について、引き続き、手続の周知と厳格な運用の徹底を図る。	法務省
88		国土交通省において、引き続き、運輸支局等における登録自動車の「登録事項等証明書の交付請求に係る配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための取扱いについて」(平成26年7月11日付け国土交通省自動車局自動車情報課長通知)や、軽自動車検査協会における「検査記録事項等証明書交付請求に係る配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための取扱いについて」(平成27年1月26日付け国土交通省自動車局整備課長通知)に基づく手続を周知するとともに、厳格な運用により犯罪被害者等に係る情報の管理の徹底を図る。	運輸支局等における登録自動車の「登録事項等証明書の交付請求に係る配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための取扱いについて」(平成26年7月11日付け国土交通省自動車局自動車情報課長通知)や、軽自動車検査協会における「検査記録事項等証明書交付請求に係る配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための取扱いについて」(平成27年1月26日付け国土交通省自動車局整備課長通知)に基づき、以下の件数の手続を実施した。 【被害者からの当該通知に基づく取扱いの実施に係る申請件数(令和5年12月時点)】 運輸支局等:266件 軽自動車検査協会:145件	引き続き、運輸支局等における登録自動車の「登録事項等証明書の交付請求に係る配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための取扱いについて」(平成26年7月11日付け国土交通省自動車局自動車情報課長通知)や、軽自動車検査協会における「検査記録事項等証明書交付請求に係る配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための取扱いについて」(平成27年1月26日付け国土交通省自動車局整備課長通知)に基づく手続を周知するとともに、厳格な運用により犯罪被害者等に係る情報の管理の徹底を図る。	国土交通省
89 (274)		警察による被害者の実名発表・匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮する。	警察としては、被害者に関する情報を含め事件に係る報道発表については、犯罪被害者等基本法に基づく第4次犯罪被害者等基本計画も踏まえ、犯罪被害者等関係者のプライバシー等の権利利益、公表することによって得られる公益、公表が捜査に与える影響等を個別の事案ごとに総合的に勘案して、発表の適否やその内容について組織として判断、決定している。	警察庁においては、犯罪被害者等の実名・匿名発表について引き続き適切な発表がなされるよう、都道府県警察の広報担当者が参加する会議等の機会を通じて都道府県警察を指導していく。	警察庁
90 (25)	一時保護場所の環境改善等	厚生労働省において、児童相談所及び婦人相談所による一時保護や婦人保護施設及び民間シェルター等への一時保護委託の適正な運用に努める。	再掲	再掲	厚生労働省
91 (26)	被害直後及び中期的な居住場所の確保	厚生労働省において、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」等に基づき、児童相談所の一時保護所において個別対応ができる職員体制の強化や環境整備を推進する。	再掲	再掲	こども家庭庁

施策番号	項目	具体的施策	令和3年4月から令和5年12月までの実施結果	令和6年1月から令和8年3月までの取組予定	担当府省庁
92	児童虐待の防止及び早期発見・早期対応のための体制整備等	内閣府及び厚生労働省において、配偶者等からの暴力事案がその子供にも悪影響を及ぼすことに鑑み、子供に対する精神的ケア等の支援の充実を図るとともに、配偶者暴力相談支援センター等の配偶者等からの暴力事案への対応機関と児童相談所等の児童虐待への対応機関との連携・協力を推進する。	・令和2年度から、「DV被害者等セーフティネット強化支援パイロット事業」を実施して、民間シェルターがDVや児童虐待の被害者を母子一体で受け入れる体制整備や心理専門職によるメンタル面のケア等を支援している。 ・女性に対する暴力被害者のための官・官民連携促進事業において、配偶者暴力の被害者に対する相談・支援に従事する官民の関係者を対象としてオンライン研修教材を作成・提供するに当たり、研修項目に児童虐待に関連した項目を含めるとともに、研修対象者に児童相談所職員等児童虐待対応の関連部署を含めている。	配偶者暴力相談支援センター等の配偶者等からの暴力事案への対応機関と児童相談所等の児童虐待への対応機関との連携・協力の推進について、引き続き、民間シェルター等における取組の支援やオンライン研修教材の作成・提供等を行うとともに、令和6年4月1日に施行される改正配偶者暴力防止法に基づく法定協議会の活用等により、被害者支援の現場等における緊密な連携を推進する。	内閣府
			令和元年児童福祉法改正法により、配偶者からの暴力被害者の保護を行うに当たって連携すべき機関の一つとして児童相談所が位置付けられたことを受け、配偶者暴力相談支援センターとの連携をさらに強化している。	児童相談所において、引き続き配偶者暴力相談支援センターと連携を強化し、児童心理司等によるこどもに対する精神的ケア等の支援を行っていく。	こども家庭庁
93		警察において、児童虐待の早期発見等に資する教育訓練を徹底し、児童虐待に関する職員の専門的知識・技能の向上に努めるとともに、都道府県警察本部に、児童相談所等の関係機関との連携や児童虐待への専門的な対応に関する警察職員に対する指導等の業務を担う「児童虐待対策官」を設置するなど、児童虐待への対応の強化を図る。	・全国規模の専科において、児童虐待の早期発見等に資する研修を実施した。 ・全ての都道府県警察に、児童虐待対策官等を設置して、児童虐待への対応力の一層の強化を図っている。	引き続き、全国規模の専科において、児童虐待の早期発見等に資する研修を実施するほか、全ての都道府県警察に児童虐待対策官等を設置して、児童虐待への対応力の一層の強化を図る。	警察庁
94		法務省において、法的問題の解決が必要な児童虐待及び児童虐待を伴う配偶者等からの暴力事案について、日本司法支援センターの法律相談援助等の利用を促進する。	弁護士会、児童相談所等に業務説明を行うとともに、広報用のポスター・ポケットカードを小中学校、公立図書館等合計1万2,591か所に配布したほか、児童虐待をテーマとした制度周知用アニメーション動画のYouTube配信を行った。	関係機関等への業務説明を実施するとともに、未配布地域への広報用ポスター・ポケットカードの配布等を行うことにより、法律相談援助等の利用を促進する予定である。	法務省
95		文部科学省において、学校教育関係者等の職務上虐待を受けている子供を発見しやすい立場にある者が児童虐待に適切に対応できるよう、学校・教育委員会等に対し、早期発見・早期対応のための体制整備や確な対応を促す。具体的には、教職員が児童相談所等への通告義務を負うことの周知徹底を図るとともに、教育機関等から福祉部門への定期的な情報提供、教師用研修教材の活用や児童相談所職員との合同研修への参加等を促す。	・学校や教育委員会の生徒指導及び教育相談担当者等を対象とした連絡協議会や研修会において、「虐待対応の手引き」の内容を踏まえて児童虐待に係る対応について周知し、早期発見・早期対応のための体制整備を図っている。 ・令和3年度には、浜松市において、男子児童とその父親とのスクールカウンセラーの面談から、当該児童への虐待の様子を把握し、スクールソーシャルワーカーや福祉部局と連携して当該児童を支援した事例があった。	引き続き、学校や教育委員会の教育相談担当者等を対象とした連絡協議会や研修会において、児童虐待に係る対応等について周知していく。	文部科学省
96		文部科学省において、地域における児童虐待の未然防止等に資するよう、子育ての悩みや不安を抱えながらも、自ら学びや相談の場等にアクセスすることが困難な家庭等に配慮しつつ、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等による保護者に対する学習機会や情報の提供、相談対応等、地域の実情に応じた家庭教育支援の取組を推進する。	地域における児童虐待の未然防止等に資するよう、子育ての悩みや不安を抱えながらも、自ら学びや相談の場等にアクセスすることが困難な家庭等に配慮しつつ、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等による保護者に対する学習機会や情報の提供、相談対応等、地域の実情に応じた家庭教育支援の取組を推進した。 【家庭教育支援チーム数】 令和4年度 1,031	地域における児童虐待の未然防止等に資するよう、子育ての悩みや不安を抱えながらも、自ら学びや相談の場等にアクセスすることが困難な家庭等に配慮しつつ、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等による保護者に対する学習機会や情報の提供、相談対応等、地域の実情に応じた家庭教育支援の取組を推進する。	文部科学省
97		厚生労働省において、児童虐待の未然防止及び早期発見・早期対応に資するよう、児童相談所・市区町村の体制の強化、児童相談所を中心とした様々な関係機関の連携及び体罰等によらない子育てを推進するとともに、全国の好事例を収集し、周知徹底を図る。	令和5年4月1日現在、全国の計 232 の児童相談所には、5,863 人の児童福祉司、819人の医師、253 人の保健師及び 2,623 人の児童心理司が配置されている。	引き続き新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン(令和4年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)に基づき体制強化に努めるほか、令和4年改正児童福祉法による一時保護開始時の司法審査の令和7年度までの導入等を踏まえ、必要に応じ、同プランの見直しを検討する。	こども家庭庁
98		厚生労働省において、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」に基づき、配偶者等からの暴力事案の被害者等に同伴する児童に対する支援の充実を図るため、婦人相談所に児童相談所等の関係機関と連携するコーディネーターを配置する。また、婦人相談所の一時保護所及び婦人保護施設に学習指導員を配置するなど、当該同伴児童が適切に教育を受けることができる体制を整備する。さらに、当該同伴児童を適切な環境で保護できるようにするため、心理的ケアや個別対応を含めた体制整備を促進する。	「売春防止活動・DV対策機能強化事業」や「婦人保護施設措置費」等を活用し、同伴する児童に対する支援を実施した。	引き続き、同伴する児童に対する支援に取り組む。	厚生労働省

施策番号	項目	具体的施策	令和3年4月から令和5年12月までの実施結果	令和6年1月から令和8年3月までの取組予定	担当府省庁
99	児童虐待防止のための児童の死亡事例等の検証の実施	厚生労働省において、児童虐待防止のため、社会保障審議会児童部会の下に設置された「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」の下で児童の死亡事例等の検証を実施する。	・令和3年8月に「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第17次報告）」を、令和4年9月には、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第18次報告）」を、令和5年9月に「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第19次報告）」を取りまとめ、公表した。	児童虐待防止のため、引き続き、事例を分析・検証し、明らかとなった問題点・課題点から具体的な対応策の提言を行っていく。	こども家庭庁
100	再被害の防止に資する教育の実施等	内閣府において、配偶者等からの暴力事案の被害者に対する支援の一環として、加害者の暴力を抑止するための地域社会内でのプログラムについて、試行実施を進めるとともに、地方公共団体において民間の団体と連携してプログラムを実施するためのガイドラインを策定するなど、本格実施に向けた検討を行う。	・配偶者等からの暴力による被害者支援の一環として、加害者に働き掛けることで加害者に自らの暴力を自覚させる加害者プログラムについて、地方公共団体の協力を得て行った試行実施の成果や課題等を踏まえ、令和4年5月に「試行のための留意事項」、令和5年5月に「実施のための留意事項」を取りまとめ、地方公共団体に配布するとともに、配偶者暴力防止法に基づく基本方針において、都道府県等においては、被害者支援の観点から、当該「実施のための留意事項」も活用し、加害者プログラムの実施に取り組むことが望ましい旨を記載した。 ・令和5年度加害者プログラムの普及に係る調査研究事業において、自治体の取組状況の調査等を実施するとともに、都道府県等の担当者を対象とした加害者プログラムの普及に係るオンライン研修を実施している。	配偶者等からの暴力による被害者支援の一環として、加害者に働き掛けることで加害者に自らの暴力を自覚させる加害者プログラムについて、地方公共団体の担当者や民間団体の関係者等に対し、加害者プログラムに関する理解の促進を図り、各地域における「実施のための留意事項」等を活用した加害者プログラムの実施を推進する。	内閣府
101 (154)		法務省において、矯正施設の被収容者を対象に実施している「被害者の視点を取り入れた教育」について、犯罪被害者等や犯罪被害者支援団体の意向等に配慮し、犯罪被害者等の心情等への理解を深めさせ、謝罪や被害弁償等の具体的な行動を促すための指導を含めた改善指導・矯正教育等の一層の充実に努めるとともに、指導効果の検証について、その在り方も含め検討を行う。また、家庭裁判所、検察庁等から矯正施設に送付される資料の中に犯罪被害者等の心情等が記載されている場合には、同資料を被収容者に対する指導に有効活用するよう努める。	・刑事施設においては、特別改善指導「被害者の視点を取り入れた教育」を実施し、その効果的な実施に努めた。令和3年度から同指導の改訂作業を進め、令和5年12月から改訂プログラムによる指導を開始した。また、令和5年度から、同指導に係る効果検証の在り方に関する検討を開始した。 ・少年院においては、特定生活指導「被害者の視点を取り入れた教育」を実施し、その効果的な実施に努め、令和5年度から、特定生活指導「被害者の視点を取り入れた教育」に係る効果検証の在り方に関する検討を開始した。 ・家庭裁判所、検察庁等から矯正施設に送付される資料の中に犯罪被害者等の心情等が記載されている場合には、同資料を被収容者に対する指導に有効活用した。	引き続き、刑事施設及び少年院においては、「被害者の視点を取り入れた教育」を実施し、その効果的な実施に努めるほか、令和5年度から、同矯正指導の効果検証の在り方に関する検討を開始しており、具体的な効果検証の方法について検討を進める。	法務省
102	再被害の防止に資する適切な加害者処遇	地方更生保護委員会又は保護観察所において、事案に応じ、犯罪被害者等の安全確保に必要な仮釈放者及び保護観察付執行猶予者の特別遵守事項の適切な設定に努めるとともに、保護観察所において、当該事項を遵守させるための加害者に対する指導監督を徹底する。	地方更生保護委員会及び保護観察所において、事案に応じ、違反した場合に仮釈放の取消し等の不良措置がとられることを前提に、個々の保護観察対象者ごとに定められる特別遵守事項として、犯罪被害者等の安全確保に必要な事項を設定し、これを遵守するよう指導監督を行った。	地方更生保護委員会及び保護観察所において、事案に応じ、違反した場合に仮釈放の取消し等の不良措置がとられることを前提に、個々の保護観察対象者ごとに定められる特別遵守事項として、犯罪被害者等の安全確保に必要な事項を設定し、引き続き、これを遵守するよう指導監督を徹底する。	法務省
103		ストーカー事案や配偶者等からの暴力事案等の加害者として刑事施設に収容され仮釈放された者及び保護観察付執行猶予となった者については、犯罪被害者等との接触の禁止等の特別遵守事項を適切に設定することや、その遵守状況を的確に把握し、指導監督することが必要であることから、保護観察所及び警察が緊密かつ継続的に連携し、当該者の特異動向等を双方で迅速に把握して、必要な措置を講ずる。	ストーカー事案や配偶者等からの暴力事案等の加害者として刑事施設に収容され仮釈放となった者及び保護観察付執行猶予者について、保護観察所と緊密かつ継続的に連携し、これらの者の特異動向等を双方で迅速に把握した上で、必要な措置を講じている。	引き続き、保護観察所と緊密かつ継続的に連携し、ストーカー事案や配偶者等からの暴力事案等の加害者の処遇について、再被害の防止に資する適切な対応を図る。	警察庁
			保護観察所及び警察が緊密かつ継続的に連携し、当該者の特異動向等を双方で迅速に把握して、必要な措置を講じた。	保護観察所及び警察が緊密かつ継続的に連携し、引き続き、該当する対象者の特異動向等を双方で迅速に把握して、必要な措置を講ずる。	法務省
104		法務省において、犯罪被害者等の意向等に配慮し、謝罪及び被害弁償に向けた保護観察処遇における効果的なしよく罪指導を徹底する。	保護観察所においては、保護観察対象者に対し、再び罪を犯さない決意を固めさせるとともに、犯罪被害者等の意向等に配慮しながら誠実に対応するよう促すため、全国の保護観察所において、一定の重大な罪を犯した保護観察対象者に対し、しよく罪指導のためのプログラムを実施した。	保護観察所において、保護観察対象者に対し、再び罪を犯さない決意を固めさせるとともに、犯罪被害者等の意向等に配慮しながら誠実に対応するよう促すため、引き続き、一定の重大な罪を犯した保護観察対象者に対ししよく罪指導プログラムを実施するなど、しよく罪指導を徹底する。	法務省

施策番号	項目	具体的施策	令和3年4月から令和5年12月までの実施結果	令和6年1月から令和8年3月までの取組予定	担当府省庁
105	再被害防止のための安全確保方策の検討	内閣府、警察庁及び法務省が連携し、ストーカー事案や配偶者等からの暴力事案をはじめ、犯罪被害者等が同一の加害者から再被害を受けている実態やそのおそれ等を把握した上で、他の関係省庁の協力も得て、犯罪被害者等の安全確保方策について検討する。	令和2年度に実施した「男女間における暴力に関する調査」において、配偶者からの暴力やストーカーの被害経験の有無等について調査を行い、その結果を関係省庁に共有している。	令和5年度中に実施する「男女間における暴力に関する調査」において、配偶者からの暴力やストーカーの被害経験の有無等について調査を行うこととしており、その結果について関係省庁と共有する。	内閣府
			関係府省庁等と連携し、ストーカー事案及び配偶者等からの暴力事案の被害者が加害者から再被害を受けている実態の把握等を目的として、令和5年12月に「犯罪被害類型別等調査」を実施した。	令和5年12月に実施した「犯罪被害類型別等調査」の結果を取りまとめ、関係府省庁の協力も得て、犯罪被害者等の安全確保策について必要な検討を行う。	警察庁
			・日本司法支援センター地方事務所において各地の警察、弁護士会、配偶者暴力相談支援センター等と連携しつつ、利用者の同意を得て同センターから地方事務所に直接取り次ぐ旨の申合せを行うなど、犯罪被害者等を速やかに法律相談につなぐことのできる体制の整備に努めるとともに、DV等被害者法律相談援助を適切に実施した。 【精通弁護士紹介件数】 令和3年度 1,181件 令和4年度 1,529件 【精通弁護士名簿登載者数(毎年4月時点)】 令和3年 3,869名 令和4年 3,925名 令和5年 3,963名 【DV等被害者法律相談援助件数】 令和3年度 972件 令和4年度 1,292件 【DV等被害者援助弁護士数(毎年4月時点)】 令和3年 2,097名 令和4年 2,198名 令和5年 2,263名 ・検察官において、ストーカー事案について、所要の捜査を遂げた上、事案に応じた適切な処分を行うとともに、捜査・公判の各段階において、犯罪被害者等に関する情報の保護に配慮するなど、犯罪被害者等の安全確保方策についても適切な対応に努めた。	・各地の警察、弁護士会、配偶者暴力相談支援センター等と連携し、犯罪被害者等を速やかに法律相談につなぐことのできる体制の充実・強化に努めるとともに、DV等被害者法律相談援助を適切に実施する予定である。 ・引き続き、検察官において、ストーカー事案について、所要の捜査を遂げた上、事案に応じた適切な処分を行うとともに、捜査・公判の各段階において、犯罪被害者等に関する情報の保護に配慮するなど、犯罪被害者等の安全確保方策についても適切な対応に努める。	法務省
106	職員等に対する研修の充実等	内閣府において、ワンストップ支援センターの相談員、行政職員及び医療関係者に対する研修を引き続き実施するとともに、センター長やコーディネーターに対する研修の令和3年度からの実施を検討する。また、支援に関する基礎知識をオンラインで学ぶことができるよう、オンライン研修教材の開発・提供を進める。	ワンストップ支援センターの相談員、センター長及びコーディネーター、行政職員、医療関係者に対し、オンライン研修教材を作成し提供するとともに、オンライン研修を実施している。	ワンストップ支援センターの相談員、センター長及びコーディネーター、行政職員、医療関係者等に対する研修の充実に努める。また、オンライン研修教材について、支援に必要な基礎的知識から新たな課題までを包括的に学習できるよう層の充実を図る。	内閣府
107		警察において、犯罪被害者等への適切な対応を確実に行うため、採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる教育、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対する教育、犯罪被害者、遺族等による講演、警察本部の犯罪被害者支援担当課による各警察署に対する巡回教育、犯罪被害者等支援の体験記の配布、犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする民間被害者支援団体等との連携要領についての教育、性犯罪被害者への支援要領についての教育等の充実を図り、職員の対応の改善を進めるとともに、二次的被害の防止に努める。	・毎年度、各都道府県警察において、第一線に対する指導的な立場にある本部被害者支援担当課の職員に対し、犯罪被害者等支援に必要な専門的知識や推進方策に関する専科教養を実施しているほか、部内カウンセラー等に対して対応能力の向上等に関する教養等を実施した。 ・警察官の採用時及び昇任時に各階級の役割又は職種に応じ、犯罪被害者等支援に関する必要な知識・技能について教育を実施した。	・各都道府県警察において、第一線に対する指導的な立場にある本部被害者支援担当課の職員に対し、犯罪被害者等支援に必要な専門的知識や推進方策に関する専科教養を実施するほか、部内カウンセラー等に対して対応能力の向上等に関する教養等を実施する。 ・警察官の採用時及び昇任時に、各階級の役割又は職種に応じた犯罪被害者等支援に関する必要な知識・技能について教育を実施する。	警察庁
108		警察において、配偶者等からの暴力事案に的確に対処することができるよう、同事案に対処する警察官に対して必要な教育を行う。	全国規模の専科において、ストーカー事案及び配偶者等からの暴力事案への対策に従事する警察官に対し、実務に必要な専門的知識・技能を習得させるための教育を実施した。	ストーカー事案及び配偶者等からの暴力事案への対策に従事する警察官を対象とした教養を実施し、ストーカー事案及び配偶者等からの暴力事案への対策に従事する警察官の対処能力の向上を図る。	警察庁

施策番号	項目	具体的施策	令和3年4月から令和5年12月までの実施結果	令和6年1月から令和8年3月までの取組予定	担当府省庁
109		警察において、被害児童の聴取に関する警察官の技能の一層の向上を図るため、事情聴取場面を設定したロールプレイング方式の実践的な研修を導入するなど、被害児童の負担軽減に配慮しつつ信用性の高い供述を確保するための聴取方法に関する効果的な研修の実施に努める。	・毎年度、各都道府県警察の代表者聴取指導担当者を対象として、代表者聴取の指導教養に関する研修及び聴取技術等のブラッシュアップを目的とした研修を実施した。 ・捜査員等による聴取技術の習得等を目的とした「子どもからの聴取に関するAI訓練ツールの開発」の事業（内閣府科学技術・イノベーション推進事務局による「研究開発とSociety5.0との橋渡しプログラム（BRIDGE）」対象施策）を開始（令和5年9月に契約）し、AI訓練ツールの開発に取り組んでいる。 ・全国規模の専科において、児童からの聴取（客観的聴取技法）に関する研修を実施した。 ・司法面接に携わる警察職員を対象として、客観的聴取技法研修会（司法面接トレーナー研修）を実施した。 ・司法面接トレーナーを対象として、オンライン方式による研修を実施した。	・各都道府県警察の代表者聴取指導担当者を対象として、代表者聴取の指導教養に関する研修及び聴取技術等のブラッシュアップを目的とした研修を実施する。 ・「子どもからの聴取に関するAI訓練ツールの開発」事業を継続実施（令和6年度までの2か年計画）。 ・引き続き、全国規模の専科において、児童からの聴取（客観的聴取技法）に関する研修を実施する。 ・司法面接に携わる警察職員を対象として、客観的聴取技法研修会（司法面接トレーナー研修）を実施する。 ・司法面接トレーナーを対象として、オンライン方式による研修を実施する。	警察庁
110		警察において、性犯罪被害者の心情に配慮した捜査及び支援を推進するため、性犯罪の捜査及び支援に従事する警察官等を対象に、専門的知見を有する講師を招いて講義を行うなど、男性や性的マイノリティが被害を受けた場合の対応を含め、警察学校等における研修を実施する。	・毎年度、警察大学校等において、都道府県警察で性犯罪捜査を担当する者に対し、男性や性的マイノリティが被害を受けた場合の対応等を含む、外部有識者等による性犯罪捜査に関する研修を実施した。 ・毎年度、各都道府県警察において、性犯罪捜査に関する研修を実施した。 ・毎年度、警察大学校において、都道府県警察の被害者支援担当者やカウンセリング担当者に対し、男性や性的マイノリティが被害を受けた場合の対応等を含む、外部有識者等による研修を実施した。	・警察大学校等において、都道府県警察で性犯罪捜査を担当する者に対し、引き続き、男性や性的マイノリティが被害を受けた場合の対応等を含む、外部有識者等による性犯罪捜査に関する研修を実施する。 ・各都道府県警察においても、性犯罪捜査に関する研修を実施する。 ・都道府県警察の被害者支援担当者やカウンセリング担当者に対し、引き続き、男性や性的マイノリティが被害を受けた場合の対応等を含む研修を実施する。	警察庁
111		警察において、障害者の特性を踏まえた捜査及び支援を推進するため、捜査及び支援に従事する警察官等を対象に、専門的知見を有する講師を招いて講義を行うなど、警察学校等における研修を実施する。	・毎年度、警察大学校等において、都道府県警察で性犯罪捜査を担当する者に対し、障害者が被害を受けた場合の対応等を含む、外部有識者等による性犯罪捜査に関する研修を実施した。 ・毎年度、各都道府県警察において、障害者が被害を受けた場合の対応等を含む、性犯罪捜査に関する研修を実施した。 ・毎年度、警察大学校において、都道府県警察の被害者支援担当者やカウンセリング担当者に対し、障害者の特性を踏まえた支援等を含む、外部有識者等による研修を実施した。	・警察大学校等において、都道府県警察で性犯罪捜査を担当する者に対し、引き続き、障害者が被害を受けた場合の対応等を含む、外部有識者等による性犯罪捜査に関する研修を実施する。 ・各都道府県警察においても、障害者が被害を受けた場合の対応等を含む、性犯罪捜査に関する研修を実施する。 ・都道府県警察の被害者支援担当者やカウンセリング担当者に対し、引き続き、障害者の特性を踏まえた支援等を含む研修を実施する。	警察庁
112 (235)		法務省において、二次的被害の防止の重要性も踏まえ、検察官及び検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招いた講義等の実施、更生保護官署職員に対する犯罪被害者等支援の実務家による講義等の実施、全国の地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とした研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義等の実施等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の向上に努める。	・検察官等を対象とする研修において、検察における犯罪被害者等の保護・支援についての講義等を実施したほか、被害者支援員等を対象として、検察における犯罪被害者等の保護・支援についての研修を実施した。 ・矯正施設職員に対する、犯罪被害者団体等の関係者を招いた講義等の実施等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図った。 ・更生保護官署職員に対する犯罪被害者等支援の実務家による講義等を実施し、職員の対応の向上に努めた。	・検察官等を対象とする研修において、検察における犯罪被害者等の保護・支援に関する研修の実施について検討を行う。 ・被害者支援員等を対象として、検察における犯罪被害者等の保護・支援に関する研修の実施について検討を行う。 ・引き続き、矯正施設職員に対する、犯罪被害者団体等の関係者を招いた講義等を実施する。 ・引き続き、更生保護官署職員に対する犯罪被害者等支援の実務家による講義等を実施し、職員の対応の向上に努める。	法務省
113		法務省において、検察幹部が犯罪被害者等の心情等への理解を深めることに資するセミナーを実施するとともに、積極的に検察官に市民感覚を学ばせつつ、幅広い視野、見識等をかん養させることを目的として、公益的活動を行う民間の団体や民間企業に一定期間派遣する研修を実施するなどして、職員の対応の向上に努める。	検事外部派遣制度により検事を公益的活動を行う民間団体等に一定期間派遣した。	引き続き、検事外部派遣制度により検事を公益的活動を行う民間団体等に一定期間派遣を行う。	法務省
114 (149) (236)		法務省において、検察官に対する研修の中で、児童や女性の犯罪被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を行い、児童及び女性に対する配慮に関する科目の内容の一層の充実を図る。	検察官等を対象として、犯罪被害者等の心理等に関する研修を実施した。	検察官等を対象として、犯罪被害者等の心理等に関する研修の実施について検討を行う。	法務省

施策番号	項目	具体的施策	令和3年4月から令和5年12月までの実施結果	令和6年1月から令和8年3月までの取組予定	担当府省庁
115 (148)		法務省において、副検事に対する研修の中で、交通事故の留意点等を熟知した専門家等による講義を行うとともに、犯罪被害者等の立場等への理解を深めるための機会を設けるなど、交通事故に関する科目の内容の一層の充実を図る。	副検事を対象として、交通事故捜査や犯罪被害者等の保護・支援に関する研修を実施した。	副検事を対象として、交通事故捜査や犯罪被害者等の保護・支援に関する研修の実施について検討を行う。	法務省
116		法務省において、犯罪被害者等からの事情聴取に当たり、可能な限り、そのプライバシー、名誉、心身の状況、社会的立場等に十分配慮するよう、検察官等の意識の向上を図る。	検察官等を対象として、犯罪被害者等の保護・支援に関する研修を実施した。	検察官等を対象として、犯罪被害者等の保護・支援に関する研修の実施について検討を行う。	法務省
117		日本司法支援センターにおける犯罪被害者等支援の窓口となる犯罪被害者等への情報提供を担当する職員及び常勤弁護士に対し、犯罪被害者等の実情に配慮した二次的被害防止のための方策等に関する研修を実施する。	犯罪被害者等への電話対応に関するロールプレイ研修、被虐待児童への初期対応技術に関するリフカー研修、犯罪被害者支援業務に関する研修等を実施したほか、内閣府主催の性暴力、配偶者暴力等の被害者支援に関する研修を職員に受講させるなどした。	・ロールプレイ研修、リフカー研修、犯罪被害者支援業務に関する研修等を実施予定である。 ・犯罪被害者等支援弁護士制度の円滑な運用に向けて、弁護士会等と連携しつつ、職員及び常勤弁護士に対する必要な研修を行う予定である。	法務省
118		厚生労働省において、民生委員・児童委員が、犯罪被害者等を含め、地域住民に対する適切な相談支援を行うことができるよう、その資質の向上のための研修の実施を支援する。	各都道府県、政令指定都市、中核市が実施する研修に対して、令和3年度は96自治体、令和4年度は97自治体に補助した。	・令和5年度も98自治体に補助する予定であり、引き続き、研修の実施を支援する予定。	厚生労働省
119		厚生労働省において、公的シェルターにおける犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための研修及び啓発の充実を図る。また、婦人保護施設における性犯罪被害者支援の現状についての実態を把握しつつ、全国婦人保護施設長等研究協議会や全国婦人保護施設等指導員研究協議会の場を活用して職員の専門的な資質の向上を図るとともに、都道府県が実施する婦人相談所や婦人保護施設の職員、婦人相談員等を対象とした研修を促進する。	・性犯罪被害者を含む困難な問題を抱える女性への支援の現状を把握するため、「困難な問題を抱える若年女性の包括的な支援に関する調査研究」を実施した。 ・「全国婦人相談所長及び主管係長研究協議」及び「全国婦人相談員・心理判定員研究協議会」等を開催し、職員の資質向上等を図った。	引き続き、「全国婦人相談所長及び主管係長研究協議会」及び「全国婦人相談員・心理判定員研究協議会」等により、職員の資質の向上に取り組む。	厚生労働省
120	女性警察官の配置等	警察において、警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置及び職員の実務能力の向上、事情聴取時における相談室や被害者支援用車両の活用並びに産婦人科医会や犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする民間被害者支援団体、ワンストップ支援センター等とのネットワークの構築による連携強化等に努め、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を図る。	・「被害者の心情に配慮した性犯罪捜査の更なる推進について(通達)」(令和5年7月20日付け警察庁丙捜一発第13号ほか)を都道府県警察宛てに発出し、性犯罪捜査指導体制の整備・充実、適切な性犯罪捜査の推進、指導教養の充実・徹底等について指示した。 ・令和5年4月現在、性犯罪捜査において性犯罪被害者から事情聴取等を行う性犯罪指定捜査員として指定されている警察官等は、全国で12,827人であり、うち女性警察官等の人数は8,416人である。	引き続き、被害者の心情に配慮した性犯罪捜査を推進するとともに、性犯罪捜査指導体制の整備・充実、性犯罪指定捜査員の実務能力の向上等を図る。	警察庁
121	被害児童からの事情聴取における配慮	警察庁、法務省及び厚生労働省において、警察、検察庁、児童相談所等の関係機関が被害児童からの事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が聴取を行う取組を実施するほか、被害児童からの事情聴取に際しては、場所・回数・方法等に配慮するなどの取組を進める。	令和4年4月1日付け刑事企画課長等連名通達「児童を被害者等とする事案への対応における検察及び児童相談所との連携について(通達)」を各都道府県警察宛てに発出し、代表者聴取の取組について周知した。	・児童の負担軽減や児童の供述の信用性担保のため、関係機関と連携し、代表者聴取の取組を継続して実施していく。 ・児童の心情や特性に配慮した聴取方法等の研修を継続して実施していく。	警察庁
			被害児童等からの事情聴取に当たっては、それに先立ち、警察、検察、児童相談所等の関係機関が協議を行い、その代表者が聴取を行う代表者聴取の取組を実施しており、その聴取に際しては、聴取場所・回数、方法等に配慮するなどの児童の負担軽減やその供述の信用性確保に努めた。	引き続き、被害児童等からの事情聴取に当たっては、それに先立ち、警察、検察、児童相談所等の関係機関が協議を行い、その代表者が聴取を行う代表者聴取の取組を実施しており、その聴取に際しては、聴取場所・回数、方法等に配慮するなどの児童の負担軽減やその供述の信用性確保に努める。	法務省
			被害児童等からの事情聴取に当たっては、それに先立ち、警察、検察、児童相談所等の関係機関が協議を行い、その代表者が聴取を行う代表者聴取の取組を実施しており、その聴取に際しては、聴取場所・回数、方法等に配慮するなどの児童の負担軽減やその供述の信用性確保に努めている。	検察庁、警察、児童相談所等においては、引き続き被害児童の負担軽減及び被害児童の供述の信用性の確保の観点から連携を強化していく。具体的には、被害児童からの事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が聴取を行うとともに、被害児童からの事情聴取に際しては、聴取の場所、回数、方法等に配慮するなどの取組を推進していく。	こども家庭庁

施策番号	項目	具体的施策	令和3年4月から令和5年12月までの実施結果	令和6年1月から令和8年3月までの取組予定	担当府省庁
122	ビデオリンク等の措置の適正な運用	法務省において、ビデオリンク等の犯罪被害者等の保護のための措置について周知徹底を図り、一層適正に運用されるよう努める。	・ビデオリンク等の犯罪被害者等の保護のための措置について説明した犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」及び被害者等向けDVD「あなたの声を聴かせてください」を作成し、全国の検察庁等へ配布したほか、ウェブサイト上に掲載するなどして、これらの制度を周知した。 ・検察庁においては、検察官が犯罪被害者等に対する適切な情報提供等に努めるなど、その円滑な運用に取り組んでいる。 令和4年中に、証人尋問の際に付添いの措置が採られた証人の延べ数は139人、証人尋問の際に遮へいの措置が採られた証人の延べ数は1,370人、ビデオリンク方式による証人尋問が行われた証人の延べ数は417人であった。 ・令和4年中の民事訴訟(行政訴訟を含む。)における付添いの実施回数は19回、遮へいの実施回数は306回、ビデオリンクの実施回数は80回であった(いずれも証人尋問及び当事者尋問の回数であり、複数の措置を併用した場合については、それぞれ1回として計上している。)	・引き続き、同パンフレット及び同DVDを活用したり、ウェブサイト上に掲載したりするなどして、ビデオリンク等の犯罪被害者等の保護のための措置を関係機関及び国民に広く周知する。 ・検察庁においては、検察官が犯罪被害者等に対する適切な情報提供等に努めるなど、その円滑な運用に取り組む。	法務省
123	警察における犯罪被害者等のための施設等の改善	警察において、被害者用事情聴取室や被害者支援用車両の活用を図るとともに、これらの施設等の改善に努める。	令和4年度、被害者支援用車両58台の減耗更新を実施した。	被害者用事情聴取室や被害者支援用車両の活用を図るとともに、これらの施設等の改善に努める。	警察庁
124	検察庁における犯罪被害者等のための待合室の設置	法務省において、庁舎の建て替えを予定している検察庁については、建て替え時に被害者専用待合室を設置し、それ以外の検察庁については、スペースの有無、設置場所等を勘案しつつ、被害者専用待合室の設置について検討を行う。	8庁舎において、被害者等専用待合室を設置した。	4庁舎において、被害者等待合室を設置する。	法務省
第3 刑事手続への関与拡充への取組					
125	迅速・確実な被害の届出の受理	犯罪被害者等からの被害の届出に対しては、警察において、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、迅速・確実に受理する。	・令和4年5月27日開催の全国刑事部長会議等において、迅速・確実な被害の届出の受理を指示した。そのほか、令和5年7月20日付け警察庁刑事局長通達「被害者の心情に配慮した性犯罪捜査の更なる推進について(通達)」を各都道府県警察宛てに発出し、性犯罪の被害の届出への適切な対応を周知した。 ・巡回業務指導において、届出を受理した事件のほか、被害届の受理に至らない相談事案、被害者の届出意思を確認中の事案等の組織的な把握、管理状況を確認し、必要な指導を実施した。	・迅速・確実な被害の届出の受理のため、都道府県警察に対する指導等を行う。 ・引き続き、巡回業務指導において、届出を受理した事件のほか、被害届の受理に至らない相談事案、被害者の届出意思を確認中の事案等の組織的な把握、管理状況を確認し、必要な指導を実施する。	警察庁
126	告訴への適切な対応	犯罪の不成立が明白であるような告訴や根拠が必ずしも十分とは認められないような告訴については、告訴人に対してその旨を説明し、告訴状の補正や疎明資料の追加を促すなどの措置を執る場合もあり、直ちに告訴を受理することが必ずしも相当とは言い難い場合もあるが、警察庁及び法務省において、引き続き、告訴について可能な限り迅速な対応が行われるよう努める。	巡回業務指導において、告訴を受理した事件のほか、告訴の受理に至らない相談事案、告訴意思を確認中の事案等の組織的な把握、管理状況を確認し、必要な指導を実施した。	引き続き、巡回業務指導において、告訴を受理した事件のほか、告訴の受理に至らない相談事案、告訴意思を確認中の事案等の組織的な把握、管理状況を確認し、必要な指導を実施する。	警察庁
			検察庁においては、告訴について適切な対応に努めた。	引き続き、検察庁においては、告訴について適切な対応に努める。	法務省
127	医療機関等における性犯罪被害者からの証拠資料の採取等の促進	警察において、当初は警察への届出をちゅうちょした性犯罪被害者が、後日警察への届出意思を有するに至った場合に備え、医療機関等において性犯罪被害者の身体等から証拠資料を採取しておくため、協力を得られた医療機関等に性犯罪証拠採取キットを整備する取組を進める。また、証拠資料の保管に当たっては、性犯罪被害者のプライバシーの保護に配慮する。	・「医療機関等における性犯罪証拠採取キットの整備推進について(通達)」(令和5年2月27日付け警察庁丁捜一発第12号)を都道府県警察に発出し、性犯罪証拠採取キットの整備推進を図るために必要な予算の確保、整備先となる医療機関等の拡大等について指示した。 ・令和3年度以降、毎年度、「医療機関における性犯罪証拠採取キットの全国整備に要する経費」を措置した。 ・令和5年4月現在、44の都道府県において性犯罪証拠採取キットを整備している。 ・証拠資料の保管は、被害者名を匿名としている。	・引き続き、「医療機関における性犯罪証拠採取キットの全国整備に要する経費」を措置するとともに、都道府県警察に対して左記通達を発出し、性犯罪証拠採取キットの整備推進を図るために必要な予算の確保、整備先となる医療機関等の拡大等について指示する。 ・性犯罪証拠採取キットが未整備の県については、引き続き整備に向け、関係機関と協議を進める。 ・性犯罪証拠採取キットの整備先となる医療機関等との関係の維持・拡充を進める。	警察庁

施策番号	項目	具体的施策	令和3年4月から令和5年12月までの実施結果	令和6年1月から令和8年3月までの取組予定	担当府省庁
128		警察において、産婦人科医会等とのネットワークを活用するなどして、性犯罪被害者からの証拠資料の採取の方法を医師等に教示するとともに、捜査に支障のない範囲で、医療機関等で採取した証拠資料の鑑定状況に関する情報を提供する。	・「医療機関等における性犯罪証拠採取キットの整備推進について(通達)」(令和5年2月27日付け警察庁丁捜一発第12号)を都道府県警察に発出し、証拠採取要領や採取した検体の保管方法等に関する医療機関等との協議、性犯罪証拠採取キットの使用方法等に関する必要な情報の教示等を指示した。 ・「警察庁犯罪被害者支援基本計画の策定について(依命通達)」(令和3年3月31日付け警察庁乙官発第9号ほか)を都道府県警察に発出し、証拠資料の鑑定状況に関する情報提供について指示するとともに、会議等で都道府県警察の性犯罪捜査を担当する者に対しても指示した。	左記通達を発出するなどして、引き続き、産婦人科医会や医療機関とのネットワークの維持・拡充を図るとともに、証拠資料の採取方法等の教示や、証拠資料の鑑定状況に関する情報提供に関する取組を進める。	警察庁
129	冒頭陳述等の内容を記載した書面交付の周知徹底及び適正な運用	法務省において、冒頭陳述等の内容を記載した書面を犯罪被害者等に交付することについて周知徹底を図り、一層適正に運用されるよう努める。	検察官等を対象として、犯罪被害者等の保護・支援に関する研修を実施するなど制度等の周知を図り、検察庁においては、犯罪被害者等の希望に応じ、公訴事実の要旨や冒頭陳述の内容などを説明するとともに、冒頭陳述の内容を記載した書面の交付などの取組を全国で実施するなど、適切な対応に努めた。	・検察官等を対象として、犯罪被害者等の保護・支援に関する研修の実施について検討を行う。 ・検察庁においては、犯罪被害者等の希望に応じ、公訴事実の要旨や冒頭陳述の内容などを説明するとともに、冒頭陳述の内容を記載した書面の交付などの取組を全国で実施するなど、適切な対応に努める。	法務省
130	公判記録の閲覧・謄写制度の周知及び閲覧請求への適切な対応	法務省において、犯罪被害者等から刑事事件の訴訟記録の閲覧・謄写の申出があり、相当と認められるときは、刑事事件の係属中であっても閲覧・謄写が可能である旨をパンフレット等により周知する。また、刑事確定記録の閲覧に際して、犯罪被害者等に対し、被告人や証人等の住所を開示するか否かについては、裁判の公正を担保する必要性と一般公開により生じるおそれのある弊害等を比較衡量してその許可を判断すべきものであるところ、犯罪被害者等保護の要請に配慮しつつ、適切な対応に努める。	・公判記録の閲覧・謄写制度について説明した犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を作成し、全国の検察庁等へ配布しているほか、ウェブサイト上に掲載するなどして、これらの制度を周知した。 ・検察庁において保管する訴訟終結後の刑事事件の裁判書や記録の閲覧に際して、犯罪被害者等に対し、被告人や証人等の住所を開示するかどうかについては、裁判の公正担保の必要性と一般公開によって生じるおそれのある弊害等を比較考慮して、その許可を判断すべきものであるところ、被害者保護の要請に配慮しつつ、保管検察官において諸事情を考慮の上、個別事案に即した適切な対応に努めた。 ・検察官においては、会議などの機会を通じて犯罪被害者保護・支援の制度等の周知を図るなど犯罪被害者等に対する適切な情報提供等に努めた。 (なお、令和4年中に、犯罪被害者等に公判記録の閲覧・謄写をさせた事例の延べ数は1,203件であった。)	・引き続き、同パンフレットを活用したり、ウェブサイト上へ掲載したりするなどして、公判記録の閲覧・謄写制度を関係機関及び国民に広く周知する。 ・検察庁において保管する訴訟終結後の刑事事件の裁判書や記録の閲覧に際し、引き続き、被害者保護の要請に配慮しつつ、保管検察官において諸事情を考慮の上、個別事案に即した適切な対応に努める。 ・検察庁において、検察官が犯罪被害者等に対する適切な情報提供等を実施するよう努める。	法務省
131	犯罪被害者等と検察官の意思疎通の充実	法務省において、犯罪被害者等の意見等をより適切に把握し刑事裁判に適切に反映させるため、犯罪被害者等と検察官の意思疎通の一層の充実を図り、被害状況等の供述調書等による証拠化並びに犯罪被害者等の証人尋問及び意見陳述の活用等により、被害状況等の的確な立証に努める。	検察官等を対象として、犯罪被害者等の保護・支援に関する研修を実施するなど制度等の周知を図り、検察庁においては、犯罪被害者等の意見が適切に刑事裁判に反映されるよう、また、公判期日の設定に当たっても、犯罪被害者等の希望が裁判所に伝えられるよう、適切な形で、検察官が犯罪被害者等と十分な意思疎通を図るよう努めた。	・検察官等を対象として、犯罪被害者等の保護・支援に関する研修の実施について検討を行う。 ・検察庁においては、犯罪被害者等の意見が適切に刑事裁判に反映されるよう、また、公判期日の設定に当たっても、犯罪被害者等の希望が裁判所に伝えられるよう、適切な形で、検察官が犯罪被害者等と十分な意思疎通を図るよう努める。	法務省
132		法務省において、犯罪被害者等の意向に応じ、適宜の時期に、検察官が刑事裁判の公判前整理手続等の経過及び結果について必要な説明を行うとともに、被害者参加人等が公判前整理手続の傍聴を特に希望する場合において、検察官が相当と認めるときは、当該希望の事実を裁判所に伝えるなどの必要な配慮を行うよう努める。また、犯罪被害者等が公判傍聴を希望する場合は、その機会が可能な限り得られるよう、公判期日の指定に当たっては、検察官が犯罪被害者等と十分なコミュニケーションを取り、必要に応じて犯罪被害者等の意向を裁判所に伝えるよう努める。	検察官等を対象として、犯罪被害者等の保護・支援に関する研修を実施するなど制度等の周知を図り、検察庁においては、公判前整理手続等の経過及び結果に関し、犯罪被害者等の希望に応じ、適宜の時期に、検察官が必要な説明をし、また、被害者参加人等が公判前整理手続等の傍聴を特に希望する場合において、検察官が相当と認めるときは、当該希望の事実を裁判所に伝えるなどの必要な配慮を行うよう努めた。また、犯罪被害者等が公判傍聴を希望する場合は、その機会が可能な限り得られるよう、公判期日の設定に当たっては、検察官が犯罪被害者等と十分なコミュニケーションをとり、必要に応じて、犯罪被害者等の希望を裁判所に伝えるよう努めた。	・検察官等を対象として、犯罪被害者等の保護・支援に関する研修の実施について検討を行う。 ・検察庁においては、公判前整理手続等の経過及び結果に関し、犯罪被害者等の希望に応じ、適宜の時期に、検察官が必要な説明をし、また、被害者参加人等が公判前整理手続等の傍聴を特に希望する場合において、検察官が相当と認めるときは、当該希望の事実を裁判所に伝えるなどの必要な配慮を行うよう努める。また、犯罪被害者等が公判傍聴を希望する場合は、その機会が可能な限り得られるよう、公判期日の設定に当たっては、検察官が犯罪被害者等と十分なコミュニケーションをとり、必要に応じて、犯罪被害者等の希望を裁判所に伝えるよう努める。	法務省
133	国民に分かりやすい訴訟活動	法務省において、検察官による視覚的な工夫を取り入れた国民に分かりやすい訴訟活動を行うよう努める。	検察庁においては、傍聴者などにも手続の内容が理解できるように、難解な法律用語の使用はなるべく避けたり、プレゼンテーションソフトなどを活用して視覚的な工夫を取り入れたりするなど、国民に分かりやすい訴訟活動を行うよう努めた。	引き続き、検察庁においては、傍聴者などにも手続の内容が理解できるように、難解な法律用語の使用はなるべく避けたり、プレゼンテーションソフトなどを活用して視覚的な工夫を取り入れたりするなど、国民に分かりやすい訴訟活動を行うよう努める。	法務省

施策番号	項目	具体的施策	令和3年4月から令和5年12月までの実施結果	令和6年1月から令和8年3月までの取組予定	担当府省庁
134 (80)	保釈に関する犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実	加害者の保釈申請がなされた場合には、法務省において、事案に応じ、改めて犯罪被害者等に連絡して事情聴取を行うなどして、裁判所に提出する検察官意見に犯罪被害者等の意見を適切に反映させるとともに、保釈申請の結果を犯罪被害者等に連絡するなど、犯罪被害者等の安全確保に一層配慮するよう努める。	再掲	再掲	法務省
135	上訴に関する犯罪被害者等からの意見聴取等	法務省において、検察官が、被害者のある犯罪について、判決に対する上訴の可否を検討する際、事案の内容等を勘案しつつ、犯罪被害者等から意見聴取等を行うなど、適切な対応に努める。	・検察官等を対象として、犯罪被害者等の保護・支援に関する研修を実施した。 ・検察庁においては、検察官が上訴の可否を検討するに当たり、犯罪被害者等の意見を聴取して、これを検討に反映させるなど、適切な対応に努めた。	・検察官等を対象として、犯罪被害者等の保護・支援に関する研修の実施について検討を行う。 ・検察庁においては、検察官が上訴の可否を検討するに当たり、犯罪被害者等の意見を聴取して、これを検討に反映させるなど、適切な対応に努める。	法務省
136	少年保護事件に関する意見聴取等に関する各種制度の周知	法務省において、少年保護事件に関する意見聴取、記録の閲覧・謄写及び審判結果等の通知に関する各種制度について周知する。	・少年保護事件に関する意見聴取、記録の閲覧・謄写及び審判結果等の通知に関する各種制度について説明した犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を作成し、全国の検察庁等へ配布したほか、同パンフレットをウェブサイト上に掲載するなどして、これらの制度を周知した。 ・検察庁においては、検察官が犯罪被害者等に対する適切な情報提供等に努めた。 (令和4年に、少年保護事件に関する意見の聴取等の運用状況について、意見聴取の申出のあった人数は248人、うち認められた人数は236人、記録の閲覧・謄写の申出のあった人数は772人、うち認められた人数は747人、審判結果等の通知の申出のあった人数は748人、うち認められた人数は741人であった。)	・引き続き、同パンフレットを活用したり、ウェブサイト上へ掲載したりするなどして、少年保護事件に関する意見聴取、記録の閲覧・謄写及び審判結果等の通知に関する各種制度を関係機関及び国民に広く周知する。 ・検察庁においては、検察官が犯罪被害者等に対する適切な情報提供等に努める。	法務省
137	少年審判の傍聴制度の周知	法務省において、少年法の一部を改正する法律（平成20年法律第71号）により導入された、一定の重大事件の被害者等が少年審判を傍聴することができる制度等について、パンフレット等により周知する。	・少年審判傍聴に関する支援のための制度について説明した、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」及び被害者等向けDVD「あなたの声を聴かせてください」を作成し、全国の検察庁等へ配布したほか、ウェブサイト上に掲載するなどして、これらの制度を周知した。 ・検察庁においては、検察官が犯罪被害者等に対する適切な情報提供等に努めた。 (令和4年の少年審判の傍聴の実施状況について、傍聴の対象となった事件数は74件、うち傍聴を許可した事件数は29件(60人)であった。)	・引き続き、同パンフレット及び同DVDを活用したり、ウェブサイト上に掲載したりするなどして、少年審判に関する支援のための制度を関係機関及び国民に広く周知する。 ・検察庁においては、検察官が犯罪被害者等に対する適切な情報提供等に努める。	法務省
138 (206)	日本司法支援センターにおける支援に関する情報提供の充実	日本司法支援センターにおいて、同センターが実施する犯罪被害者等支援の業務内容について、様々な広報媒体を連動させた広報活動に加え、SNS等のメディア媒体を活用した広報活動を実施する。	令和3年度に、犯罪被害者支援専用ウェブページを設け、同ページの2次元コードを掲載したポスター、リーフレット等を作成した上、関係機関等に配布したほか、制度周知用アニメーション動画のYouTube配信を行った。	・ポスター、リーフレット等の関係機関等への配布、アニメーション動画の配信等を行う予定である。 ・犯罪被害者等支援弁護士制度の創設後に同制度が適切に利用されるよう、様々な広報媒体を活用し、制度の周知を図る予定である。	法務省
139 (221)	刑事に関する手続等に関する情報提供の充実	警察庁及び法務省において連携し、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、刑事に関する手続及び少年保護事件の手続並びに犯罪被害者等のための制度等について分かりやすく解説したパンフレット等の内容の充実を図り、パンフレットの配布方法等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期提供に努める。	・令和3年中及び4年中の被害者連絡実施状況について、各都道府県警察から報告を受けて把握した。 ・巡回業務指導において、被害者連絡実施状況、「被害者の手引」配布状況等を確認し、被害者連絡が確実に実施されるよう必要な指導を実施した。	引き続き、都道府県警察からの報告により被害者連絡実施状況を把握するとともに、巡回業務指導において、被害者連絡実施状況、「被害者の手引き」配布状況等を確認し、被害者連絡が確実に実施されるよう必要な指導を実施する。	警察庁
			刑事に関する手続及び少年保護事件の手続等について説明した犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を作成し、全国の検察庁等へ配布したほか、同パンフレットをウェブサイト上に掲載するなどして、これらの制度を周知した。	引き続き、同パンフレットを活用したり、ウェブサイト上へ掲載したりするなどして、刑事に関する手続及び少年保護事件の手続等を関係機関及び国民に広く周知する。	法務省
140 (219)		警察において、都道府県の実情に応じて作成・配布している外国語版の「被害者の手引」について、内容の充実及び見直しを図るとともに、その確実な配布やウェブサイトにおける紹介に努める。	各都道府県警察において、それぞれの実情に応じて、英語版、中国語版等の「被害者の手引」を作成し、配布した。	引き続き、各都道府県警察において、それぞれの実情に応じて、英語版、中国語版等の「被害者の手引」を作成し、配布する。	警察庁

施策番号	項目	具体的施策	令和3年4月から令和5年12月までの実施結果	令和6年1月から令和8年3月までの取組予定	担当府省庁
141 (222)		法務省において、犯罪被害者等に対し、その保護・支援のための制度を更に周知するため、外国語によるパンフレットやウェブサイトの作成等による情報提供を行う。	・犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」及び被害者等向けDVD「あなたの声を聴かせてください」を作成し、全国の検察庁等へ配布したほか、ウェブサイト上へに掲載するなどして、被害者支援制度を周知した。 ・外国人や視覚障害者である犯罪被害者等に対しても情報提供を可能とするため、同パンフレットの外国語（英語）版や点字版を作成したほか、その内容を音声再生する音声コード「Uni-Voice」を導入した日本語版パンフレットを作成し、全国の検察庁等に配布したほか、日本語版と併せて、外国語（英語）版のパンフレットをウェブサイト上に掲載し、周知した。	引き続き、これらのパンフレット及び同DVDを活用したり、ウェブサイト上に掲載したりするなどして、被害者支援制度を周知して、犯罪被害者等に広く情報提供を行う。	法務省
142	刑事に関する手続等に関する情報提供の充実及び司法解剖に関する遺族への適切な説明等	警察庁及び法務省において連携し、検視及び司法解剖に関し、パンフレットの配布等の工夫も含め、遺族の心情に配慮した適切な説明に努める。また、法務省において、警察庁、法医学関係機関等の協力を得て、司法解剖後の臓器等が司法解剖実施機関等で長期間保管される場合があることに関し、遺族の理解と協力を得るため、適切な説明等が行われるよう努める。さらに、警察庁及び法務省において、法医学関係機関等と調整の上、遺族に対する死者の臓器等の適切な返還手続等について検討を行う。	・警察においては、検視及び司法解剖に関する手続の内容等を記載したパンフレットを活用しながら、捜査への影響、第三者のプライバシーの保護等に配慮しつつ、遺族等に対し、その心情に配慮した適切な説明を行っている。 ・厚生労働省、法務省及び警察庁は、令和4年10月、解剖時に死体から採取された試料の望ましい保存基準の在り方に関する検討を行うための担当者連絡会議を開催し、試料の取扱いに関するこれまでの議論の経過を共有するなどした。	・引き続き、遺族等に対し、その心情に配慮した適切な説明を行う。 ・遺族等に対する説明要領等を示達している「遺族等に対する死因その他参考となるべき事項の説明について（通達）」（平成31年3月29日付け警察庁丁捜一発第55号）について、令和5年度中の再発出等に向けた準備を進める。 ・解剖時に死体から採取された試料の望ましい保存基準について、今後、必要に応じて関係者の意向を確認するなどして、試料の保存基準の望ましい在り方に関する検討を継続する。	警察庁
			・検察庁において、検察官が、捜査・公判に及ぼす支障等にも配慮しつつ、必要に応じ、適切な形で、犯罪被害者等に対し検視・司法解剖に関する情報を提供し、遺族への適切な対応に努めた。 ・司法解剖実施機関等で司法解剖後の臓器等が中・長期に保管される場合があることに関しては、遺族の理解と協力が得られるよう、さらに、適切な説明等が行われるよう、警察庁及び法務省において、対応について検討を進めた。 ・検察庁においては、検察官が、捜査・公判に及ぼす支障等にも配慮しつつ、必要に応じ、適切な形で、犯罪被害者等に対し検視・司法解剖に関する情報を提供した。	検察庁において、検察官が、捜査・公判に及ぼす支障等にも配慮しつつ、必要に応じ、適切な形で、犯罪被害者等に対し検視・司法解剖に関する情報を提供し、引き続き遺族への適切な対応に努める。	法務省
143	犯罪被害者等の意向を踏まえた証拠物件の適正な返却又は処分の推進	警察において、証拠物件が滅失、毀損、変質、変形、混合又は散逸することのないよう留意し、その証拠価値の保全に努めるとともに、検察庁と連携し、捜査上留置の必要がなくなった証拠物件については、当該物件の還付方法について犯罪被害者等と協議し、その意向を踏まえた上で返却又は処分するよう努める。	巡回業務指導において、適正な証拠物件の保管・管理状況を確認し、必要な指導を実施した。	引き続き、巡回業務指導において、適正な証拠物件の保管・管理状況を確認し、必要な指導を実施する。	警察庁
144	証拠品の適正な処分等	法務省において、被害者の遺族又は家族の心情を踏まえ、捜査・公判に及ぼす影響等にも配慮しつつ、証拠品の還付等を行うとともに、必要に応じ、還付の時期及び方法等について説明を行っているところであり、引き続きその適正な運用に努める。	・検察庁において、証拠品が被害者等の所有に係る物である場合、被害者等に還付の希望の有無を確認し、還付を希望するときは、被差押人又は差出人を説得して当該証拠品が被害者等に還付されるよう努め、被差押人等が被害者等への返還に応じないときには、当該証拠品の処分に関し先立って、被害者等と連絡を取るなどして、被害者等がその権利を行使する機会を確保する措置を講ずるなど、捜査・公判に及ぼす支障等にも配慮しつつ、早期還付等も含めた証拠品の処分について検察官が慎重に検討を行い、個別事案に即した適切な運用に努めた。 ・検察庁においては、被害者等の心情を踏まえ、捜査・公判に及ぼす影響に配慮しつつ、証拠品の還付等を行うとともに、必要に応じて、還付の時期及び方法等について説明を行うなど、証拠品の処分等について適切な運用に努めた。	被害者の遺族又は家族の心情を踏まえ、捜査・公判に及ぼす影響等にも配慮しつつ、証拠品の還付等を行うとともに、必要に応じ、還付の時期及び方法等について説明を行うなど、引き続きその適正な運用に努める。	法務省
145	捜査に関する適切な情報提供等	警察において、捜査への支障等を勘案しつつ、被害者連絡制度等の周知徹底・活用を図り、犯罪被害者等の要望に応じて捜査状況等の情報を提供するよう努める。また、必要に応じ、犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする民間被害者支援団体等との連携を図る。	・令和3年中及び4年中の被害者連絡実施状況について、各都道府県警察から報告を受けて把握した。 ・巡回業務指導において、被害者連絡実施状況、「被害者の手引」配布状況等を確認し、被害者連絡が確実に実施されるよう必要な指導を実施した。	引き続き、都道府県警察からの報告により被害者連絡実施状況を把握するとともに、巡回業務指導において、被害者連絡実施状況、「被害者の手引き」配布状況等を確認し、被害者連絡が確実に実施されるよう必要な指導を実施する。	警察庁

施策番号	項目	具体的施策	令和3年4月から令和5年12月までの実施結果	令和6年1月から令和8年3月までの取組予定	担当府省庁
146		法務省において、捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者等に対し、適時適切に捜査状況等の情報を提供しよう努める。	・検察官等を対象として、犯罪被害者等の保護・支援に関する研修を実施した。 ・検察庁においては、検察官が犯罪被害者等に対する適切な情報提供等に努めた。	・検察官等を対象として、犯罪被害者等の保護・支援に関する研修の実施について検討を行う。 ・検察庁においては、検察官が犯罪被害者等に対する適切な情報提供等に努める。	法務省
147	適正かつ緻密な交通事故事件捜査の一層の推進等	警察において、重大・悪質な交通事故事件等については、捜査経験の豊富な交通事故事件捜査統括官及び交通事故の科学的解析に関する研修を積んだ交通事故鑑識官が事故現場に赴いて客観的証拠の収集等の捜査指揮を行うなど、適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進するとともに、捜査員に対する各種研修の充実にも努めるなど、交通事故被害者等の心情に配慮した取組を一層推進する。	・毎年度、警察大学校等において、都道府県警察の交通捜査員を対象とし、「交通事故鑑識官養成」教養等を実施した。 ・令和5年1月12日に中部管区警察局主催で、東日本ブロックの交通事故事件捜査統括官会議を実施した。 ・同年7月26日に都道府県警察の交通事故鑑識官等を対象とした全国交通事故鑑識官等会議を実施した。 ・同年11月13日～11月14日に九州管区警察局主催で、西日本ブロックの交通事故事件捜査統括官等会議を実施した。	引き続き、警察大学校等において、都道府県警察の交通捜査員を対象とする教養等を実施するほか、全国交通事故鑑識官会議と全国交通事故事件捜査統括官等会議を隔年で実施する。	警察庁
148 (115)	交通事故に関する講義の充実	法務省において、副検事に対する研修の中で、交通事故の留意点等を熟知した専門家等による講義を行うとともに、犯罪被害者等の立場等への理解を深めるための機会を設けるなど、交通事故に関する科目の内容の一層の充実を図る。	再掲	再掲	法務省
149 (114) (236)	検察官に対する児童及び女性の犯罪被害者等への配慮に関する研修の充実	法務省において、検察官に対する研修の中で、児童や女性の犯罪被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を行い、児童及び女性に対する配慮に関する科目の内容の一層の充実を図る。	再掲	再掲	法務省
150	不起訴事案等に関する適切な情報提供	法務省において、不起訴記録を保存する各検察庁に対し、不起訴記録の弾力的開示について引き続き周知徹底を図る。また、不起訴記録の開示対象の拡大についても、被害者保護の要請に配慮しつつ、引き続き適切な対応に努める。	・被害者保護の要請に配慮し、不起訴記録は、非公開が原則であるが、交通事故に関する実況見分調書等の証拠については、裁判所からの送付囑託や弁護士会からの照会に対し、開示することが相当と認められるときは、これに応じた。また、被害者参加制度の対象となる事件の被害者等については、事件の内容を知ること等を目的とする場合でも、捜査や公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を開示し、弾力的な運用に努めた。 さらに、それ以外の事件の被害者等についても、民事訴訟等において被害回復のため損害賠償請求権その他の権利を行使するために必要と認められる場合には、捜査や公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を開示した。 ・検察官等を対象として、犯罪被害者等の保護・支援に関する研修を実施した。	・被害者参加制度の対象となる事件の被害者等については、事件の内容を知ること等を目的とする場合でも、捜査や公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を開示するなど、引き続き弾力的な運用に努める。 ・検察官等を対象として、犯罪被害者等の保護・支援に関する研修等の実施について検討を行う。	法務省
151		法務省において、不起訴処分について、犯罪被害者等の要望に応じ、検察官が、捜査への支障等を勘案しつつ、事前又は事後に、処分の内容及び理由について十分な説明を行うよう努める。	・不起訴処分について、検察官が、犯罪被害者等の要望に応じ、関係者の名誉等の保護の要請や捜査に及ぼす支障等にも配慮しつつ、不起訴処分の裁定前後の適切な時期に、処分の内容及び理由について十分に説明を行うよう努めた。 ・検察官等を対象として、犯罪被害者等の保護・支援に関する研修を実施した。	・不起訴処分について、引き続き、犯罪被害者等の要望に応じ、検察官が、捜査への支障等を勘案しつつ、事前又は事後に、処分の内容及び理由について十分な説明を行うよう努める。 ・検察官等を対象として、犯罪被害者等の保護・支援に関する研修等を実施する。	法務省
152	検察審査会の起訴議決に拘束力を認める制度の運用への協力	法務省において、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成16年法律第62号）による改正後の検察審査会法（昭和23年法律第147号）で導入された、一定の場合に検察審査会の起訴議決に拘束力を認める制度について、公訴権の実行に関し民意を反映させてその適正を図るという趣旨の実現に向け、引き続き必要な協力を行う。	検察庁において、起訴議決に至った事件について、裁判所により指定された弁護士に対する協力を行うなど、制度の適切な運用が図られるよう努めた。	検察庁において、起訴議決に至った事件について、裁判所により指定された弁護士に対する協力を行うなど、引き続き制度の適切な運用が図られるよう努める。	法務省
153	受刑者と犯罪被害者等との面会・信書の発受の適切な運用	法務省において、受刑者と犯罪被害者等との面会・信書の発受が、犯罪被害者等の要望に応じ、法令に基づいて引き続き適切に運用されるよう努める。	被害者等との面会・信書の発受に関する留意事項を定め、二次的被害等が発生することのないよう適切な運用を図った。	法務省において、毎年1回以上行われる実地監査等を通じて、受刑者と犯罪被害者等との面会・信書の発受が犯罪被害者等との要望に応じ、法令に基づいて引き続き適切に運用されているか確認する。	法務省

施策番号	項目	具体的施策	令和3年4月から令和5年12月までの実施結果	令和6年1月から令和8年3月までの取組予定	担当府省庁
154 (101)	加害者処遇における犯罪被害者等への配慮の充実	法務省において、矯正施設の被収容者を対象に実施している「被害者の視点を取り入れた教育」について、犯罪被害者等や犯罪被害者支援団体の意向等に配慮し、犯罪被害者等の心情等への理解を深めさせ、謝罪や被害弁償等の具体的な行動を促すための指導を含めた改善指導・矯正教育等の一層の充実に努めるとともに、指導効果の検証について、その在り方も含め検討を行う。また、家庭裁判所、検察庁等から矯正施設に送付される資料の中に犯罪被害者等の心情等が記載されている場合には、同資料を被収容者に対する指導に有効活用するよう努める。	再掲	再掲	法務省
155		法務省において、保護処分執行に資するため、少年の精神的・身体的状況、家庭環境、施設内での行動及び処遇の経過等に関する必要な記載がなされている少年簿について、関係機関と連携し、犯罪被害者等に関する事項について必要な情報を収集し、適切に記載するよう努める。	・少年院及び少年鑑別所において、関係機関と連携し、犯罪被害者等に関する事項について必要な情報を収集し、少年簿に適切に記載することに関して各種協議会等において周知を図った。 ・令和5年12月1日の「刑の執行段階等における犯罪被害者等の心情等の聴取・伝達制度」の運用開始に合わせ、少年簿のうち必要な箇所に同制度について記録するなど、犯罪被害者等に関する事項の適切な情報収集及び記載を行うべく体制を構築した。	犯罪被害者等に関する事項の適切な情報収集及び記載の状況を踏まえながら、必要に応じて、各種検討を行う。	法務省
156		法務省において、法制審議会からの諮問第103号に対する答申を踏まえ、刑の執行段階等における犯罪被害者等の心情等の聴取・伝達制度について検討を行い、必要な施策を実施する。実施に当たっては、刑事施設の長等と地方更生保護委員会及び保護観察所の長との連携を図られるよう努める。	・令和4年6月に成立した刑法等の一部を改正する法律により刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律及び少年院法が改正され、刑の執行段階等における犯罪被害者等の心情等の聴取・伝達制度が導入された。 ・法務省において、令和4年6月から同年12月にかけて、矯正行政実務はもとより、犯罪被害者等施策に精通した有識者から構成される「刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度に関する検討会」を計4回にわたって開催し、同制度の具体的な運用方法等について意見交換を行ったほか、令和5年中に2回にわたって全国施設の本制度担当職員を対象とした職員研修を実施した。同制度は、令和5年12月1日に運用を開始した。	制度の安定的な運用及び制度の充実化に向けて蓄積された事例等を踏まえながら、必要に応じて、各種検討を行う。	法務省
157		法務省において、保護観察対象者の問題性に応じた専門的処遇プログラムの内容等の充実を図るとともに、当該プログラムの受講を保護観察における特別遵守事項として設定するなどして、当該プログラムを適切に実施する。また、保護観察対象者に対し、再び罪を犯さない決意を固めさせ、犯罪被害者等の意向等に配慮しながら誠実に対応するよう促すため、しよく罪指導を適切に実施する。	保護観察所においては、保護観察対象者の問題性に応じた専門的処遇プログラムの内容等の充実を図るとともに、当該プログラムの受講を保護観察における特別遵守事項として設定するなどして、当該プログラムを適切に実施した。また、保護観察対象者に対し、再び罪を犯さない決意を固めさせるとともに、犯罪被害者等の意向等に配慮しながら誠実に対応するよう促すため、全国の保護観察所において、一定の重大な罪を犯した保護観察対象者に対し、しよく罪指導のためのプログラムを実施した。	・保護観察所においては、保護観察対象者の問題性に応じた専門的処遇プログラムの内容等の充実を図るとともに、当該プログラムの受講を保護観察における特別遵守事項として設定するなどして、引き続き、当該プログラムを適切に実施する。 ・保護観察対象者に対し、再び罪を犯さない決意を固めさせるとともに、犯罪被害者等の意向等に配慮しながら誠実に対応するよう促すため、引き続き、全国の保護観察所において、一定の重大な罪を犯した保護観察対象者に対し、しよく罪指導を適切に実施する。	法務省
158		法務省において、「更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会」報告書を踏まえ、犯罪被害者等による心情等伝達制度へのアクセスの向上、しよく罪指導プログラムの充実化等について検討を行い、3年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。	・「更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会」報告書を踏まえ、犯罪被害者等による心情等伝達制度へのアクセスの向上等について検討を行い、令和5年12月から心情等聴取・伝達制度に係る手続の負担軽減を図ったほか、更生保護における犯罪被害者等施策に関するパンフレットやリーフレットを刷新するなどの周知広報を行うなどして、犯罪被害者等による同制度へのアクセス向上を図った。 ・また、しよく罪指導のためのプログラム(しよく罪指導プログラム)の充実強化等について検討を行い、令和4年10月から新たなしよく罪指導プログラムを実施した。 ・なお、令和5年12月の改正更生保護法の施行に伴い、保護観察対象者に対する伝達を前提とせず、犯罪被害者等からの申出に応じて、その心情等を聴取する制度が新設されたところ、当該伝達を希望しない犯罪被害者等による同制度へのアクセス向上を図った。	・心情等聴取・伝達制度へのアクセスの向上に当たり、令和6年3月までに犯罪被害者等からオンラインで相談又は問合せの「受付」ができるよう、法務省ウェブサイト相談受付フォームを設置する予定である。 ・更生保護における犯罪被害者等施策に関する動画を製作し、法務省ウェブサイトに掲載する予定であり、心情等聴取・伝達制度等のその一層適切な運用に努める。 ・令和4年10月から実施している新たなしよく罪指導プログラムを、引き続き適切に実施する。	法務省

施策番号	項目	具体的施策	令和3年4月から令和5年12月までの実施結果	令和6年1月から令和8年3月までの取組予定	担当府省庁
159	犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実	地方更生保護委員会及び保護観察所の長が保護観察等の措置を執るに当たっては、当該措置の内容に応じ、犯罪被害者等の被害に関する心情、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情を考慮するものとする。	地方更生保護委員会及び保護観察所の長は、これまでも、保護観察等の措置を執るに当たっては、当該措置の内容に応じ、犯罪被害者等の被害に関する心情、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情を考慮しているところ、令和4年6月に成立した刑法等の一部を改正する法律により改正された更生保護法（以下「改正更生保護法」という。）にその旨が明記されたことを踏まえ、一層適正な運用を図った。	令和5年12月から施行された改正更生保護法において、保護観察等における措置を執るに当たっては、被害者等の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況等を十分考慮すべき旨が定められたことを踏まえ、その一層適切な運用に努める。	法務省
160		犯罪被害者等の被害に関する心情、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情を理解し、その被害を回復すべき責任を自覚するための保護観察対象者に対する指導に関する事実について保護観察官又は保護司に申告し、又は当該事実に関する資料を提示することを、保護観察における遵守事項の類型に加える。	改正更生保護法において、犯罪被害者等の被害に関する心情、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情を理解し、その被害を回復すべき責任を自覚するための保護観察対象者に対する指導に関する事実について、保護観察官又は保護司に申告し、又は当該事実に関する資料を提示することが、保護観察における遵守事項の類型に加えられたことを踏まえ、その適正な運用を図った。	令和5年12月から施行された改正更生保護法において、保護観察官等の求めに応じ、被害者等の被害を回復し、又は軽減するためにとった行動の状況を示す事実について申告し、又は当該事実に関する資料を提示することが、保護観察における遵守事項の類型に加えられたことを踏まえ、その適切な運用に努める。	法務省
161		仮釈放等の許可の判断に当たって、犯罪被害者等の申出により地方更生保護委員会が聴取を行う意見等の内容に、生活環境の調整及び仮釈放等の期間中の保護観察に関する意見が含まれることを明らかにする。	改正更生保護法において、仮釈放等の許可の判断に当たって、犯罪被害者等の申出により地方更生保護委員会が聴取を行う意見等の内容に、生活環境の調整及び仮釈放等の期間中の保護観察に関する意見が含まれたことを踏まえ、その適正な運用を図った。	令和5年12月から施行された改正更生保護法において、犯罪被害者等の申出により地方更生保護委員会が聴取を行う意見等の内容に、生活環境の調整及び仮釈放等の期間中の保護観察に関する意見が含まれることが定められたことを踏まえ、その適切な運用に努める。	法務省
162		具体的な賠償計画を立て、犯罪被害者等に対して慰謝の措置を講ずることについて生活行動指針として設定し、これに即して行動するよう、保護観察対象者に対し指導を行う運用について検討を行い、当該指導の充実を図る。	保護観察所の長が、保護観察対象者に対し、具体的な賠償計画を立て、犯罪被害者等に対しての慰謝の措置を講ずることを生活行動指針として設定し、これに即して行動するよう指導を行うための運用指針を、令和4年3月に新たに策定し、当該指導の充実を図った。	令和5年12月から施行された改正更生保護法において、被害者等の被害の回復又は軽減に誠実に努めるよう必要な指示等の措置をとることが指導監督の方法として定められたことを踏まえ、保護観察対象者に対し、具体的な賠償計画を立て、犯罪被害者等に対して慰謝の措置を講ずることを生活行動指針として設定して行う指導の一層の充実に努める。	法務省
163	犯罪被害者等の意見を踏まえた仮釈放等審理の実施	地方更生保護委員会において、仮釈放等の許可の判断に当たって、犯罪被害者等の申出により聴取した意見等を考慮し、必要に応じて保護観察中の特別遵守事項に反映させているところ、仮釈放等の審理において、犯罪被害者等の意見が一層しんしゃくされるよう努める。	地方更生保護委員会において、仮釈放等の許可の判断に当たって、犯罪被害者等の申出により聴取した意見等を考慮し、必要に応じて保護観察中の特別遵守事項に反映させているところ、仮釈放等の審理において、犯罪被害者等の意見が一層しんしゃくされるよう努めた。	地方更生保護委員会において、仮釈放等の許可の判断に当たって、犯罪被害者等の申出により聴取した意見等を考慮し、必要に応じて保護観察中の特別遵守事項に反映させているところ、引き続き、仮釈放等の審理において、犯罪被害者等の意見が一層しんしゃくされるよう努める。	法務省
164	更生保護官署職員に対する研修等の充実	法務省において、仮釈放等の許可を判断する地方更生保護委員会の委員を対象とした研修について、犯罪被害者等の意見を仮釈放等の審理に適切に反映させるための講義を実施しているところ、犯罪被害者等の心情や犯罪被害者等が置かれている状況に一層配慮した仮釈放等の審理がなされるよう、引き続き研修内容の充実に努める。	地方更生保護委員会の委員を対象とする研修において、犯罪被害者等施策に関する内容のほか、犯罪被害者等の心情や置かれている状況等について理解の増進を図るための講義を実施し、講義においては近時の法改正の趣旨等を説明するなど内容の充実を図った。	犯罪被害者等の心情や犯罪被害者等が置かれている状況に一層配慮した仮釈放等の審理がなされるよう講義内容の更なる充実に努める。	法務省
165	矯正施設職員に対する研修等の充実	法務省において、矯正施設の新規採用職員や初級幹部要員を対象とする研修について、「犯罪被害者の視点」等のテーマによる講義を引き続き実施するとともに、上級幹部要員を対象とする研修について、犯罪被害者団体等の関係者を講師として招くなど、犯罪被害者等の心情、犯罪被害者等が置かれている状況等について理解を深められるよう、引き続き研修内容の充実に努める。	矯正施設の新規採用職員や初級幹部要員を対象とする研修について、「犯罪被害者の視点」等のテーマによる講義を引き続き実施するとともに、上級幹部要員を対象とする研修について、犯罪被害者団体等の関係者を講師として招いた。	矯正施設の新規採用職員や初級幹部要員を対象とする研修について、「犯罪被害者の視点」等のテーマによる講義を引き続き実施するとともに、上級幹部要員を対象とする研修について、犯罪被害者団体等の関係者を講師として招く。	法務省

施策番号	項目	具体的施策	令和3年4月から令和5年12月までの実施結果	令和6年1月から令和8年3月までの取組予定	担当府省庁
第4 支援等のための体制整備への取組					
166	地方公共団体における総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援の促進	警察において、地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援に資するよう、犯罪被害者等支援を目的とした条例等の犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例の制定又は計画・指針の策定状況について適切に情報提供を行うとともに、地方公共団体における条例の制定等に向けた検討、条例の施行状況の検証及び評価等に資する協力を行う。	・地方公共団体に対し、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議を通じ、犯罪被害者等支援を目的とした条例等の犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例の制定又は計画・指針の策定状況に関する情報提供を行った。 ・警察庁ウェブサイト犯罪被害者等支援を目的とした条例等に関する情報を掲載するほか、犯罪被害者等施策情報メールマガジンにおいて、当該条例等の制定状況及び主な支援施策等を紹介した。 ・令和3年4月22日付け教養厚生課長通達「地方公共団体における条例の制定等に資する協力の推進について（通達）」を都道府県警察宛てに発出し、地方公共団体における条例の制定等に資する協力を推進するよう指示し、都道府県警察において、地方公共団体に対して同協力を行っている。 【犯罪被害者等支援を目的とした条例】 令和3年4月1日現在 都道府県32、政令市8、市区町村384 令和4年4月1日現在 都道府県39、政令市11、市区町村453 【犯罪被害者等支援を目的とした条例等】 令和5年4月1日現在 都道府県46、政令市13、市区町村606	・地方公共団体に対し、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議や全国市区町村犯罪被害者等施策会議を通じ、犯罪被害者等支援を目的とした条例等の犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例の制定又は計画・指針の策定状況に関する情報提供を行う。 ・警察庁ウェブサイト犯罪被害者等支援を目的とした条例等に関する情報を掲載するほか、犯罪被害者等施策情報メールマガジンにおいて、当該条例等の制定状況及び主な支援施策等を紹介するなど、地方公共団体に対するより効果的な情報提供に努める。 ・地方公共団体における条例の制定等に向けた検討等に資する協力等を行うよう都道府県警察を指導する。	警察庁
167	地方公共団体における総合的対応窓口等の周知の促進	警察庁において、地方公共団体に対し、犯罪被害者等施策の担当部局及び総合的対応窓口の担当部局を定期的に確認する。また、国民に対して地方公共団体における総合的対応窓口や支援施策を周知するため、犯罪被害者等施策に関するウェブサイト、ポスター、リーフレット、SNS等を活用した広報の充実を努める。さらに、犯罪被害者等支援に関するウェブサイトの充実等により、犯罪被害者等を含む地域住民に総合的対応窓口等の相談機関や各種制度等を周知するよう、地方公共団体に対して要請する。	・地方公共団体における犯罪被害者等施策の窓口部局及び総合的対応窓口の担当部局について定期的に確認している。なお、犯罪被害者等施策の窓口部局は平成28年度以降、総合的対応窓口の担当部局は平成31年4月以降、全ての地方公共団体において確定している。 ・地方公共団体の総合的対応窓口や犯罪被害者等施策等について、警察庁ウェブサイトに掲載するなどして、国民に周知するとともに、政府広報テレビ番組や警察庁公式X(旧Twitter)等のSNSを活用して総合的対応窓口や犯罪被害者等施策に関する各種制度等の周知の促進に努めた。 ・地方公共団体に対し、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議、地方公共団体の職員を対象とする研修等を通じ、相談機関や各種制度等を周知するよう要請した。	・地方公共団体における犯罪被害者等施策の窓口部局及び総合的対応窓口の担当部局について定期的に確認する。 ・地方公共団体の総合的対応窓口や犯罪被害者等施策等について、警察庁ウェブサイトに掲載するなどして、国民に周知するとともに、政府広報テレビ番組や警察庁ウェブサイト・SNS等の活用等、更なる総合的対応窓口の周知の促進に努める。 ・地方公共団体に対し、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議、全国市区町村犯罪被害者等施策会議、地方公共団体の職員を対象とする研修等を通じ、相談機関や各種制度等を周知するよう要請する。	警察庁
168	地方公共団体における総合的対応窓口等の充実の促進	警察庁において、地方公共団体に対し、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議の開催、地方公共団体の職員を対象とする研修、「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」の発信等を通じて、総合的対応窓口等における好事例や犯罪被害者等支援の先進的・意欲的な取組事例等を提供するとともに、総合的対応窓口等の相談窓口機能の充実を要請する。	・地方公共団体に対し、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体の職員を対象とする研修等を通じ、総合的対応窓口の機能の充実や政令指定都市の区役所における体制整備を要請した。 ・犯罪被害者等施策情報メールマガジンにおいて、地方公共団体における犯罪被害者等支援の担当者に対する研修の実施状況や参考となる事例等を紹介することにより、地方公共団体における総合的対応窓口の機能の充実の促進に努めた。 ・「犯罪被害者等施策の一層の推進について」（令和5年6月6日犯罪被害者等施策推進会議決定）に基づき、途切れない支援を一元的に提供する体制の構築（ワンストップサービスの実現）に向け、有識者による検討会を開催し、総合的対応窓口等の機能強化や関係機関・団体との連携・協力の一層の充実を図るための取組について検討を行うとともに、より円滑な支援の実現に向け、DXを活用した取組についても検討を行っている。	・地方公共団体に対し、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議や全国市区町村犯罪被害者等施策会議、地方公共団体の職員を対象とする研修等を通じ、総合的対応窓口の機能の充実や政令指定都市の区役所における体制整備を要請する。 ・犯罪被害者等施策情報メールマガジンにおいて、地方公共団体における犯罪被害者等支援の担当者に対する研修の実施状況や参考となる事例等を紹介することにより、地方公共団体における総合的対応窓口の機能の充実の促進に努める。 ・有識者検討会における検討を継続し、令和6年5月までに取りまとめを行った上で、その取りまとめ結果等を踏まえ、地方における途切れない支援を一元的に提供する体制の構築（ワンストップサービスの実現）に向け、総合的対応窓口等の機能強化や関係機関・団体との連携・協力の一層の充実を図るための取組等を実施する。	警察庁

施策番号	項目	具体的施策	令和3年4月から令和5年12月までの実施結果	令和6年1月から令和8年3月までの取組予定	担当府省庁
169	地方公共団体における専門職の活用及び連携・協力の一層の充実・強化	警察庁において、地方公共団体に対し、犯罪被害者等の生活支援を効果的に行うため、犯罪被害者等支援における社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士等の専門職の活用を働き掛ける。また、犯罪被害者等を早期に専門職の支援につなげるため、地方公共団体における総合的対応窓口と関係機関・団体との連携・協力の一層の充実・強化を要請する。	・都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体の職員を対象とする研修等を通じ、犯罪被害者等支援の分野における社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士等の専門職の活用を働き掛けるとともに、総合的対応窓口と関係機関・団体との連携・協力の一層の充実・強化を要請した。 ・「犯罪被害者等施策の一層の推進について」(令和5年6月6日犯罪被害者等施策推進会議決定)に基づき、これらを更に促進するための取組について有識者による検討会を開催し、検討を行っている。 【専門職配置】 令和3年4月1日現在 都道府県11、政令市6、市区町村89 令和4年4月1日現在 都道府県13、政令市7、市区町村95 令和5年4月1日現在 都道府県11、政令市8、市区町村93	・都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議や全国市区町村犯罪被害者等施策会議、地方公共団体の職員を対象とする研修等を通じ、犯罪被害者等支援の分野における社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士等の専門職の活用を働き掛けるとともに、総合的対応窓口と関係機関・団体との連携・協力の一層の充実・強化を要請する。 ・有識者検討会における検討を継続し、令和6年5月までに取りまとめを行った上で、その取りまとめ結果等を踏まえ、地方公共団体における専門職の活用及び連携・協力の一層の充実・強化のための取組を実施する。	警察庁
170	地方公共団体間の連携・協力の充実・強化等	警察庁において、都道府県における市区町村の連携・協力の充実・強化を図るため、都道府県による市区町村の犯罪被害者等支援担当者を集めた研修の実施等に協力する。また、地方公共団体をまたいだ連携・協力が必要な事案に備えて、地方公共団体における犯罪被害者等支援に関するコンタクト・ポイントを一覧にまとめた資料を整備し、地方公共団体間の情報共有を促進する。	・犯罪被害者等施策の総合的な推進に関する事業を開催し、市町村や関係機関の職員等に対し、犯罪被害者等支援に関する研修会等を実施した。 ・地方公共団体における犯罪被害者等支援に関するコンタクト・ポイントを一覧にまとめた資料を警察庁ウェブサイトに掲載し、地方公共団体間の情報共有を促進した。 【総合的推進事業開催県】 令和3年度 滋賀県、京都府、徳島県、高知県 令和4年度 埼玉県、長野県、福岡県、鹿児島県 令和5年度 静岡県、鳥取県、島根県、長崎県、宮崎県	・犯罪被害者等施策の総合的な推進に関する事業を開催し、市町村や関係機関の職員等に対し、犯罪被害者等支援に関する研修会等を実施する。 ・地方公共団体における犯罪被害者等支援に関するコンタクト・ポイントを一覧にまとめた資料を警察庁ウェブサイトに掲載し、地方公共団体間の情報共有を促進する。	警察庁
171	犯罪被害者等施策に携わる地方公共団体の職員等の育成及び意識の向上	警察庁において、地方公共団体の職員等の育成及び意識の向上を図るため、犯罪被害者等やその援助に精通した有識者を招き、関係府省庁及び地方公共団体の職員等を対象とする「犯罪被害者等施策講演会」を開催する。また、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議等を通じて、犯罪被害者等支援に関する最新の情報を提供するとともに、地方公共団体における先進的・意欲的な取組事例を含め、犯罪被害者等支援に関する資料の提供に努める。	・「犯罪被害者等施策講演会」を毎年度開催するとともに、その内容について、警察庁ウェブサイトで国民に情報提供を行った。 ・地方公共団体に対し、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体の職員を対象とする研修等を通じ、犯罪被害者等支援に関する最新の情報や資料を提供した。	・「犯罪被害者等施策講演会」を開催するとともに、その内容について、警察庁ウェブサイトで国民に情報提供を行う。 ・地方公共団体に対し、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議、全国市区町村犯罪被害者等施策会議及び地方公共団体の職員を対象とする研修等を通じ、犯罪被害者等支援に関する最新の情報や資料を提供する。	警察庁
172 (59)	ワンストップ支援センターの体制強化	内閣府において、関係省庁と連携し、ワンストップ支援センターについて、24時間365日対応化や拠点となる病院の整備促進、コーディネーターの配置・常勤化等の地域連携体制の確立、専門性を高めるなどの人材の育成や運営体制確保、支援員の適切な処遇等、運営の安定化及び質の向上を図る。また、全国共通短縮番号「#8891（はやくワンストップ）」を周知するとともに、夜間・休日においても相談を受け付けるコールセンターの設置及び地域での緊急事案への対応体制の整備、各都道府県の実情に応じた被害者支援センターの増設等、相談につながりやすい体制整備を図る。さらに、全国共通短縮番号について、運用の在り方を検討する。	再掲	再掲	内閣府
173 (60)		警察庁において、地方公共団体における犯罪被害者等施策の担当部局に対し、ワンストップ支援センターに関する情報提供等を行うほか、内閣府及び厚生労働省と連携し、地域における性犯罪・性暴力被害者支援の充実のため、ワンストップ支援センターにおける取組事例を含めた資料の提供に努める。	再掲	再掲	警察庁
174 (61)		厚生労働省において、都道府県等の協力を得て、犯罪被害者支援団体、医師をはじめとする医療関係者等から、ワンストップ支援センターの開設に向けた相談があった場合には、協力が可能な医療機関の情報を収集し、当該犯罪被害者支援団体等に提供する。	再掲	再掲	厚生労働省

施策番号	項目	具体的施策	令和3年4月から令和5年12月までの実施結果	令和6年1月から令和8年3月までの取組予定	担当府省庁
175 (62)		厚生労働省において、医療機能情報提供制度の充実を図るとともに、同制度によりワンストップ支援センターを施設内に設置している医療機関を検索することができる旨を周知する。	再掲	再掲	厚生労働省
176 (63)		前記施策のほか、関係府省庁において、障害者や男性等を含む様々な性犯罪・性暴力被害者への適切な対応や支援を行うことができるよう、性犯罪・性暴力被害者の支援体制の充実のための施策を検討する。	再掲	再掲	内閣府
			再掲	再掲	警察庁
			再掲	再掲	厚生労働省
177 (57)	性犯罪被害者等に対する緊急避妊に関する情報提供	厚生労働省において、性犯罪被害者を含め、緊急避妊を必要とする者がその方法等に関する情報を得られるよう、保健所や女性健康支援センター等による情報提供を行う。	再掲	再掲	厚生労働省
178 (58)	性犯罪被害者への対応における看護師等の活用	厚生労働省において、内閣府、警察庁及び文部科学省の協力を得て、医療機関に対し、性犯罪被害者への対応に関する専門的知識・技能を備えた看護師、助産師等の活用について啓発を推進する。	再掲	再掲	厚生労働省
179	性犯罪の被害に遭った児童生徒への対応の充実	文部科学省において、性犯罪の被害に遭った児童生徒及びその保護者の相談等に対し、学級担任、生徒指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、適切な対応ができるよう、学校内の教育相談体制の充実を図るとともに、関係機関との積極的な連携を促進する。また、24時間子供SOSダイヤルやワンストップ支援センターについて、教育委員会等を通じて児童生徒や保護者に周知する。	・学校や教育委員会の教育相談担当者等を対象とした連絡協議会や研修会において、性犯罪の被害に遭った児童生徒への対応や関係機関との連携等について周知した。 ・「学校における教育相談体制充実に係る連絡協議会」を令和5年9月22日に開催した。 ・スクールカウンセラー等活用事業の実施により、教育委員会等が24時間子供SOSダイヤル等の相談窓口を周知するパンフレット等を作成する経費を支援している。 【カード等の配布などにより24時間子供SOSダイヤルを周知した都道府県】 令和3年度、令和4年度 全47都道府県	引き続き、学校や教育委員会の教育相談担当者等を対象とした連絡協議会や研修会において、性犯罪の被害に遭った児童生徒への対応や関係機関との連携等について周知するとともに、教育委員会等による相談窓口周知のための経費を支援していく。	文部科学省
180	地方公共団体における配偶者等からの暴力事案の被害者の支援に係る取組の充実	内閣府において、都道府県及び市区町村内の関係部局その他関係機関の連携強化を通じ、配偶者等からの暴力事案の被害者の支援に係る取組の充実を図る。	・保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化、基本方針・都道府県基本計画の記載事項の拡充及び協議会の法定化等を内容とする、配偶者暴力防止法改正法が第211回国会において成立した。 ・配偶者暴力相談支援センター長、地方公共団体の同支援センター主管課等の行政職員並びに同支援センター、児童相談所及び民間シェルター等において相談支援業務に携わる官民の相談員等の関係者を対象に、相談対応の質の向上及び被害者や被害親子に対する支援における官官・官民連携強化のために必要な知識の習得(機会の確保)を目的として、オンライン研修教材を作成し提供している。	・令和6年4月1日に施行される配偶者暴力防止法改正法による多機関の連携や地域における法定協議会の設置により、被害者支援の現場等における緊密な連携を推進する。 ・配偶者暴力相談支援センター長、地方公共団体の同支援センター主管課等の行政職員並びに同支援センター、児童相談所及び民間シェルター等において相談支援業務に携わる官民の相談員等の関係者を対象として、相談対応の質の向上及び被害者や被害親子に対する支援における官官・官民連携強化のために必要な知識の習得(機会の確保)を目的として、オンライン研修教材を作成し提供する。	内閣府
181 (239)	コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援等	警察庁において、民間被害者支援団体に対し、犯罪被害者等支援のための制度を所管する関係府省庁の協力を得て、同団体が行う研修内容に関する助言や研修に対する講師派遣等の協力を行い、性犯罪被害者を含めた犯罪被害者等に対する支援全般(必要な支援についての相談・情報提供、適切な関係機関・団体への橋渡し等)を管理するコーディネーターとしての役割を果たす民間支援員の育成を支援する。また、地域における犯罪被害者等支援体制の整備を促進するため、地方公共団体の職員や民間支援員が参加できる研修の実施に努める。	毎年度、関係府省庁等の協力を得て、公益社団法人全国被害者支援ネットワークとの共催により、全国被害者支援フォーラム及び地方公共団体や民間被害者支援団体等の職員が参加する全国研修会等を開催した。また、同研修会に講師を派遣したほか、会場の借り上げに要する経費を予算措置するなど、支援関係者の育成に努めた。	関係府省庁等の協力を得て、公益社団法人全国被害者支援ネットワークとの共催により、全国被害者支援フォーラム及び地方公共団体や民間被害者支援団体等の職員が参加する全国研修会等を開催する。また、同研修会への講師の派遣や、会場の借り上げに要する経費を予算措置するなど、支援関係者の育成に努める。	警察庁

施策番号	項目	具体的施策	令和3年4月から令和5年12月までの実施結果	令和6年1月から令和8年3月までの取組予定	担当府省庁
182	警察と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実	警察において、犯罪被害者等支援に関係する機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、それらの関係機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を犯罪被害者等に説明できるよう努めるとともに、犯罪被害者等支援のための制度を所管する関係府省庁の協力を得て、当該機関・団体等及び府省庁に係る制度に関する案内書、申込書等を常備し、これを必要とする犯罪被害者等に提供するよう努める。	・「被害者の手引」等を活用し、関係機関・団体等が所管する犯罪被害者等支援のための制度について犯罪被害者等への情報提供に努めた。 ・犯罪被害者等が利用できる制度や相談窓口等の情報が、犯罪被害者等に分かりやすく、容易に入手可能となるよう、令和3年度、警察庁のウェブサイトを改修するとともに、関係府省庁の協力を得て、同ウェブサイトの周知に努めた。	「被害者の手引」等を活用し、関係機関・団体等が所管する犯罪被害者等支援のための制度について犯罪被害者等への情報提供に努める。	警察庁
183	被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進	警察において、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、地方公共団体、地方検察庁、弁護士会、医師会、社会福祉士会、精神保健福祉士協会、公認心理師関連団体、臨床心理士会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等から成る、警察本部や警察署単位で設置している被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて、メンバー間の連携及び相互の協力を強化し、生活再建、医療、裁判等多岐にわたる分野について、死傷者が多数に及ぶ事案等を想定した実践的なシミュレーション訓練の実施等を通じて、具体的な事案に応じた対応力の向上を図る。	・被害者支援連絡協議会等において、死傷者が多数に及ぶ事案等の具体的事例を想定した実践的なシミュレーション訓練を実施するなどし、具体的な事案に応じた対応能力の向上を図った。 ・令和5年10月に実施した全国警察本部長等会議等において、被害者支援連絡協議会等を活用し、関係機関・団体との連携・協力をより一層充実させることにより、地域における切れ目ない支援を目指すなど、犯罪被害者等施策の一層の充実・強化を図るよう指示した。	被害者支援連絡協議会等において、死傷者が多数に及ぶ事案等の具体的事例を想定した実践的なシミュレーション訓練を実施するなどし、具体的な事案に応じた対応能力の向上を図る。	警察庁
184	警察における相談体制の充実等	警察において、全国統一の警察相談専用電話「#9110」番、性犯罪被害相談、少年相談等の個別の相談窓口で、犯罪被害者等の住所地や実名・匿名の別を問わず相談に応じるとともに、犯罪被害者等の要望に応じ、警察本部又は警察署の被害者支援連絡協議会等のネットワークに参画する関係機関・団体に関する情報提供等や、他の警察本部又は警察署のネットワークの活用にも配慮する。また、被害者本人からの申告が期待しにくく潜在化しやすい犯罪を早期に認知して検挙に結び付けるため、暴力団が関与する犯罪、少年福祉犯罪、児童虐待、人身取引（性的サービスや労働の強要等）事犯等に関する通報を匿名で受け付け、有効な通報を行った者に対して情報料を支払う「匿名通報ダイヤル」の適切な運用を推進する。このほか、交通事故被害者等からの相談に応じ、保険請求・損害賠償請求制度の概要の説明や各種相談窓口の紹介等を行うとともに、死亡事故等の遺族等から、当該事故等の加害者に対する意見聴取等の期日等や行政処分の結果について問合せがあった場合には必要な情報を提供するなど、適切な対応に努める。	・警察相談専用電話「#9110」番等の相談窓口に寄せられた相談に対しては、相談内容に応じて、関係する部署が連携して対応し、指導、助言、他の専門機関の教示、相手方への警告、検挙等、相談者の不安を解決するために必要な措置を講じている。 ・性犯罪被害者が相談しやすい環境を整備するため、都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」について、SNSやポスター、政府広報ラジオ番組等による周知を行った。 ・「匿名通報ダイヤル」について、令和3年度及び令和4年度とも、従来どおり委託業者と緊密に連携し、適切な運用を推進した。 ・今年度、現在の社会情勢に的確に対応するため制度を一部改正し、令和5年9月11日付け刑事局長等の連名通達「安心な社会を創るための匿名通報事業の実施に伴う警察における対応について」を各都道府県警及び庁内各局部署課長等宛に発出し、10月1日から新制度で運用を開始するとともに、匿名通報ダイヤルを周知するためのポスター及びバナーについて、新制度の内容を反映したものに改修した。 ・都道府県警察においては、交通事故被害者等に対し、「被害者の手引き」、現場配布用リーフレット等を活用して、刑事手続の流れ、交通事故により生じた損害の賠償を求める手続、ひき逃げ事件の場合や相手方が自賠責保険に加入していなかった場合に国が損害を填補する制度（政府保障事業）、犯罪被害者等支援に関する各種相談窓口等に関する説明を行っている。 ・遺族等からの加害者に対する行政処分結果の問合せ等に対しては、平成31年2月21日付け運転免許課長通達に基づき、適切な対応・情報提供を行った。 【行政処分結果の問合せ等に対する情報提供件数】 令和3年中 33件 令和4年中 11件	・引き続き、相談窓口に寄せられた相談に対しては、相談内容に応じて、関係する部署が連携して対応し、指導、助言、他の専門機関の教示、相手方への警告、検挙等、相談者の不安を解決するために必要な措置を講じる。 ・SNS、ポスター等様々な媒体を通じて、都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」について周知する。 ・匿名通報ダイヤルのホームページについて、通報者に分かりやすいものとなるよう改修を行うほか、引き続き適切な運用を推進する。 ・都道府県警察においては引き続き、交通事故被害者等に対し、「被害者の手引き」、現場配布用リーフレット等を活用して、必要な説明を行う。 ・遺族等からの加害者に対する行政処分結果の問合せ等に対しては、通達施行から5年間の運用状況を検証し、通達の内容について必要な改正の検討を行うとともに、全国的に適正な対応を継続する。	警察庁
185		警察において、性犯罪被害相談について、相談者の希望する性別の職員が対応するとともに、執務時間外においては当直勤務中の職員が対応した上で担当者に引き継ぐなど、適切な運用を推進する。	・「被害者の心情に配慮した性犯罪捜査の更なる推進について（通達）」（令和5年7月20日付け警察庁内捜一発第13号ほか）を都道府県警察宛てに発出し、性犯罪の被害者からの事情聴取等に当たっては、希望する性別の職員による適切な対応、担当捜査員の指定による必要最小限の回数による聴取等について指示した。 ・令和5年4月現在、性犯罪捜査において性犯罪被害者から事情聴取等を行う性犯罪指定捜査員として指定されている警察官等は、全国で1万2,827人である。	引き続き、被害者の心情に配慮した性犯罪捜査を推進するとともに、性犯罪捜査指導体制の整備・充実、性犯罪指定捜査員の実務能力の向上等を図る。	警察庁

施策番号	項目	具体的施策	令和3年4月から令和5年12月までの実施結果	令和6年1月から令和8年3月までの取組予定	担当府省庁
186	警察における被害少年等が相談しやすい環境の整備	警察において、被害少年が早期に適切な支援を受けることができるよう、都道府県警察のウェブサイトやSNS等への相談窓口の掲載のほか、非行防止教室等の様々な機会を活用するなどして、被害少年やその保護者に対する効果的な周知・広報を行うとともに、少年サポートセンターの警察施設外への設置や少年相談室の整備、少年相談専用電話のフリーダイヤル化、電子メールによる相談窓口の開設等、被害少年等が相談しやすい環境の整備を図る。	被害少年に関する相談窓口について、被害少年が早期に適切な支援を受けることができるよう、各都道府県警察のホームページやSNS等への掲載のほか、非行防止教室等の様々な機会を活用するなどして、被害少年やその保護者に対する効果的な周知広報を行うとともに、少年サポートセンターの警察施設外への設置や少年相談室の整備、少年相談専用電話のフリーダイヤル化、電子メールによる相談窓口の開設等被害少年が相談しやすい環境の充実を推進する。 【少年サポートセンターの警察施設外への設置数】 令和3年4月現在 71か所 令和4年4月現在 70か所 令和5年4月現在 70か所 【ヤングテレホンコーナー等の設置状況】 令和5年4月現在 全都道府県において設置	引き続き、被害少年に関する相談窓口について、被害少年が早期に適切な支援を受けることができるよう、各都道府県警察のホームページやSNS等への掲載のほか、非行防止教室等の様々な機会を活用するなどして、被害少年やその保護者に対する効果的な周知広報を行うとともに、少年サポートセンターの警察施設外への設置や少年相談室の整備、少年相談専用電話のフリーダイヤル化、電子メールによる相談窓口の開設等被害少年が相談しやすい環境の充実を推進する。	警察庁
187	指定被害者支援要員制度の活用	警察において、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、あらかじめ指定された警察職員（指定被害者支援要員）が、事件発生直後から犯罪被害者等への付添い、指導、助言、情報提供等を行うほか、被害者支援連絡協議会等のネットワークを活用しつつ、部外のカウンセラー、弁護士会、関係機関又は犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の紹介を実施するなどする指定被害者支援要員制度の積極的な活用を図る。また、指定被害者支援要員に対し、犯罪被害者等支援において必要な知識等についての研修、教育等の充実に努める。	毎年度、警察庁において、都道府県警察本部の被害者支援担当者に対して、犯罪被害者支援の専門的知識に関する教養を実施したほか、都道府県警察においても、各所属の指定被害者支援要員等を対象とした教養を実施した。 【指定被害者支援要員数】 令和3年末現在 3万9,289人 令和4年末現在 3万8,349人 【指定被害者支援要員運用総数】 令和3年中 2万7,373件 令和4年中 2万9,325件	都道府県警察の被害者支援担当者等に対して、犯罪被害者等支援に関する専門的知識等に関する指導を実施する。	警察庁
188	交通事故相談活動の推進	国土交通省において、交通事故相談活動に携わる地方公共団体の交通事故相談員に対し、各種研修や実務必携の発刊を通じた能力向上を図るなど、交通事故被害者等の救済のため、地方公共団体の交通事故相談所の活動を推進する。	研修会の実施や実務必携の発刊等を通じ、交通事故相談活動に携わる地方公共団体の交通事故相談員の能力向上を図るなど、交通事故相談活動に対する支援を行った。 ・交通事故相談員中央研修会、都道府県・政令指定都市交通事故相談所長会議の開催 ・交通事故相談員総合支援研修会の開催 ・交通事故相談ハンドブックの発刊	引き続き、研修会の実施や実務必携の発刊等を通じ、交通事故相談活動に携わる地方公共団体の交通事故相談員の能力向上を図るなど、交通事故相談活動に対する支援を実施する。	国土交通省
189	公共交通事故の被害者等への支援	国土交通省において、公共交通事故被害者支援室を設置し、①公共交通事故が発生した場合の情報提供のための窓口機能、②事故発生後から被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの中長期的にわたるコーディネーション機能等を担い、公共交通事故の被害者等への支援を行っている。引き続き、外部の関係機関とのネットワークの構築、公共交通事業者による被害者等支援計画作成の促進等、公共交通事故の被害者等への支援を着実に進める。	・公共交通事故の発生時には、被害者等から相談内容を聴取して適切な相談窓口を紹介し、平時には、支援を担当する職員に対する教育訓練の実施、公共交通事故被害者等支援フォーラムの開催、公共交通事業者における被害者等支援計画の策定の働き掛け等を行った。令和4年度末時点における支援計画の策定数は375であった。 ・平成28年1月に発生した軽井沢スキーバス事故に関しては、継続的な遺族会との意見交換会の開催や、遺族会が開催する安全を誓う集いについて関係者とともに支援を実施している。また、令和4年4月に発生した知床遊覧船事故に関しては、事故発生直後から相談窓口を24時間体制としたほか、被害者ご家族への説明会を開催する等、ご家族と相互に連絡を取り合う体制を継続し、被害者ご家族への支援を行っている。	・引き続き、平時においては、公共交通事業者による被害者等支援計画作成の促進、公共交通事故被害者等支援研修等、被害者支援の取組を着実に進める。 ・軽井沢スキーバス事故及び知床遊覧船事故に関しては、引き続き被害者ご家族や遺族会と相互に連絡を取り合う体制を継続し、情報提供を行うとともに、ご要望等を伺いながら必要な支援を実施する。	国土交通省
190	婦人相談所等の職員に対する研修の促進	厚生労働省において、配偶者等からの暴力を受けた女性の人权、配偶者等からの暴力の特性等に関する婦人相談所等の職員の理解を深めるため、専門的な研修の実施を促進する。	「職員専門研修事業」を活用し、令和3年度中に41都道府県において、専門的な研修を実施した。	引き続き、婦人相談所等の職員のための専門的な研修の実施を促進する。	厚生労働省

施策番号	項目	具体的施策	令和3年4月から令和5年12月までの実施結果	令和6年1月から令和8年3月までの取組予定	担当府省庁
191	ストーカー事案への対策の推進	内閣府において、被害者等の支援ニーズに応じ、切れ目なく適切に効果的な支援を行うことができるよう、支援に携わる人材の育成を図るなど、ストーカー事案への対策を推進する。	・令和4年7月、ストーカー総合対策関係省庁会議において、「ストーカー総合対策」(平成27年3月20日ストーカー総合対策関係省庁会議)を改訂した。 ・地方公共団体におけるストーカー事案の被害者への支援の充実を図るため、「ストーカー被害者支援マニュアル」を作成し、地方公共団体及び被害者支援を行っている関係機関等に配布している。令和4年度においては、非同棲交際相手からの暴力(いわゆるデートDV)について、予防や一時保護、緊急避難等について必要な施策の整理を行い、これを踏まえ、同マニュアルの改訂を行った。	・「ストーカー総合対策」に基づき、ストーカー事案への対策を推進する。 ・「ストーカー被害者支援マニュアル」における非同棲交際相手からの暴力(いわゆるデートDV)についての予防や一時保護、緊急避難等に係る施策に関し、地方公共団体及び被害者支援を行っている関係機関等への周知等に努める。	内閣府
192	ストーカー事案への適切な対応	警察において、「ストーカー総合対策」(平成27年3月20日ストーカー総合対策関係省庁会議決定・平成29年4月24日改訂)を踏まえ、関係府省庁と連携し、各種対策(被害者等からの相談対応の充実、被害者情報の保護の徹底、被害者等の適切な避難等に係る支援の推進、調査研究及び広報啓発活動等の推進、加害者対策の推進並びに支援を図るための措置)を行い、関係機関・団体等と連携し、被害者等の安全確保を最優先とした組織による迅速・的確な対応を推進する。	・令和4年7月、ストーカー総合対策関係省庁会議において、「ストーカー総合対策」(平成27年3月20日ストーカー総合対策関係省庁会議)の改訂を行い、ストーカー対策をより一層強力に推進することとした。 ・事案の認知の段階から対処に至るまで、警察署への指導・助言・支援を一元的に行う生活安全部門と刑事部門を総合した体制を構築し、被害者等の安全の確保を最優先に、ストーカー規制法等の関係法令を駆使した加害者の検挙等による加害行為の防止、被害者等の保護措置等、組織による迅速・的確な対応を推進した。	引き続き、「ストーカー総合対策」を踏まえ、関係機関・団体等と連携し、被害者等の安全確保を最優先とした組織による迅速・的確な対応を推進する。	警察庁
193	人身取引被害者の保護の推進	人身取引(性的サービスや労働の強要等)対策については、関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」を随時開催するとともに、「人身取引対策行動計画2014」(平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定)に基づき、国民に対する情報提供、被害者への支援を含む各種施策を推進する。	・政府においては、「人身取引対策行動計画2014」に基づき、従前から人身取引対策を推進してきたところ、令和4年12月には、新たに「人身取引対策行動計画2022」(令和4年12月20日犯罪対策閣僚会議決定)を策定し、改めて人身取引の実態把握やその防止、撲滅、人身取引被害者の認知や保護・支援、必要な基盤整備に取り組んでいるところである。その中で、例えば、国民に対する情報提供として、毎年、人身取引対策推進会議において決定した「人身取引(性的サービスや労働の強要等)対策に関する取組について(年次報告)」を公表し、人身取引対策の実施状況等を国民に紹介したほか、関係省庁等において、ポスター・リーフレットを作成・配布したり、SNS等を活用したりするなどして、人身取引に関する国民の意識の啓発や被害者の可能性がある者を見かけた場合における通報の呼び掛け等を行った。 ・被害者への支援として、令和3年には47人、令和4年には46人の被害者を保護したほか、「人身取引事案の取扱い方法(被害者の保護に関する措置)」について(平成23年7月1日人身取引対策に関する関係省庁連絡会議合致)に基づき、関係行政機関において、必要な支援を行っているところであり、例えば、外国人被害者の在留資格の変更、被害者に対する生活支援や医療ケア、IOMを通じた帰国支援を行った。	引き続き、「人身取引対策行動計画2022」に基づき、国民に対する情報提供、被害者の保護・支援を含む各種施策を推進する。	内閣官房

施策番号	項目	具体的施策	令和3年4月から令和5年12月までの実施結果	令和6年1月から令和8年3月までの取組予定	担当府省庁
194 (264)	SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等に関する相談体制の充実及び誹謗中傷等を行わないための広報啓発活動の強化	総務省において、関係府省庁と連携し、SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等に関する犯罪被害者等からの相談に適切に対応できるよう体制の充実に努めるとともに、誹謗中傷等を行わないための広報啓発活動を強化する。	【相談体制】 相談対応の充実に向けた連携と体制整備については、令和3年度から総務省の運営する「違法・有害情報相談センター」の相談員の増員等の体制強化を図るとともに、行政機関や地方自治体、民間団体の相談窓口との連絡体制を構築し、様々な主体との連携を進めている。 【広報啓発】 ・誹謗中傷に関する内容を含む、青少年のインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的に、文部科学省、一般財団法人マルチメディア振興センター、通信事業者等の協力の下、平成18年度から児童・生徒、保護者、教職員等に対する学校等の現場での無料の出前講座「e ネットキャラバン」を全国で開催している。(令和4年度2,226件実施、約36万人参加) ・誹謗中傷に関する内容を含む、インターネットに係るトラブル事例の予防法等をまとめた「インターネットトラブル事例集」を平成21年度より毎年更新・作成し公表しており、令和5年3月31日に2023年版を公表した。	【相談体制】 引き続き、SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等に関する犯罪被害者等からの相談に適切に対応できるよう体制を確保する。 【広報啓発】 ・左記「eネットキャラバン」については、引き続きの実施に向けて検討中。 ・左記「インターネットトラブル事例集」については、令和5年度中に2024年版を公表する予定であり、現在、作成を進めている。令和6年度及び令和7年度については、引き続きの作成に向けて検討中。	総務省
195	検察庁の犯罪被害者等支援活動における福祉・心理関係の専門機関等との連携強化	法務省において、検察庁における犯罪被害者等支援活動に際し、刑事手続に関する専門的な法的知識や捜査・公判の実務経験に基づき、犯罪被害者等の立場を理解し適切に対応するとともに、福祉・心理関係の専門機関等との連携強化を図る。	被害者支援員等の被害者支援担当者は、犯罪被害者等の状況に応じ、関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行った。 検察官等を対象として、犯罪被害者等の心理等に関する研修において、福祉・心理関係の専門家等を講師として招いた。	引き続き、被害者支援員等の被害者支援担当者は、犯罪被害者等の状況に応じ、関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行い、さらに、検察官等を対象として、犯罪被害者等の心理等に関する研修において、福祉・心理関係の専門家等を講師として招くことについて検討を行う。	法務省
196	検察庁における被害者支援員と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実	法務省において、被害者支援員と犯罪被害者等支援に関係する機関・団体等との連携・協力の充実・強化を図ることにより、検察庁の相談窓口を求める犯罪被害者等に対し、被害者支援員の連絡先等の必要な情報をより分かりやすく提供できるよう努める。また、犯罪被害者等支援のための制度を所管する関係府省庁の協力を得て、当該機関・団体等及び府省庁に係る制度に関する案内書、申込書等を、必要とする犯罪被害者等に提供するなど、より多くの情報を提供できるよう努める。	犯罪被害者支援員制度や関係機関・団体等における被害者支援制度等について掲載した、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」及び被害者等向けDVD「あなたの声を聴かせてください」を作成し、全国の検察庁等へ配布したほか、ウェブサイト上に掲載するなどして、これらの制度を周知した。	引き続き、同パンフレット及び同DVDを活用したり、ウェブサイト上に掲載したりするなどして、犯罪被害者支援員制度や関係機関・団体等における被害者支援制度等を関係機関及び国民に広く周知する。	法務省
197	更生保護官署における被害者担当保護司との協働及び関係機関・団体等との連携・協力による支援の充実	法務省において、保護観察所の被害者担当の保護観察官及び被害者担当保護司の協働態勢の下、犯罪被害者等の悩みや不安を傾聴し、そのニーズに応じ、適切な関係機関・団体等への紹介を行うなどしているところ、今後も関係機関・団体等との連携・協力を強化するなどし、支援内容の充実を図る。	・全国の保護観察所に被害者担当官及び被害者担当保護司を配置し、その協働態勢の下、犯罪被害者等の悩みや不安を傾聴するとともに、必要な情報提供等を行った。また、支援の円滑な実施及び支援内容の充実を図るため、国や地方公共団体の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等との連携・協力の充実・強化を図った。 【相談・支援制度の実施件数】 令和3年 1,634件 令和4年 1,563件	令和6年3月までに犯罪被害者等からオンラインで相談又は問合せの「受付」ができるよう、法務省ウェブサイト相談受付フォームを設置する予定である。被害者担当官及び被害者担当保護司の協働態勢の下、引き続き、犯罪被害者等の悩みや不安を傾聴し、必要な情報提供等を行うとともに、関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化を図る。	法務省
198	被害者担当の保護観察官及び被害者担当保護司に対する研修等の充実	法務省において、被害者担当の保護観察官及び保護観察所に配置されている被害者担当保護司に対し、犯罪被害者等の心情や犯罪被害者等が置かれている状況等への理解を深めるとともに、適切な対応を確実に行うことを目的として、様々な犯罪被害者等やその支援に携わる実務家による講義等の研修を実施しているところ、引き続き、研修内容の充実により被害者担当の保護観察官及び被害者担当保護司のスキルアップを図り、二次的被害の防止を徹底するとともに、犯罪被害者等施策の適正な実施に努める。	保護観察所に配置されている被害者担当の保護観察官及び保護司に対する研修において、犯罪被害者等やその支援に携わる実務家による講義、事例研究及び犯罪被害者等支援に関する実践的スキルを修得させるための演習等を実施し、犯罪被害者等の心情や置かれている状況等への理解の増進を図るとともに、適切な対応を確実に行うよう努めた。	引き続き、保護観察所に配置されている被害者担当の保護観察官及び保護司に対する研修において、犯罪被害者等やその支援に携わる実務家による講義、事例研究及び犯罪被害者等支援に関する実践的スキルを修得させるための演習等を実施し、犯罪被害者等の心情や置かれている状況等への理解の増進を図るとともに、適切な対応を確実に行うよう努める。	法務省

施策番号	項目	具体的施策	令和3年4月から令和5年12月までの実施結果	令和6年1月から令和8年3月までの取組予定	担当府省庁
199	犯罪被害者等の意見を踏まえた運用改善や制度改正についての検討	法務省において、「更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会」報告書を踏まえ、犯罪被害者等の意見を踏まえた運用改善や制度改正について検討を行い、3年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。	・「更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会」報告書を踏まえ、犯罪被害者等の意見を踏まえた運用改善や制度改正について検討を行い、令和5年12月から心情等聴取・伝達制度に係る手続の負担軽減を図ったほか、更生保護における犯罪被害者等施策に関するパンフレットやリーフレットを刷新するなどの周知広報を行った。 ・また、被害者等通知制度における保護観察中の処遇状況に関する事項として、しよく罪指導プログラムの実施状況等を新たに通知することとしたほか、意見等聴取制度において、犯罪被害者等の居住地域にある保護観察所に来庁した上で、オンラインで地方更生保護委員会に対して意見等を陳述できるようにするなどした。 ・なお、令和5年12月の改正更生保護法の施行に伴い、保護観察対象者に対する伝達を前提とせずに、犯罪被害者等からの申出に応じて、その心情等を聴取する制度が新設等された。	・令和6年3月までに犯罪被害者等からオンラインで相談又は問合せの受付ができるよう、法務省ウェブサイト相談受付フォームを設置する予定である。 ・更生保護における犯罪被害者等施策に関する動画を製作し、法務省ウェブサイトに掲載する予定である。	法務省
200	犯罪被害者等の相談窓口の周知と研修体制の充実	法務省において、人権擁護機関が実施する人権相談や人権侵犯事件の調査救済制度について引き続き周知する。また、「子どもの人権110番」、「子どもの人権SOSミニレター」、「女性の人権ホットライン」、「SNSを利用した人権相談」及び「インターネット人権相談受付窓口」等の人権擁護機関の取組について、その趣旨や内容を周知するため、広報活動の一層の充実を図る。さらに、人権相談に際しては、犯罪被害者等の相談者が置かれた立場を十分に理解し、適切な対応をとることができるよう、研修の一層の充実に努める。加えて、法務大臣により委嘱された民間ボランティアである人権擁護委員に対し、新任委員に対する委嘱時研修をはじめとする各種研修を通じて、犯罪被害を含む人権問題全般に適切に対応できるよう、引き続き適切かつ十分な研修等の実施に努める。	モニター調査による人権相談窓口の認知度は、令和3年度が45.5%、令和4年度が52.8%であった。また、全国の法務局等において人権相談を担当している職員を対象に、犯罪被害者を含む人権問題全般に適切に対応するため、参集方式による研修を開催した。加えて、人権擁護委員に対しても、犯罪被害者を含む人権問題全般に適切に対応するために必要な研修を実施した。	・相談窓口広報ポスターを配布するなどして、引き続き人権相談窓口の認知度向上を図る。 ・人権相談を担当している職員を対象に、犯罪被害者を含む人権問題全般に適切に対応するため、引き続き研修を開催する。 ・人権擁護委員に対しても、引き続き犯罪被害者を含む人権問題全般に適切に対応するために必要な研修等の実施に努める。	法務省
201	犯罪被害者である子供等の支援	法務省において、子供、女性、高齢者、障害のある人等からの相談により、人権が侵害されている疑いのある事案を認知した場合には、関係機関と連携して人権侵犯事件として調査を実施し、事案に応じた適切な措置を講ずる。	都道府県警察、児童相談所、要保護児童対策地域協議会、障害者差別解消支援地域協議会などの関係機関と連携し、事案に応じた適切な措置を講じた。	引き続き、関係機関と連携して人権侵犯事件として調査を実施し、事案に応じた適切な措置を講ずる。	法務省
202	高齢者や障害のある人等からの人権相談への対応の充実	法務省において、老人福祉施設や障害者支援施設等の社会福祉施設における特設の人権相談所を開設するなど、引き続き、高齢者や障害のある人及び高齢者や障害のある人と身近に接する機会の多い者からの人権相談への対応の充実に努める。	社会福祉施設における特設の人権相談所設置回数は、令和3年度が64回、令和4年度が85回であった。	引き続き、高齢者や障害のある人及び高齢者や障害のある人と身近に接する機会の多い者からの人権相談への対応の充実に努める。	法務省
203	日本司法支援センターによる支援	日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者等の心情に配慮しつつ、その置かれた状況を適切に聴取すること等により、個別の状況に応じた最適な法制度や相談窓口等を紹介できるよう努めるとともに、弁護士会等と連携し、犯罪被害者等支援に精通している弁護士の紹介体制の整備に努める。	犯罪被害者支援ダイヤル及び各地方事務所において、犯罪被害者等の心情に配慮しつつ、その置かれた状況を適切に聴取し、個別の状況に応じた最適な法制度や相談窓口等を紹介した。また、対応能力の向上を図るため、職員に対し、犯罪被害者等への電話対応に関するロールプレイ研修、犯罪被害者支援業務に関する研修等を実施した。さらに、各地方事務所において、弁護士会等と連携し、犯罪被害者等支援に精通している弁護士（精通弁護士）の確保に努めた。 【犯罪被害者支援ダイヤルの関係機関等紹介件数】 令和3年度 9,759件 令和4年度 1万2,823件 【地方事務所の関係機関等紹介件数】 令和3年度 4,969件 令和4年度 6,206件 【精通弁護士紹介件数】 令和3年度 1,181件 令和4年度 1,529件 【精通弁護士名簿登載者数（4月時点）】 令和3年 3,869名 令和4年 3,925名 令和5年 3,963名	犯罪被害者等支援弁護士制度の創設が見込まれることを踏まえ、職員に対する必要な研修を実施し、犯罪被害者等に対し、同制度に関する情報を含む最適な情報の提供を行うとともに、弁護士会等と連携し、同制度の担い手となる精通弁護士の確保に努める。	法務省

施策番号	項目	具体的施策	令和3年4月から令和5年12月までの実施結果	令和6年1月から令和8年3月までの取組予定	担当府省庁
204		日本司法支援センターにおいて、地方事務所ごとに被害者支援連絡協議会やその分科会等に参加し、意見交換・意見聴取を行うなどして、関係機関・団体との連携・協力の維持・強化を図り、犯罪被害者等の特性や相談内容に応じて最適な専門機関・団体等を紹介するコーディネーターとしての役割を果たすよう努める。	・各地方事務所において、被害者支援連絡協議会やその分科会等に参加し、連携事例に関する意見交換等を行うなどして、関係機関・団体等との連携・協力の維持・強化を図った。また、犯罪被害者支援ダイヤルや各地方事務所に寄せられた問合せに対し、犯罪被害者等の特性や相談内容に応じて、弁護士会、地方公共団体、警察、児童相談所等、最適な専門機関・団体等を紹介した。 ・全国の関係機関・団体等から、日本司法支援センターが行う犯罪被害者支援業務に関する意見聴取を実施した。 【犯罪被害者支援ダイヤルの問合せ件数】 令和3年度 1万5,908件 令和4年度 2万889件 【地方事務所の問合せ件数】 令和3年度 1万2,108件 令和4年度 1万4,644件	関係機関・団体等からの意見聴取結果や、犯罪被害者等支援弁護士制度の創設が見込まれることを踏まえ、地方における途切れない支援を提供できるよう、被害者支援連絡協議会やその分科会への参加等を通じ、関係機関・団体等との連携・協力の強化を図る。	法務省
205		日本司法支援センターにおいて、被害を受けた時からの時間的経過の長短を問わず、情報等の提供を通じた支援を行う。	犯罪被害者支援ダイヤル及び各地方事務所において、犯罪被害者等からの問合せ内容に応じた最適な法制度や相談窓口等を紹介した。 【犯罪被害者支援ダイヤルの問合せ件数】 令和3年度 1万5,908件 令和4年度 2万889件 【地方事務所の問合せ件数】 令和3年度 1万2,108件 令和4年度 1万4,644件	関係機関・団体等との連携を図りつつ、被害を受けた時からの時間的経過の長短を問わず、問合せ内容に応じた最適な相談窓口を紹介するなど、適切な情報提供を行う。	法務省
206 (138)		日本司法支援センターにおいて、同センターが実施する犯罪被害者等支援の業務内容について、様々な広報媒体を連動させた広報活動に加え、SNS等のメディア媒体を活用した広報活動を実施する。	再掲	再掲	法務省
207		日本司法支援センターにおいて、認知機能が十分でないために弁護士等の法的サービスの提供を自発的に求めることが期待できない高齢者・障害者に対し、その生活再建に資するよう、民事法律扶助制度による法的支援を適切に行う。	高齢や障害により認知機能が十分でないため、自己の権利の実現が妨げられているおそれがある方に対し、事前の資力審査を要しない法律相談援助(特定援助対象者法律相談援助)を実施した。 【特定援助対象者法律相談援助件数】 令和3年度 789件 令和4年度 999件	地方公共団体、福祉機関等との連携を図りつつ、特定援助対象者法律相談援助等の支援を適切に行う。	法務省
208		日本司法支援センターにおいて、深刻な被害に発展するおそれの大きいストーカー事案、配偶者等からの暴力事案及び児童虐待の被害者を対象とした事前の資力審査を要しない法的支援を適切に行う。	ストーカー、配偶者等からの暴力及び児童虐待の被害者を対象とした事前の資力審査を要しない法律相談援助(DV等被害者法律相談援助)を実施した。 【DV等被害者法律相談援助件数】 令和3年度 972件 令和4年度 1,292件	警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等との連携を図りつつ、DV等被害者法律相談援助を適切に行う。	法務省
209	弁護士による犯罪被害者支援に対する経済的援助に関する検討	法務省において、弁護士による犯罪被害者支援に対する経済的援助に関し、対象となる犯罪被害者や弁護士活動の範囲、支援の在り方等について、見直しの要否も含めて検討を行う。	・法務省が設置した「犯罪被害者支援弁護士制度・実務者協議会」において、日本司法支援センター及び日本弁護士連合会と共に、弁護士による犯罪被害者支援に対する経済的援助の在り方等について検討を行った。 ・犯罪被害者等支援弁護士制度の導入に向け、関係機関等との調整を図りながら、同制度の内容について具体的検討を行うとともに、法整備に向けた立案作業を進めた。	犯罪被害者等支援弁護士制度の導入に向け、関係機関等との調整を図りながら、援助対象、援助内容、利用要件等、制度の詳細について具体的検討を行うとともに、法整備に向けた立案作業を更に進め、同制度の早期実現を目指す。	法務省
210	地域包括支援センターによる支援	地域包括支援センターにおいて、高齢者虐待への対応を含む権利擁護業務の実施を推進する。	全国5,404箇所(令和4年4月末時点)の地域包括支援センターにおいて、高齢者虐待の相談に対応する等、権利擁護業務を実施した。 【令和3年度における権利擁護に関する相談件数】 全国で74万7,115件	地域包括支援センターにおいて、取組を引き続き実施する予定。	厚生労働省

施策番号	項目	具体的施策	令和3年4月から令和5年12月までの実施結果	令和6年1月から令和8年3月までの取組予定	担当府省庁
211 (237)	学校内における連携及び相談体制の充実	文部科学省において、学級担任、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、犯罪被害に遭った児童生徒、その兄弟姉妹である児童生徒及びその保護者の相談等に学校で継続的かつ適切に対応できるよう、必要に応じて学校の教員の加配を行うとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置等による教育相談体制の充実等に取り組む。また、教職員が犯罪被害に遭った児童生徒及びその兄弟姉妹である児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、犯罪等の被害に関する研修等を通じて教職員の理解を深め、指導力の向上に努める。	・きめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するため、令和3年に関係法律を改正し、令和3～7年度までの5年間で小学校の35人学級を計画的に整備することとした。(令和3年度:第2学年、令和4年度:第3学年、令和5年度:第4学年で実施済み。)このほか、令和4・5年度予算において、それぞれ生徒指導担当教員や養護教諭の加配定数を改善した。 ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置充実を図るとともに、学校や教育委員会の教育相談担当者等を対象とした連絡協議会や研修会において、犯罪被害等への対応に係る留意点等を周知した。 ・「学校における教育相談体制充実に係る連絡協議会」を令和5年9月22日に開催した。 【配置人数】 令和3年度 スクールカウンセラー 9,948人 スクールソーシャルワーカー 3,091人 令和4年度 スクールカウンセラー 1万255人 スクールソーシャルワーカー 3,241人	・小学校35人学級については、令和6年度に第5学年、令和7年度に第6学年を対象として実施するための教職員定数の改善を図るとともに、生徒指導担当教員や養護教諭の加配定数の改善に努める。 ・引き続き、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置充実を図るとともに、教育委員会の教育相談担当者等を対象とする協議会や研修等において、犯罪被害等への対応に係る留意点等を周知していく。	文部科学省
		文部科学省において、虐待を受けた子供への対応、健康相談の進め方等についてまとめた参考資料等を活用しつつ、養護教諭の資質向上のための研修の充実を図る。			文部科学省
213	教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び学校における相談窓口機能の充実	文部科学省において、学校で児童生徒が犯罪被害者となる重大事件が発生した場合に、当該児童生徒の相談等の窓口として学校が有効に機能するよう支援するため、教育委員会が、警察署、児童相談所、保健所、弁護士会、医師会、犯罪被害者等早期援助団体等の関係機関・団体等との連携・協力を充実・強化する。また、犯罪被害者等支援のための制度を所管する関係府省庁の協力を得て、当該機関・団体等及び府省庁に係る制度に関する案内書、申込書等を常備し、これを必要とする児童生徒等に提供するなどして、児童生徒及びその保護者等への対応等を促進する。この場合において、加害者が教職員・児童生徒等当該学校の内部の者であった場合は、犯罪被害者となった児童生徒の状況に鑑み、既存の常時利用可能な相談体制を活用しつつ、必要に応じて柔軟に対応するなど、当該児童生徒等にとって相談しやすいと考えられる適切な者が相談等の窓口になるよう十分配慮する。さらに、教育委員会が、心理学、教育学等に関する知識を有する専門職員や臨床心理の専門家等を教育支援センターや教育相談所等に配置し、相談窓口を設けるとともに、児童生徒及びその保護者等に対し、少年サポートセンター、児童相談所、福祉事務所、保健所等の地域の関係機関の情報提供を促進する。	・学校や教育委員会の教育相談担当者等を対象とした連絡協議会や研修会において、犯罪被害等への対応に係る留意点や、関係機関との連携促進等について周知するとともに、教育委員会による教育支援センター等へのスクールカウンセラー等の配置に係る経費を支援している。 ・「学校における教育相談体制充実に係る連絡協議会」を令和5年9月22日に開催した。 【都道府県・指定都市における教育相談機関及び相談形態別相談件数】 (令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査) ・教育相談機関数 207箇所 ・教育相談件数 25万8,511件(うち、来所相談3万9,276件、電話相談16万2,686件、訪問相談7,158件、巡回相談1万2,409件、オンライン相談3万6,982件) (令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査) ・教育相談機関数 204箇所 ・教育相談件数 26万1,945件(うち来所相談4万8,383件、電話相談15万8,646件、訪問相談5,677件、巡回相談1万5,783件、オンライン相談3万3,456件)	引き続き、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置充実を図るとともに、教育委員会の教育相談担当者等を対象とする協議会や研修等において、犯罪被害等への対応に係る留意点や、関係機関との連携促進等を周知していく。	文部科学省
214	犯罪被害に遭った児童生徒等が不登校となった場合における継続的支援の促進	文部科学省において、犯罪被害に遭った児童生徒又はその兄弟姉妹である児童生徒が不登校となった場合、当該児童生徒の個別の状況に応じ、教育委員会が設置する教育支援センターによるカウンセリングや学習指導等を通じた学校復帰等のための継続的な支援を促進する。	・当該児童生徒の個別の状況に応じた対応ができるよう、教育委員会による教育支援センター等へのスクールカウンセラー等の配置を含む、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置充実を図っている。 ・令和3年度、和歌山県において、不登校となった中学生が、教育支援センターにおける支援やスクールカウンセラーによる継続的な支援を受け、徐々に登校することができるようになった事例がある。 【都道府県教育支援センター設置数】 (令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査) 1,634箇所 (令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査) 1,654箇所	引き続き、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置充実を図る。	文部科学省

施策番号	項目	具体的施策	令和3年4月から令和5年12月までの実施結果	令和6年1月から令和8年3月までの取組予定	担当府省庁
215	医療機関等と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び医療機関等における情報提供等の充実	厚生労働省において、医療機関と犯罪被害者等支援に関係する機関・団体等との連携・協力の充実・強化や、医療機関における犯罪被害者等の支援等に関する情報提供の適切な実施を促進する。	都道府県等に対して、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの体制強化について(依頼)(令和3年4月8日付)」を発出し、周知を行った。	引き続き、都道府県等の協力を得て、犯罪被害者支援団体、医師をはじめとする医療関係者等からワンストップ支援センターの開設に向けた相談があった場合には、協力が可能な医療機関の情報を収集し、当該犯罪被害者支援団体等に提供する。 引き続き、医療機関と犯罪被害者等支援に関係する機関・団体等との連携・協力の充実・強化や、医療機関における犯罪被害者等の支援等に関する情報提供の適切な実施に努める予定。	厚生労働省
216		厚生労働省において、精神保健福祉センター、保健所等と犯罪被害者等支援に関係する機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、当該機関・団体等の制度に関する案内書、申込書等を常備し、これを必要とする犯罪被害者等に提供するなどして、精神保健福祉センター、保健所等における犯罪被害者等の支援等に関する情報提供、相談等の適切な実施を促進する。	「PTSD対策専門研修」の「犯罪・性犯罪被害者コース」において令和4年度は347人(令和3年度:333人)が受講した。	「PTSD対策専門研修」において「犯罪・性犯罪被害者コース」を実施する予定。	厚生労働省
217	都道府県警察に対する犯罪被害者等への情報提供等の支援に関する指導及び好事例の勧奨	警察庁において、情報提供をはじめとする基本的な犯罪被害者等施策が確実に実施されるよう、都道府県警察を指導するとともに、好事例を紹介することにより同様の取組を勧奨する。	・毎年度、警察庁において、都道府県警察本部の被害者支援担当者に対して、犯罪被害者支援の専門的知識に関する教養を実施したほか、都道府県警察においても、各所属の指定被害者支援要員等を対象とした教養を実施した。 ・随時、犯罪被害者等支援に関する好事例等について、都道府県警察に情報提供した。	・都道府県警察の被害者支援担当者に対して、情報提供をはじめとする基本的な犯罪被害者等施策が確実に実施されるよう指導する。 ・随時、犯罪被害者等支援に関する好事例等について、都道府県警察に情報提供する。	警察庁
218	「被害者の手引」の内容の充実等	警察において、刑事手続の概要、犯罪被害者等のための制度、犯罪被害者等支援に関係する機関・団体等の連絡先等を記載したパンフレット「被害者の手引」について、関係機関による犯罪被害者等施策の紹介を含めた内容の充実・見直しを図りつつ、その確実な配布を一層徹底するとともに、それらの情報をウェブサイト上で紹介する。	・令和3年中及び4年中の被害者連絡実施状況について、各都道府県警察から報告を受けて把握した。 ・巡回業務指導において、被害者連絡実施状況、「被害者の手引」配布状況等を確認し、被害者連絡が確実に実施されるよう必要な指導を実施した。	引き続き、都道府県警察からの報告により被害者連絡実施状況を把握するとともに、巡回業務指導において、被害者連絡実施状況、「被害者の手引き」配布状況等を確認し、被害者連絡が確実に実施されるよう必要な指導を実施する。	警察庁
219 (140)		警察において、都道府県の実情に応じて作成・配布している外国語版の「被害者の手引」について、内容の充実及び見直しを図るとともに、その確実な配布やウェブサイトにおける紹介に努める。	再掲	再掲	警察庁
220 (3)	犯罪被害者等の保護・支援のための制度の周知	警察庁及び法務省において連携し、損害賠償請求制度その他の犯罪被害者等の保護・支援のための制度の概要を紹介した冊子・パンフレット等について内容の一層の充実を図るとともに、当該制度を周知する。	再掲	再掲	警察庁
			再掲	再掲	法務省
221 (139)	刑事に関する手続等に関する情報提供の充実	警察庁及び法務省において連携し、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、刑事に関する手続及び少年保護事件の手続並びに犯罪被害者等のための制度等について分かりやすく解説したパンフレット等の内容の充実を図り、パンフレットの配布方法等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期提供に努める。	再掲	再掲	警察庁
			再掲	再掲	法務省
222 (141)		法務省において、犯罪被害者等に対し、その保護・支援のための制度を更に周知するため、外国語によるパンフレットやウェブサイトの作成等による情報提供を行う。	再掲	再掲	法務省

施策 番号	項目	具体的施策	令和3年4月から令和5年12月までの実施結果	令和6年1月から令和8年3月までの取組予定	担当府省庁
223	性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上	警察において、都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「＃8103（ハートさん）」に関する広報、性犯罪被害者に対する「被害者の手引」の交付等に加え、性犯罪被害者の要望を踏まえ、性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上に努める。また、事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、当該被害者の同意を得て連絡先や相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体に提供するなど、性犯罪被害者が早期に同団体による支援を受けやすくなるよう一層努める。	性犯罪被害者が相談しやすい環境を整備するため、都道府県警察の性犯罪被害相談につながる電話全国共通番号「＃8103（ハートさん）」について、SNSやポスター、政府広報ラジオ番組等による周知を行った。	SNS、ポスター等様々な媒体を通じて、都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「＃8103（ハートさん）」について周知する。	警察庁
224	自助グループの紹介等	警察において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携を図りつつ、犯罪被害者等の要望を踏まえ、犯罪被害者等に対し、自助グループの紹介等を行う。	犯罪被害者等の要望を踏まえ、相談対応や支援等の機会を通じ、又は犯罪被害者等早期援助団体を介し、犯罪被害者等に自助グループを紹介するよう努めた。	犯罪被害者等の要望を踏まえ、相談対応や支援等の機会を通じ、又は犯罪被害者等早期援助団体を介し、犯罪被害者等に自助グループを紹介する。	警察庁
225	犯罪被害者等施策に関するウェブサイトの充実	警察庁において、関係府省庁の協力を得て、犯罪被害者等施策に関するウェブサイトを活用し、関係法令、相談機関等に関する情報その他必要な情報の更新や英文による情報提供を行うなど、その充実を図る。	・犯罪被害者等施策に関する関係法令、相談機関、総合的対応窓口等の情報や犯罪被害者白書（概要版につき英語版も掲載）を警察庁ウェブサイトに掲載し、その内容の充実を図るとともに、犯罪被害者等に分かりやすく、容易に入手可能となるよう、令和3年度、警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」を改修し、関係府省庁の協力を得て、同ウェブサイトの周知に努めた。 ・警察庁公式X（旧Twitter）を活用し、犯罪被害者等施策に関する情報提供を行った。	・犯罪被害者等施策に関する関係法令、相談機関、総合的対応窓口等の情報や犯罪被害者等白書（概要版につき英語版も掲載）の最新情報を掲載するとともに、同ウェブサイトの掲載方法を工夫するなどして、その内容の充実を図る。 ・警察庁公式X（旧Twitter）を活用し、犯罪被害者等施策に関する情報提供を行う。	警察庁
226	海外における邦人の犯罪被害者等に対する情報提供等	外務省において、海外で邦人が犯罪等の被害に遭った場合、当該邦人等の要請に応じて、在外公館（大使館、総領事館等）を通じ、現地の弁護士や通訳・翻訳者等に関する情報提供を行うとともに、可能な範囲で支援を行うよう努める。また、警察において、外務省と連携し、海外における邦人の犯罪被害に関する情報収集に努めるとともに、必要に応じて民間被害者支援団体と連携し、日本国内の遺族等や帰国する犯罪被害者等への支援に努める。	関係機関・団体と連携し、帰国する犯罪被害者等や日本国内の遺族等に対し、国外犯罪被害弔慰金等支給制度の申請裁定に係る教示、国内における支援に関する情報提供、空港等における帰国時の出迎え等の支援に努めた。	関係機関・団体と連携し、帰国する犯罪被害者等や日本国内の遺族等に対し、国外犯罪被害弔慰金等支給制度の申請裁定に係る教示、国内における支援に関する情報提供、空港等における帰国時の出迎え等の支援に努める。	警察庁
			・海外で邦人が犯罪等の被害に遭った場合、当該邦人等の要請に応じて、在外公館（大使館、総領事館等）を通じ、現地の弁護士や通訳・翻訳者等に関する情報提供を行うとともに、可能な範囲で支援を行うよう努めた。 ・令和3年4月から令和5年12月までに、在外公館が取り扱った邦人の犯罪被害に係る援護件数・援護人数は、3,806件・4,168人であった。「窃盗被害」（2,386件・2,576人）が最も多く、「詐欺被害」（691件・723人）、「強盗被害」（262件・304人）の順で続いている。	引き続き、海外で邦人が犯罪等の被害に遭った場合、当該邦人等の要請に応じて、在外公館（大使館、総領事館等）を通じ、現地の弁護士や通訳・翻訳者等に関する情報提供を行うとともに、可能な範囲で支援を行うよう努める。	外務省

施策 番号	項目	具体的施策	令和3年4月から令和5年12月までの実施結果	令和6年1月から令和8年3月までの取組予定	担当府省庁
227 (261)	被害が潜在化しやすい 犯罪被害者等に対する 相談体制の充実及び理 解の促進	関係府省庁において、性犯罪被害者、犯罪被害に遭った児童 及び障害者をはじめ、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等から の相談に適切に対応できるよう体制の充実に努めるとともに、 研修やシンポジウム等の様々な機会を通じて、被害が潜 在化しやすい犯罪被害者等が置かれている状況等を周知し、 その理解促進を図り、犯罪被害者等を社会全体で支える気運 の醸成に努める。	様々な被害者への適切な対応や支援について学べるよう、ワンストップ 支援センターの相談員、センター長及びコーディネーター、行政職員、医 療関係者等に対し、オンライン研修を実施した。	様々な被害者への適切な対応や支援について学べるよう、ワンストップ 支援センターの相談員、同センター長及びコーディネーター、行政職員、 医療関係者等に対する研修の充実に努める。	内閣府
			・毎年度、都道府県警察本部の被害者支援担当者に対して、性犯罪被害 者や障害児等に対する被害者支援に関する教養を実施した。 ・毎年度、関係府省庁等関係機関・団体の協力を得て、公益社団法人全 国被害者支援ネットワークとの共催により、全国被害者支援フォーラム を開催し、児童や性犯罪被害者等被害が潜在化しやすい犯罪被害者等 をはじめ、犯罪被害者等の置かれている現状と支援の必要性等につい て広報啓発を実施した。 ・毎年度、関係府省庁の協力を得て、潜在化しやすい犯罪被害者等 をはじめ、犯罪被害者等が置かれている状況等について国民の理解・共 感を深め、犯罪被害者等施策への協力を確保すること等を目的として、 犯罪被害者週間に合わせた広報啓発事業を実施した。 ・令和4年度の犯罪被害者週間に合わせ、政府広報オンラインにおいて 「犯罪被害者の声なき声に耳を傾けていく～犯罪被害者週間～」と題す る動画を公開し、子どもが犯罪被害に遭った場合の特徴と理解を深める ことについて呼びかけるとともに、潜在化しやすい犯罪被害の相談窓口 について周知を図った。 ・令和5年10月及び11月、静岡県との共催により、子どもの性暴力被害 支援者研修会を開催し、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が置かれ ている現状等の周知と理解促進を図った。	・都道府県警察本部の被害者支援担当者に対して、性犯罪被害者や障 害児等に対する被害者支援に関する教養を実施する。 ・関係府省庁等関係機関・団体の協力を得て、全国被害者支援ネット ワークとの共催により、全国被害者支援フォーラムを開催し、犯罪被害 者等の置かれている現状や支援の必要性等について広報啓発を実施 する。 ・関係府省庁の協力を得て、潜在化しやすい犯罪被害者等をはじめ、犯 罪被害者等が置かれている状況等について国民の理解・共感を深め、 犯罪被害者等施策への協力を確保すること等を目的として、犯罪被害 者週間を設定し、当該週間に合わせた広報啓発事業を実施する。	警察庁
			全国犯罪被害者支援フォーラムに対する後援名義の使用について、平 成25年度から承認している。	全国犯罪被害者支援フォーラムに対する後援名義の使用について、承 認する予定である。	総務省
			・法務省の人権擁護機関においては、法務局の人権相談窓口、社会福 祉施設等における特設相談所、「こどもの人権 110 番」、「女性の人権 ホットライン」を設置するなど、犯罪被害者等が安心して相談することが できる環境の整備を図った。また、犯罪被害者等の人権に対する配慮と 保護を図るため、「犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう」を強調 事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等の人権啓発活動を実施し た。 ・被害が潜在化しやすい犯罪被害者等からの相談に適切に対応できる よう、各種支援の担い手となる弁護士を確保するなど体制の充実に努め た。さらに、職員が日本司法支援センター内部の研修や関係機関等が 行う研修・シンポジウム等に参加すること等を通じ、犯罪被害者等が置 かれている状況等の周知・理解促進を図るとともに、犯罪被害者等を社 会全体で支える気運の醸成に努めた。 【犯罪被害者支援ダイヤルの問合せ件数】 令和3年度 1万5,908件 令和4年度 2万889件 【地方事務所の問合せ件数】 令和3年度 1万2,108件 令和4年度 1万4,644件 【精通弁護士名簿登載者数(4月時点)】 令和3年 3,869名 令和4年 3,925名 令和5年 3,963名	・弁護士会、警察、児童相談所等との連携を図りつつ、犯罪被害者等か らの相談に適切に対応できるよう体制の充実に努めるとともに、研修等 の機会を通じ、犯罪被害者等が置かれている状況等の周知・理解促進 や、犯罪被害者等を社会全体で支える気運の醸成に努める。 ・引き続き、犯罪被害者等が安心して相談することができる環境の整備 を図るとともに、犯罪被害者やその家族の人権を含む人権問題全般に 適切に対応するために、啓発冊子の配布等の人権啓発活動の実施に 努める。	法務省

施策番号	項目	具体的施策	令和3年4月から令和5年12月までの実施結果	令和6年1月から令和8年3月までの取組予定	担当府省庁
			・児童生徒の相談等に適切に対応できるよう、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置充実を図った。 【配置人数】 令和3年度 スクールカウンセラー 9,948人 スクールソーシャルワーカー 3,091人 令和4年度 スクールカウンセラー 1万255人 スクールソーシャルワーカー 3,241人 ・学校等における教育相談体制の充実を図るため、教育委員会の教育相談担当者を対象とした「学校における教育相談体制充実に係る連絡協議会」(実施日：令和3年10月8日／令和4年9月22日)等において、犯罪被害等への対応に係る留意点等を周知した。	引き続き、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置充実を図るとともに、教育委員会の教育相談担当者等を対象とする協議会や研修等において、犯罪被害等への対応に係る留意点等を周知していく。	文部科学省
			・児童相談所の体制については、児童福祉司を令和4年度までに約2,020人増員し、約5,260人体制にするとした「児童虐待防止対策体制総合強化プラン(平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)」を1年前倒しで概ね達成したため、更に505人の増員を目標とし、令和4年度内に5,783人体制となった。令和5年4月1日現在、全国の児童相談所には、5,863人の児童福祉司、2,623人の児童心理司、819人の医師、253人の保健師、194人の弁護士が配置されている。 ・毎年11月に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施し、「こどもの虐待防止推進全国フォーラム」の開催、「児童虐待防止推進月間」標語の募集、決定・公表、ポスター・リーフレット・啓発動画の作成・公開等、集中的な広報・啓発を実施した。	・引き続き「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン(令和4年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)」に基づき体制強化に努めるほか、令和4年改正児童福祉法による一時保護開始時の司法審査の令和7年度までの導入等を踏まえ、必要に応じ、同プランの見直しを検討する。 ・毎年11月に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施し、「こどもの虐待防止推進全国フォーラム」の開催、「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」標語の募集、決定・公表、ポスター・リーフレット・啓発動画の作成・公開等、集中的な広報・啓発を実施する。	こども家庭庁
			・全管区海上保安本部、海上保安部署職員及び海上保安大学校研修生に対し、犯罪被害者支援に関する研修を実施した。 ・令和4年度からは海上保安署長任用前研修においても犯罪被害者支援に関する研修を実施している。	引き続き、現場赴任前の職員、現場で対応に当たっている職員、幹部登用前の職員等に対して幅広く研修を実施し、体制の充実に努める。	国土交通省
228	犯罪被害者等の状況把握等のための調査の実施	警察庁において、法務省及び厚生労働省並びに犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の協力を得て、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等をはじめ、犯罪被害者等が置かれている状況等を把握するための調査を実施する。	関係府省庁等と連携し、犯罪被害者等が置かれている状況等を把握するため、令和5年12月、「犯罪被害者類型別等調査」を実施した。	令和5年12月に実施した「犯罪被害者類型別等調査」の結果を取りまとめ、今後の犯罪被害者等施策の推進に向けた検討を行う。	警察庁
229	配偶者等からの暴力等の被害者への支援実態等の調査の実施	内閣府において、配偶者等からの暴力や性犯罪等の被害者への支援実態等を把握するための調査を実施する。	3年に一度を目途に、配偶者等からの暴力事案の被害経験等、男女間における暴力による被害の実態把握に関する調査として「男女間における暴力に関する調査」を実施している(直近は令和2年度に実施。))。	令和5年度中に実施する「男女間における暴力に関する調査」において、配偶者等からの暴力の被害経験の有無等について調査を行うこととしている。	内閣府
230	法務省における犯罪被害の動向・犯罪被害者等施策に関する調査の実施	法務省において、性犯罪被害者、障害者等の犯罪被害者の特性に応じた被害実態の調査・分析を実施する方向での検討も含め、犯罪被害の動向及び犯罪被害者等施策に関する調査を実施する。	犯罪被害者の特性に応じた被害実態の調査・分析については、令和5年度から、第6回犯罪被害実態(暗数)調査を実施するほか、精神に障害を有する犯罪被害者に関する刑事確定記録の分析等の調査を実施することとなっているところ、前者については、調査開始に向けた準備を行い、後者については、確定記録調査を実施し、分析に向けた作業を行った。	犯罪被害者の特性に応じた被害実態の調査・分析については、令和6年1月～2月、第6回犯罪被害実態(暗数)調査の訪問調査等を実施予定であり、令和6年度から、同調査結果及び精神に障害を有する犯罪被害者に関する刑事確定記録調査結果の分析等をそれぞれ行い、同年度以降に分析結果を公表していく予定である。	法務省
231	犯罪被害者等のメンタルヘルスに関する調査研究の実施	厚生労働省において、メンタルヘルスに係る実態調査や、メンタルヘルスの回復に資するストレス関連障害の治療技法の研究等、犯罪被害者等の心の健康づくりを推進するための調査研究を実施し、高度な犯罪被害者等支援を行うことができる専門家の育成や地域における犯罪被害者等への対応の向上に活用する。	厚生労働科学研究(障害者政策総合研究事業)において、令和2年度から令和4年度に「精神保健医療福祉施設におけるトラウマ(心的外傷)への対応の実態把握と指針開発のための研究」を行った。令和5年度から「精神保健医療福祉分野におけるトラウマインフォームドケア活用促進のための研究」を行っている。	引き続き、トラウマを抱える犯罪被害者を含む患者等に対し、専門家以外の医師等が、適切に患者の診察等を行うための研修教材等を普及等するための調査研究を実施する予定。	厚生労働省

施策 番号	項目	具体的施策	令和3年4月から令和5年12月までの実施結果	令和6年1月から令和8年3月までの取組予定	担当府省庁
232	児童虐待防止対策に関する調査研究の実施	厚生労働省において、児童虐待防止対策に関する必要な調査研究を実施する。	・令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において、「児童相談所における虐待による乳幼児頭部外傷事案への対応に関する調査研究」等の児童虐待防止対策に関する調査研究を実施した。 ・令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において、「児童相談所における要保護児童等の援助事例の実態に関する調査研究」等の児童虐待防止対策に関する調査研究を実施した。 ・令和5年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において、「児童心理司の役割と人材育成についての調査研究」等の児童虐待防止対策に関する調査研究を実施している。	引き続き、児童虐待防止対策に関する必要な調査研究を実施する。	こども家庭庁
233	警察における犯罪被害者等支援に携わる職員等への研修の充実	警察において、①採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる犯罪被害者等支援に関する基礎的な研修、②被害者支援担当部署に配置された職員に対する犯罪被害者等支援の実践的技能を修得させるための公認心理師・臨床心理士によるロールプレイング方式による演習等を含む専門的な研修、③カウンセリング業務に従事する職員等に対する基礎的な教育及び実践的・専門的な教育等の充実を図る。	・警察官の採用時及び昇任時に、各階級の役割や職種に応じ、犯罪被害者等支援に関する必要な知識・技能について教育を実施した。 ・毎年度、都道府県警察のカウンセリング担当職員に対し、犯罪被害者等の心理に関する知識やロールプレイング方式による演習等を含むカウンセリング技術等に関する教養を実施した。	・警察官の採用時や昇任時に、各階級の役割や職種に応じ、犯罪被害者等支援に関する必要な知識・技能について教育を実施する。 ・都道府県警察のカウンセリング担当職員に対し、犯罪被害者等の心理に関する知識やロールプレイング方式による演習等を含むカウンセリング技術等に関する教養を実施する。	警察庁
234	被害少年の継続的な支援を行う警察職員の技能修得	警察において、被害少年の継続的な支援を行う少年補導職員及び少年相談専門職員について、講習・研修等により、カウンセリングの技法等必要な専門技術等を修得させるとともに、専門的能力を備えた職員の配置に努める。	継続的支援に関わる警察職員の専門的な知識・技能の向上を図るため、学校教養、職場教養及び研修会の計画的な実施に努めるとともに、専門性を有するカウンセリングに必要な資格取得に向け、部外の研修会、認定試験等への参加促進等にも配慮することについて、「被害少年に対する継続的支援の実施について」(平成31年3月27日付け、丁少発第192号)に基づき推進するとともに、「被害少年に対する継続的支援の実施について」(令和4年3月31日付け、丁少発第367号)を発出し、更なる強化を図った。 【少年補導職員(少年相談専門職員を含む)の配置数】 令和3年4月現在 880人 令和4年4月現在 859人 令和5年4月現在 850人	引き続き、継続的支援に関わる警察職員の専門的な知識・技能の向上を図るため、学校教養、職場教養及び研修会の計画的な実施に努めるとともに、専門性を有するカウンセリングに必要な資格取得に向け、部外の研修会、認定試験等への参加促進等について推進する。	警察庁
235 (112)	法務省における犯罪被害者等支援に関する研修の充実等	法務省において、二次的被害の防止の重要性も踏まえ、検察官及び検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招いた講義等の実施、更生保護官署職員に対する犯罪被害者等支援の実務家による講義等の実施、全国の地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とした研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義等の実施等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の向上に努める。	再掲	再掲	法務省
236 (114) (149)		法務省において、検察官に対する研修の中で、児童や女性の犯罪被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を行い、児童及び女性に対する配慮に関する科目の内容の一層の充実を図る。	再掲	再掲	法務省
237 (211)	学校における相談対応能力の向上等	文部科学省において、学級担任、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、犯罪被害に遭った児童生徒、その兄弟姉妹である児童生徒及びその保護者の相談等に学校で継続的かつ適切に対応できるよう、必要に応じて学校の教員の加配を行うとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置等による教育相談体制の充実等に取り組む。また、教職員が犯罪被害に遭った児童生徒及びその兄弟姉妹である児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、犯罪等の被害に関する研修等を通じて教職員の理解を深め、指導力の向上に努める。	再掲	再掲	文部科学省

施策番号	項目	具体的施策	令和3年4月から令和5年12月までの実施結果	令和6年1月から令和8年3月までの取組予定	担当府省庁
238	虐待を受けた子供の保護等に携わる者の研修の充実	厚生労働省において、虐待を受けた子供の保護及び自立支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所及び児童福祉施設等関係機関の職員、市区町村の職員及び保健機関等の職員の資質の向上等を図るための研修の充実を図る。	・虐待・思春期問題情報研修センターは児童相談所や児童福祉施設等における専門的援助者の養成や、高度専門情報の集約・発信を行う拠点として設置され、こども家庭庁は研修センターの運営に要する経費等の補助を行っている。 ・児童虐待の早期対応・早期発見、対応職員の専門性強化を図るため、児童福祉法に規定された研修等を都道府県等が実施することにより、児童虐待に携わる職員の資質の向上を図っており、こども家庭庁は研修に係る費用の補助を行っている。	・引き続き、虐待・思春期問題情報研修センターの運営に要する経費等の補助を行っていく。 ・児童虐待の早期対応・早期発見、対応職員の専門性強化を図るため、都道府県等が実施する研修等により、引き続き、児童虐待に携わる職員の資質の向上を図っていく。	こども家庭庁
239 (181)	コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援等	警察庁において、民間被害者支援団体に対し、犯罪被害者等支援のための制度を所管する関係府省庁の協力を得て、同団体が行う研修内容に関する助言や研修に対する講師派遣等の協力を行い、性犯罪被害者を含めた犯罪被害者等に対する支援全般（必要な支援についての相談・情報提供、適切な関係機関・団体への橋渡し等）を管理するコーディネーターとしての役割を果たす民間支援員の育成を支援する。また、地域における犯罪被害者等支援体制の整備を促進するため、地方公共団体の職員や民間支援員が参加できる研修の実施に努める。	再掲	再掲	警察庁
240	民間の団体の研修に対する支援	警察、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対し、同団体が実施するボランティア等の養成、研修への講師の派遣等の支援に努める。	・警察庁においては、毎年度、関係府省庁等の協力を得て、公益社団法人全国被害者支援ネットワークとの共催により、全国被害者支援フォーラム及び地方公共団体や民間被害者支援団体等の職員が参加する全国研修会等を開催した。また、同研修会に講師を派遣したほか、会場の借り上げに要する経費を予算措置するなど、支援関係者の育成に努めた。 ・法務省においては、各検察庁において、被害者支援団体等の要請等により、講師派遣を行った。 ・国土交通省においては、令和4年10月22日、特定非営利活動法人交通事故後遺障害者家族の会主催の勉強会にて国土交通省職員が被害者支援について講演を行った。	・警察庁においては、関係府省庁等関係機関・団体の協力を得て、公益社団法人全国被害者支援ネットワークとの共催により、全国被害者支援フォーラム及び地方公共団体や民間被害者支援団体等の職員が参加する全国研修会等を開催する。また、同研修会に講師を派遣するほか、会場の借り上げに要する経費を予算措置するなど、支援関係者の育成に努める。 ・法務省においては、引き続き、各検察庁において、被害者支援団体等の要請等により、講師派遣を行う。 ・国土交通省においては、ひき逃げ、無保険車による自動車事故被害者を救済する政府保障事業、重度後遺障害者の支援といった被害者救済事業について、ご要望に応じ、自動車関連団体等に対して、講演などの形で支援する。また、公共交通事故に関する被害者等の援助を行う民間の団体から研修に対する支援の依頼があった際には、研修への講師の派遣等の支援に努める。	こども家庭庁 警察庁 法務省 文部科学省 国土交通省
241	日本司法支援センターが蓄積した情報やノウハウの提供	日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者支援業務を通じて蓄積した情報やノウハウを、研修や講習を通じて犯罪被害者等への支援に携わる関係者に提供する。	本部犯罪被害者支援課及び各地方事務所において、犯罪被害者等の支援に携わる関係者への業務説明会、事例検討会、研修等の講師を担当するなどして、蓄積した情報やノウハウ等を提供した。	地方公共団体、配偶者暴力相談支援センター等と連携し、業務説明会等を通じ、犯罪被害者等の支援に携わる関係者に情報やノウハウを提供する。	法務省

施策番号	項目	具体的施策	令和3年4月から令和5年12月までの実施結果	令和6年1月から令和8年3月までの取組予定	担当府省庁
242	民間の団体に対する支援の充実	警察及び厚生労働省において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対する財政援助の充実に努めるとともに、これらの団体の活動に関する広報、犯罪被害者等の援助に携わる民間の者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の支援を行う。また、警察庁において、民間の団体における財政基盤確立の好事例に関する情報提供に努める。	・毎年度、民間被害者支援団体にに対し、直接支援業務や相談業務等の委託に要する経費を予算措置し、同団体に対する財政援助を実施した。 ・毎年度、関係府省庁等の協力を得て、公益社団法人全国被害者支援ネットワークとの共催により、全国被害者支援フォーラム及び地方公共団体や民間被害者支援団体等の職員が参加する全国研修会等を開催した。 ・また、同研修会に講師を派遣したほか、会場の借り上げに要する経費を予算措置するなど、支援関係者の育成に努めた。 ・民間被害者支援団体における財政基盤確立の好事例について、都道府県警察に対する情報提供を行った。 【民間被害者支援団体に対する財政援助】 令和3年度 268,616千円 令和4年度 267,708千円 令和5年度 267,726千円	・民間被害者支援団体にに対し、直接支援業務や相談業務等の委託に要する経費を予算措置する。 ・関係府省庁等の協力を得て、公益社団法人全国被害者支援ネットワークとの共催により、全国被害者支援フォーラム及び地方公共団体や民間被害者支援団体等の職員が参加する全国研修会等を開催する。また、同研修会に講師を派遣したほか、会場の借り上げに要する経費を予算措置するなど、支援関係者の育成に努める。 ・民間被害者支援団体における財政基盤確立の好事例について、都道府県警察に対する情報提供を行う。	警察庁
			・11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」において、児童虐待問題に対する理解をより一層推進するため、NPO団体等と連携し、オレンジリボン運動（こども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、こども虐待をなくすことを呼びかける市民運動）を推進した。 ・厚生労働省においては、「若年被害女性等支援事業」を活用し、令和4年度中に3自治体において、6団体への財政援助を実施した。	・こども家庭庁においては、11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」において、児童虐待問題に対する理解をより一層推進するため、NPO団体等と連携し、オレンジリボン運動（こども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、こども虐待をなくすことを呼びかける市民運動）を推進する。 ・厚生労働省においては、引き続き、民間団体に対する財政援助に努める予定。	こども家庭庁 厚生労働省
243		法務省、文部科学省及び国土交通省において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動に関する広報、犯罪被害者等の援助に携わる民間の者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の支援を行う。	・法務省においては、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動に関する広報、研修への講師の派遣等の支援を行った。 ・国土交通省においては、令和4年10月22日、特定非営利活動法人交通事故後遺障害者家族の会主催の勉強会にて国土交通省職員が被害者支援について講演を行った。	・法務省においては、引き続き、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動に関する広報、研修への講師の派遣等の支援を行う。 ・国土交通省においては、ひき逃げ、無保険車による自動車事故被害者を救済する政府保障事業、重度後遺障害者の支援といった被害者救済事業について、ご要望に応じ、自動車関連団体等に対して、講演などの形で支援する。また、公共交通事故に関する被害者等の援助を行う民間の団体から活動内容の広報や講師の手配等の依頼があった際には、講師の手配・派遣等を行い、民間の団体の支援を行う。	法務省 文部科学省 国土交通省
244 (18)	預保納付金の活用	振り込め詐欺等の被害金を原資としている預保納付金については、振り込め詐欺被害の減少に伴い減少が見込まれるところではあるが、そうした状況の中でも、引き続き、犯罪被害者等の子供への奨学金事業及び犯罪被害者等支援団体への助成事業を実施する。	再掲	再掲	金融庁 財務省 警察庁
245	犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動への支援等	警察庁において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が開催するシンポジウムや講演会について、その意義や趣旨に賛同できるものにあつては、その効果の波及性等も踏まえつつ後援する。また、シンポジウム等の開催について、地方公共団体をはじめとする公的機関に対して周知するとともに、SNS等の様々な媒体を活用して広く一般に広報するなどして、民間の団体の活動を支援する。さらに、関係府省庁及び地方公共団体向けに配信している「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」を、希望する民間の団体に対しても配信するなど、関係府省庁や民間の団体等における犯罪被害者等のための新たな制度や取組について情報提供を行う。加えて、地方公共団体に対し、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携・協力の充実・強化を働き掛け、地域における途切れることのない支援を促進する。	・令和3年度は、特定非営利活動法人いのちのミュージアムが主催する「生命のメッセージ展」及び犯罪被害者団体ネットワーク（ハートバンド）が主催する「犯罪被害者週間全国大会」、令和4年度及び令和5年度は特定非営利活動法人いのちのミュージアムが主催する「生命のメッセージ展」、犯罪被害者団体ネットワーク（ハートバンド）が主催する「犯罪被害者週間全国大会」及び一般社団法人公認心理師の会が主催する「被害者支援研修」を後援した。 ・犯罪被害者等の援助を行う民間の団体で希望する団体に対しても犯罪被害者等施策情報メールマガジンの配信を行い、関係府省庁や民間団体等による犯罪被害者等のための新たな制度や取組等に関する情報提供を行った。 ・令和5年10月に実施した全国警察本部長等会議等において、被害者支援連絡協議会等を活用し、関係機関・団体との連携・協力をより一層充実させることにより、地域における切れ目ない支援を目指すなど、犯罪被害者等施策の一層の充実・強化を図るよう指示した。	・犯罪被害者等の援助を行う民間の団体から警察庁の後援依頼があった場合は、その意義や趣旨、波及性等を踏まえて検討する。 ・犯罪被害者等の援助を行う民間の団体で希望する団体に対しても犯罪被害者等施策情報メールマガジンの配信を行い、関係府省庁や民間団体等による犯罪被害者等のための新たな制度や取組等に関する情報提供を行う。	警察庁

施策 番号	項目	具体的施策	令和3年4月から令和5年12月までの実施結果	令和6年1月から令和8年3月までの取組予定	担当府省庁
246 (269)	犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に関する広報等	警察庁において、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、政府広報等とも連携し、SNS等の様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況や当該状況を踏まえた施策の重要性、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の意義・活動等について広報する。	・シンポジウムの開催・後援や、警察庁ウェブサイト、警察庁公式X(旧Twitter)等の広報媒体の活用を通じ、犯罪被害者等が置かれている状況や警察、関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間団体等が取り組んでいる犯罪被害者等支援に関する広報啓発活動を実施した。 ・政府広報オンラインにおいて「決して他人ごとではありません。犯罪被害者等を支えるには？」と題する記事及び「他人ごとではありません。犯罪被害に遭うということ。」と題する動画を公開した。 ・毎年度、関係府省庁等関係機関・団体の協力を得て、公益社団法人全国被害者支援ネットワークとの共催により、全国被害者支援フォーラムを開催し、犯罪被害者等の置かれている現状と支援の必要性等について広報啓発を実施した。	・シンポジウムの開催・後援や、警察庁ウェブサイト、警察庁公式X(旧Twitter)等の広報媒体の活用を通じ、犯罪被害者等が置かれている状況や警察、関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間団体等が取り組んでいる犯罪被害者等支援に関する広報啓発活動について、より効果的な方策について検討を行い、実施する。 ・関係府省庁等関係機関・団体の協力を得て、全国被害者支援ネットワークとの共催により、全国被害者支援フォーラムを開催し、犯罪被害者等の置かれている現状と支援の必要性等について広報啓発を実施する。	警察庁
247	寄附税制の活用促進と特定非営利活動促進法の円滑な施行	特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）を所管する内閣府において、令和2年度税制改正をはじめとする累次の税制改正により拡充されている特定非営利活動法人に関する寄附税制の活用促進や同法の円滑な施行に努める。また、犯罪被害者等の援助を行う特定非営利活動法人等も含め、全国の特定非営利活動法人の情報を検索できるウェブサイトの管理・運用を行うなど、市民活動に関する情報提供に努める。	・特定非営利活動法人に関する寄附税制の活用促進のため、周知を実施した。 ・犯罪被害者等の援助を行う特定非営利活動法人の情報を含む市民活動に関する情報提供を行うため、内閣府NPOホームページ等の管理・運用を行った。	犯罪被害者等の援助を行う特定非営利活動法人の情報を含む市民活動に関する情報提供を行うため、内閣府NPOホームページ等の管理・運用を行う。	内閣府
248	警察における民間の団体との連携・協力の強化	警察において、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省並びに地方公共団体の主体的な協力を得て、公益社団法人全国被害者支援ネットワークをはじめとする犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携の一層の強化を図るとともに、これらの団体による支援の充実を図るための指導・助言を行う。	・毎年度、関係府省庁等関係機関・団体の協力を得て、公益社団法人全国被害者支援ネットワークとの共催により、全国被害者支援フォーラム及び地方公共団体や民間被害者支援団体等の職員が参加する全国研修会等を開催した。また、同研修会に講師を派遣したほか、会場の借り上げに要する経費を措置するなど、支援関係者の育成に努めた。 ・都道府県警察の被害者支援担当者を対象とした会議等において、民間被害者支援団体との連携強化、犯罪被害者等早期援助団体における情報管理に関する助言・指導の実施等について指示した。	・関係府省庁等関係機関・団体の協力を得て、公益社団法人全国被害者支援ネットワークとの共催により、全国被害者支援フォーラム及び地方公共団体や民間被害者支援団体等の職員が参加する全国研修会等を開催する。また、同研修会に講師を派遣するほか、会場の借り上げに要する経費を措置するなど、支援関係者の育成に努める。 ・都道府県警察の被害者支援担当者を対象とした会議等において、民間被害者支援団体との連携強化、犯罪被害者等早期援助団体における情報管理に関する助言・指導の実施等について指示する。	警察庁
249	犯罪被害者等早期援助団体に対する指導	都道府県公安委員会において、必要に応じ、犯罪被害者等早期援助団体に対し、改善命令をはじめとする指導を行う。また、その他の民間被害者支援団体に対しても、適切な支援活動が行われるよう、その運営及び活動に協力する。	・毎年度、民間被害者支援団体に対し、直接支援業務や相談業務等の委託に要する経費を予算措置するなど、団体の運営及び活動に協力した。 ・民間被害者支援団体における財政基盤確立の好事例について、都道府県警察に対する情報提供を行った。 ・都道府県警察の被害者支援担当者を対象とした会議等において、犯罪被害者等早期援助団体に対し、情報管理体制及び職員に課される守秘義務等に関して情報提供や必要な指導・助言を行うよう指導した。	・民間被害者支援団体に対し、直接支援業務や相談業務等の委託に要する経費を予算措置する。 ・民間被害者支援団体における財政基盤確立の好事例について、都道府県警察に対する情報提供を行う。 ・都道府県警察の被害者支援担当者を対象とした会議等において、犯罪被害者等早期援助団体に対し、情報管理体制及び職員に課される守秘義務等に関して情報提供や必要な指導・助言を行うよう指導する。	警察庁

施策 番号	項目	具体的施策	令和3年4月から令和5年12月までの実施結果	令和6年1月から令和8年3月までの取組予定	担当府省庁
第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組					
250	学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進	文部科学省において、引き続き、学習指導要領に基づき、生命の尊さについて理解し、かけがえのない生命を尊重するための教育を推進する。	令和2年度から順次全面实施されている新学習指導要領(小学校は令和2年度から、中学校は令和3年度から、高等学校は令和4年度から年次進行で実施)に基づき、生命の尊さについて理解し、かけがえのない生命を尊重するための教育を推進した。	引き続き、学習指導要領に基づき、生命の尊さについて理解し、かけがえのない生命を尊重するための教育を推進する。	文部科学省
251	学校における犯罪被害者等の人権問題を含めた人権教育の推進	文部科学省において、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)に基づき、犯罪被害者等の人権問題も含め、学校教育及び社会教育における人権教育の一層の推進に努める。	「人権教育開発事業」を実施し、推進地域・指定校を指定した実践的な研究や、国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を行うとともに、人権教育を推進するための指導者の養成を目的とした「人権教育推進研修」を実施するなどして、犯罪被害者等の人権問題を含めた学校における人権教育の一層の推進を図っている。また、社会教育における指導者として中心的役割を担う社会教育主事を養成することを通じて、公民館などの社会教育施設を中心に、人権に関する講座などを推進した。 【令和5年度人権教育推進事業】 推進地域13地域、指定校47校を採択し、事業を実施中。 また、令和4年度までの事業成果について、犯罪被害者等の人権問題に係るものを含め、文部科学省ウェブサイトで公開している。 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/siryo/1341102.htm 【令和5年度人権教育推進研修】 令和5年6月21日～23日に開催し、120名が参加した。	引き続き、「人権教育開発事業」や「人権教育推進研修」の実施等により、犯罪被害者等の人権問題を含めた学校における人権教育の一層の推進を図る。また、社会教育における指導者として中心的役割を担う社会教育主事を養成することを通じて、公民館などの社会教育施設を中心に、人権に関する講座などを推進する。	文部科学省
252	学校における犯罪被害者等に関する学習の充実	文部科学省において、警察等の関係機関と連携し、非行防止教室等における犯罪被害者等に関する学習の充実を図る。	・警察署や少年サポートセンターと連携した非行防止教室の実施を促進している。 ・令和4年12月に改訂した生徒指導提要において、警察等と連携した非行防止教室の実施について記載するとともに、都道府県教育委員会の生徒指導担当者などを対象とする研修会等で周知した。	引き続き、都道府県教育委員会の生徒指導担当者などを対象とする研修会等で周知していく。	文部科学省
253	子供への暴力抑止のための参加型学習への取組	文部科学省において、子供がいじめ・虐待・暴力行為等の被害に遭ったことを認識し、かつその対応について主体的に学ぶことができるようにするため、教育委員会に対し、地域の実情に応じた取組がなされるよう促す。	・子供への暴力抑止のために、地方公共団体において地域の実情に応じた取組がなされるよう促している。 ・地方公共団体における地域の実情に応じた教育事例を把握した。	地方公共団体における地域の実情に応じた教育事例の把握を通じて、子供への暴力抑止のための参加型学習への取組を促していく。	文部科学省
254	性犯罪・性暴力対策に関する教育の推進	文部科学省において、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」(令和2年6月11日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定)に基づき、生命の尊さを学び生命を大切にすること、自分や相手、一人一人を尊重する教育を一層推進するとともに、性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないよう、幼児期からの子供の発達段階に配慮した教育の充実を図る。	・令和3年4月に、幼児期・小学校・中学校・高校の各発達段階に応じて授業等で活用できる教材や指導の手引き、大学生・一般向けの啓発資料等を公表した。 ・令和3年度から開始している本教材を活用したモデル事業では、令和3年度は13団体(49校)、令和4年度は20団体(55校)の各実践校において指導モデルを作成するとともに、令和4年度に指導モデルを基とした実践事例集を作成した。また、令和4年度は、教員向け研修動画の公開を行った。 ・生徒指導提要の改訂(令和4年12月)においては、性犯罪・性暴力に関する課題未然防止教育として、「生命(いのち)の安全教育」の実施を盛り込んだ。 ・令和5年7月には、学校等における「生命(いのち)の安全教育」の実践を後押しするため、実践事例集を公表した。 ・令和5年11月に「生命(いのち)の安全教育全国フォーラム」を開催し、学校等における「生命(いのち)の安全教育」の全国展開の加速化を図った。	・「生命(いのち)の安全教育」の未実施校をなくし、全国展開に向けた取組を加速させるため、授業の実施を支援する動画コンテンツを作成する。 ・特定の都道府県や市区町村においてモデル地域を設定し、当該県内での全校実施を目指す教育委員会等の普及展開に関する取組を支援する。	文部科学省
255	家庭における生命の教育への支援の推進	文部科学省において、各地域で実施している、生命の大切さを実感させる意義等を学ぶ保護者向け学習プログラムをはじめとした様々な家庭教育に関する情報をウェブサイトを通じて提供するなど、地域における家庭教育支援を推進する。	各地域で実施している、生命の大切さを実感させる意義等を学ぶ保護者向け学習プログラムをはじめとした様々な家庭教育に関する情報をウェブサイトを通じて提供するなど、地域における家庭教育支援を推進した。	各地域で実施している、生命の大切さを実感させる意義等を学ぶ保護者向け学習プログラムをはじめとした様々な家庭教育に関する情報をウェブサイトを通じて提供するなど、地域における家庭教育支援を推進する。	文部科学省

施策番号	項目	具体的施策	令和3年4月から令和5年12月までの実施結果	令和6年1月から令和8年3月までの取組予定	担当府省庁
256	犯罪被害者等による講演会の実施	警察において、教育委員会等の関係機関と連携し、講演会「命の大切さを学ぶ教室」や「「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクール」の開催による犯罪被害者等への配慮・協力への意識の醸成に努める。また、広く国民の参加を募り犯罪被害者等による講演会を実施するなど、様々な機会を利用して、「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」に向けた気運の醸成に努める。	・警察では、毎年度、教育委員会等の関係機関と連携し、中学生・高校生等を対象とした犯罪被害者等による「命の大切さを学ぶ教室」を開催し、犯罪被害者等への配慮・協力への意識の醸成に努めるとともに、犯罪被害者等への理解と共感を深めるため、「「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクール」を開催し、生命を大切にすることの意識や規範意識の醸成に努めた。 ・警察では、あらゆる機会を利用して、広く国民の参加を募り犯罪被害者等による講演会を開催したり、大学生を対象とした犯罪被害者等支援に関する講義を行うなど、社会全体で犯罪被害者等を支え、被害者も加害者も出さない街づくりに向けた気運の醸成を図った。 【「命の大切さを学ぶ教室」実施回数】 令和3年度 812回 令和4年度 941回 ・文部科学省においては、「命の大切さを学ぶ教室」や「「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクール」の開催による犯罪被害者等への配慮・協力への意識の醸成、犯罪被害者等への理解をより深める。	・警察では、教育委員会等の関係機関と連携し、中学生・高校生等を対象とした犯罪被害者等による「命の大切さを学ぶ教室」を開催し、犯罪被害者等への配慮・協力への意識の醸成に努めるとともに、犯罪被害者等への理解と共感を深めるため、「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクールを開催し、生命を大切にすることの意識や規範意識の醸成に努める。 ・警察では、あらゆる機会を利用して、広く国民の参加を募り犯罪被害者等による講演会を開催したり、大学生を対象とした犯罪被害者等支援に関する講義を行うなど、社会全体で犯罪被害者等を支え、被害者も加害者も出さない街づくりに向けた気運の醸成を図る。 ・文部科学省においては、引き続き、「「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクール」等の開催による犯罪被害者等への配慮・協力への意識の醸成に努める。	警察庁 文部科学省
257	生命・身体・自由等の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発	法務省において、学校教育を中心として法教育の普及・啓発を促進し、法や司法によって自らを守り、他者を等しく尊重する理念を体得させることを通じ、他者の生命・身体・自由等を傷つけてはならないことを自覚させることにもつながるよう、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会等の協力を得て、法教育推進協議会を通じた取組の推進に努める。	・学校現場の教員や教育学者、法学者、関係機関等の委員を構成員とする法教育推進協議会を継続的に開催し、法教育の普及・啓発のための各種方策について検討を進めるとともに、令和3年12月、同協議会の下に学校で「もぎざい」プロジェクト企画検討部会を設置し、小・中学校及び高等学校の各課程において模擬裁判授業を手軽に実施できる視聴覚教材について企画検討を進め、令和5年3月に完成した刑事模擬裁判教材を法務省ホームページにおいて公開した。 ・令和4年4月の成年年齢引下げを踏まえて、契約や私法の基本的な考え方を身に付けるための高校生向け法教育リーフレットを作成し、令和3年度から毎年度、全国の高校2年生を対象として配布した。 ・希望に応じて学校等に法務省の職員を講師として派遣する法教育出前授業を継続的に実施するとともに、法教育授業の実施方法等について理解を深めるための教員向け法教育セミナーを令和3年度ないし令和5年度まで定期的に開催した。	法教育推進協議会において、法教育の更なる普及・推進のための方策について検討・具体化を進める。また、法教育出前授業等について継続して実施する。	法務省
258	犯罪被害者週間に合わせた集中的な広報啓発活動の実施	警察庁において、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、「犯罪被害者週間」（毎年11月25日から12月1日まで）を設定し、当該週間に合わせて広報啓発活動を集中的に実施する。また、犯罪被害者等の参加・協力を得て、地方公共団体に対し、当該週間を中心に犯罪被害者等への理解の増進を図るための広報啓発活動を実施するよう要請する。	・犯罪被害者等が置かれている状況等について国民の理解・共感を深め、犯罪被害者等施策への協力を確保すること等を目的として、犯罪被害者週間に合わせ、広く国民各層に犯罪被害者等支援の理解を呼び掛けるメッセージ動画等を作成し、警察庁ウェブサイトやSNS等に掲載・配信するとともに、中央イベント及び地方大会を実施した。 ・地方公共団体に対し、犯罪被害者週間に合わせた広報啓発活動の実施を要請し、地方公共団体においても、講演会、パネル展示、街頭キャンペーン等の広報啓発活動を実施した。	・犯罪被害者週間に合わせた広報啓発事業の実施に当たっては、これまでの実績等を踏まえ、より効果的な手法やSNS等の活用について検討の上、実施する。 ・地方公共団体に対し、犯罪被害者週間に合わせた広報啓発活動の実施を要請し、地方公共団体においても、講演会、パネル展示、街頭キャンペーン等の広報啓発活動を実施する。	警察庁
259	犯罪被害者等支援に関わりの深い者に対する積極的な広報啓発活動の実施	警察庁において、関係府省庁のほか、犯罪被害者等支援に関わりの深い医療、福祉、教育及び法曹関係の職能団体等の協力を得て、当該団体等に属する者に対し、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援の重要性等に関する広報啓発活動を積極的に実施し、その理解の増進を図り、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図る。	犯罪被害者週間の実施に当たり、都道府県の臨床心理士会、社会福祉士会、教育委員会、法テラス等に啓発イベントの開催案内等を送付し、各機関・団体に属する者の参加を呼び掛けた。	犯罪被害者週間の実施に当たり、都道府県の臨床心理士会、社会福祉士会、教育委員会、法テラス等に啓発イベントの開催案内等を送付し、各機関・団体に属する者の参加を呼び掛ける。	警察庁

施策番号	項目	具体的施策	令和3年4月から令和5年12月までの実施結果	令和6年1月から令和8年3月までの取組予定	担当府省庁
260	国民に対する効果的な広報啓発活動の実施	警察庁において、広く国民各層に犯罪被害者等支援に対する関心を持ってもらうため、シンボルマーク等の普及やウェブサイト・SNS等の活用といった広報の手法や媒体の多様化に努め、効果的な広報を行う。また、犯罪被害者等支援に関する標語を広く募集するなど、国民が犯罪被害者等支援について考える機会を提供し、その理解促進を図る。さらに、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援の重要性等についての理解・関心を深めるため、学校や民間企業等から幅広く協力を得るなどし、一層充実した啓発活動を推進する。	・犯罪被害者等支援について考える機会を国民に提供し、その理解の増進を図るため、毎年度、犯罪被害者等支援に関する標語を募集している。当該標語の最優秀作品については、犯罪被害者週間の広報啓発ポスターに用いるなど、犯罪被害者等支援を国民に広く浸透させるためのツールとして活用した。 ・犯罪被害者週間に合わせ、広く国民各層に犯罪被害者等支援の理解を呼び掛けるため、タレントによるトークセッションや著名人を起用したメッセージ動画を作成し、警察庁ウェブサイトやSNS広告等で配信した。	・犯罪被害者等支援に関する標語を募集する。最優秀作品については、犯罪被害者週間の広報啓発ポスターに用いるなど、犯罪被害者等支援を国民に広く浸透させるためのツールとして活用する。 ・犯罪被害者等支援を広く国民各層に浸透させるためのより効果的な広報について、これまでの実績等を踏まえて検討の上、実施する。	警察庁
261 (227)	被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進	関係府省庁において、性犯罪被害者、犯罪被害に遭った児童及び障害者をはじめ、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等からの相談に適切に対応できるよう体制の充実に努めるとともに、研修やシンポジウム等の様々な機会を通じて、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が置かれている状況等を周知し、その理解促進を図り、犯罪被害者等を社会全体で支える気運の醸成に努める。	再掲	再掲	内閣府 こども家庭庁 警察庁 総務省 法務省 文部科学省 国土交通省
262	犯罪被害者等支援のための情報提供	内閣府において、配偶者等からの暴力事案等の被害者に対する支援情報等をウェブサイト等で提供する。	配偶者等からの暴力事案の被害者に対する支援に役立つ法令、制度及び関係機関に関する情報等を収集し、外国語版も含め、内閣府ウェブサイトを通じて提供している。	内閣府ウェブサイトやSNS等を通じた更なる広報啓発に取り組むとともに、被害者がためらうことなく相談することができるよう、配偶者暴力相談支援センター等の相談窓口について一層の周知を図る。	内閣府
263	若年層に対する広報啓発活動	内閣府において、毎年4月の「若年層の性暴力被害予防月間」中に、SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用し、性暴力の加害者にも被害者にもならないための広報啓発活動を効果的に展開する。	毎年4月の「若年層の性暴力被害予防月間」中に、SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用し、性暴力の加害者にも被害者にもならないための広報啓発活動を展開した。	毎年4月の「若年層の性暴力被害予防月間」中に、SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用し、性暴力の加害者にも被害者にもならないための広報啓発活動を展開する。	内閣府
264 (194)	SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等に関する相談体制の充実及び誹謗中傷等を行わないための広報啓発活動の強化	総務省において、関係府省庁と連携し、SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等に関する犯罪被害者等からの相談に適切に対応できるよう体制の充実に努めるとともに、誹謗中傷等を行わないための広報啓発活動を強化する。	再掲	再掲	総務省
265	犯罪被害者等施策の関係する特定の期間における広報啓発活動の実施	内閣府において、毎年11月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」において、性犯罪を含む女性に対する暴力を根絶するため、関係省庁、地方公共団体、女性団体その他の関係機関・団体等と連携・協力し、広報啓発活動を実施する。	毎年11月12日から同月25日までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施している。令和4年度は「性暴力を、なくそう」をテーマとして広報活動を実施し、令和5年度は、精神的な暴力も暴力であるというメッセージと、配偶者等からの暴力及び性犯罪・性暴力の相談窓口の周知を行った。また、ポスターやリーフレットの作成・配布、インターネットを活用したキャンペーン、全国各地のランドマーク等におけるパープル・ライトアップの実施、シンボルマークであるパープルリボンの着用の推進等関係省庁、地方公共団体、その他の関係機関・民間団体等と連携・協力し、広報啓発活動を実施した。	毎年11月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」において、性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力等を根絶するため、関係省庁、地方公共団体、その他の関係機関・民間団体等と連携・協力し、広報啓発活動を実施する。	内閣府
266		内閣府において、「全国交通安全運動」の期間を中心に、交通事故被害者等の理解と協力を得つつ、広報啓発活動が実施されるよう努める。	年2回(春・秋)の「全国交通安全運動」を実施するに際し、被害者等の視点を取り入れた啓発活動を展開する旨「全国交通安全推進要綱(中央交通安全対策会議交通対策本部決定)」に盛り込むとともに、全国交通安全運動期間中の活動結果の中で、交通事故被害者に関する活動事例等あれば、各都道府県にフィードバックするなど、交通事故被害者等施策の広報啓発活動を推進した。	年2回(春・秋)の「全国交通安全運動」を実施するに際し、被害者等の視点を取り入れた啓発活動を展開する旨「全国交通安全推進要綱(中央交通安全対策会議交通対策本部決定)」に盛り込むとともに、全国交通安全運動期間中の活動結果の中で、交通事故被害者に関する活動事例等あれば、各都道府県にフィードバックするなど、交通事故被害者等施策の広報啓発活動を推進する。	内閣府
267		法務省において、「人権週間」(毎年12月4日から同月10日まで)を中心に、様々な広報媒体を活用し、犯罪被害者等の人権問題に対する配慮と保護を求めるため、啓発冊子の配布等の広報啓発活動を実施する。	「人権週間」を中心に、全国の法務局・地方法務局において、犯罪被害者やその家族の人権を含む様々な人権問題について説明する啓発冊子「人権の擁護」を配布するなどの各種広報啓発活動を実施した。	引き続き、「人権週間」を中心に、啓発冊子「人権の擁護」の配布等の各種広報啓発活動を実施する予定である。	法務省

施策番号	項目	具体的施策	令和3年4月から令和5年12月までの実施結果	令和6年1月から令和8年3月までの取組予定	担当府省庁
268		厚生労働省において、体罰によらない子育てや児童虐待の範囲、現状及びその防止に向けた取組を広く国民に周知するため、様々な媒体を活用した広報活動を行うとともに、毎年11月の「児童虐待防止推進月間」に、ポスターの作成、全国フォーラムの開催等の集中的な広報啓発活動を実施する。	毎年11月を「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」と位置付け、「こどもの虐待防止推進全国フォーラム」の開催、「児童虐待防止推進月間」標語の募集、決定・公表、ポスター・リーフレット・啓発動画の作成・公開等、集中的な広報・啓発を実施した。	毎年11月に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施し、「こどもの虐待防止推進全国フォーラム」の開催、「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」標語の募集、決定・公表、ポスター・リーフレット・啓発動画の作成・公開等、集中的な広報・啓発を実施する。	こども家庭庁
269 (246)	様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施	警察庁において、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、政府広報等とも連携し、SNS等の様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況や当該状況を踏まえた施策の重要性、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の意義・活動等について広報する。	再掲	再掲	警察庁
270		警察庁において、民間被害者支援団体等と連携し、報道発表、街頭キャンペーン、各種討論会の開催、各種会合での講話等を実施することにより、犯罪被害者等が置かれている状況や警察、関係機関、民間被害者支援団体等が取り組んでいる犯罪被害者等支援についての広報啓発活動を推進するよう、都道府県警察を指導する。	毎年度、事務連絡の発出等を通じて、マスコミやSNS等広報啓発上効果と認められる媒体を活用し、犯罪被害者等が置かれている状況や警察、民間被害者支援団体等が取り組んでいる犯罪被害者等支援などについて広報啓発活動を推進するよう、都道府県警察を指導した。	事務連絡の発出等を通じて、マスコミやSNS等広報啓発上効果と認められる媒体を活用し、犯罪被害者等が置かれている状況や警察、民間被害者支援団体等が取り組んでいる犯罪被害者等支援などについて広報啓発活動を推進するよう、都道府県警察を指導する。	警察庁
271		警察庁において、広報啓発用のパンフレット「警察による犯罪被害者支援」の作成、ウェブサイト上での警察の犯罪被害者等施策の掲載等により、犯罪被害者等支援に関する国民の理解の増進に努める。	毎年度、広報啓発用パンフレット「警察による犯罪被害者支援」を作成し、警察庁ウェブサイト上で掲載するなど、犯罪被害者等支援に関する国民の理解増進に努めた。	広報啓発用パンフレット「警察による犯罪被害者支援」を作成し、警察庁ウェブサイト上で掲載するなど、犯罪被害者等支援に関する国民の理解増進に努める。	警察庁
272		警察庁において、スマートフォン等からアクセス可能な媒体等の様々な広報媒体を活用し、少年の犯罪被害の防止等に向けた情報提供に努める。	性被害に遭う実際の事例や手口を紹介し、注意喚起を行うためのリーフレット等を警察庁ウェブサイトに掲載して情報提供を図った。	引き続き、警察庁ウェブサイトにてこどもの性被害防止対策の内容を掲載するなどして、こどもの犯罪被害の防止等に向けた情報提供を実施する。	警察庁
273	調査研究結果の公表等を通じた犯罪被害者等が置かれた状況についての国民の理解の増進	関係府省庁において、諸外国における犯罪被害者等施策を含め、犯罪被害者等に関する調査研究を実施した場合には、当該調査研究の結果の公表等を通じ、犯罪被害者等が置かれている状況についての理解を増進するための広報啓発活動に活用する。	・内閣府においては、令和2年度に実施した「男女間における暴力に関する調査」の結果を内閣府ウェブサイト公表するとともに、関係省庁に共有している。 ・警察庁及び法務省においては、令和4年7月に「諸外国における犯罪被害者等への損害回復・経済的支援制度に関する調査」を実施し、同調査結果を警察庁ウェブサイトに掲載した。また、同年12月に更なる調査を実施した。 ・警察庁においては、令和5年9月に、諸外国における犯罪被害者等に対する経済的支援制度に関する調査を実施した。	・内閣府においては、令和5年度中に「男女間における暴力に関する調査」を実施する。調査の結果は、内閣府ウェブサイト公表するとともに、関係省庁へ共有する。 ・警察庁においては、諸外国における犯罪被害者等に対する給付制度について取りまとめ、公表する。また、「犯罪被害類型別等調査」の結果を警察庁ウェブサイトに掲載し、犯罪被害者等が置かれている状況等について、国民の理解の増進を図る。	内閣府 警察庁 総務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 国土交通省
274 (89)	犯罪被害者等に関する情報の保護	警察による被害者の実名発表・匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮する。	再掲	再掲	警察庁
275	犯罪被害者等の個人情報保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施	警察において、犯罪被害者等の個人情報の保護に十分配慮した上で、ウェブサイト等に性犯罪を含む身近な犯罪の発生状況を掲載するなどして、地域住民に対し、住民自らが積極的に防犯対策を講ずる契機となり得るような情報提供に努める。	個人情報の保護に十分配慮した上で、こどもを対象とした事案、同一手口や同種対象の窃盗事案、凶悪犯の逃走事案等については、都道府県警察のウェブサイトや電子メール、ソーシャルメディア等の様々な手段・媒体により、地域住民に対し適時適切な情報提供を推進した。	引き続き、個人情報の保護に十分配慮した上で、様々な手段・媒体により、地域住民に対する適時適切な情報提供を推進する。	警察庁
276	交通事故被害者等の声を反映した国民の理解の増進	警察において、交通事故被害者等の手記を取りまとめた冊子・パンフレット等を作成し交通安全講習会で配布することや、交通安全の集い等で交通事故被害者等の講演を実施することを通じ、交通事故被害者等の現状や交通事故の惨状等に関する国民の理解の増進に努める。	・交通事故被害者等の手記をまとめた冊子等について、令和3年中は123万2,725部、令和4年中は152万3,334部を配付した。 ・交通事故被害者等による講演会等については、令和3年中は319回、令和4年中は369回実施し、聴講者数は、令和3年中は6万4,897人、令和4年中は9万1,710人であった。 ・毎年度、「交通事故で家族を亡くした子供の支援に関するシンポジウム」を開催し、交通事故被害者遺族に必要な支援や課題について意見を交わし、交通事故被害者遺族の現状を広く情報発信した。	引き続き、交通事故被害者等の手記をまとめた冊子等の作成数、調査数及び交通事故被害者等の講演数を調査し、適切な広報啓発活動等により国民の理解の増進に努めるよう必要な指導を実施するほか、交通事故被害者サポート事業を実施し、交通事故被害者の支援等に関して広く情報発信する。	警察庁

施策 番号	項目	具体的施策	令和3年4月から令和5年12月までの実施結果	令和6年1月から令和8年3月までの取組予定	担当府省庁
277		警察において、都道府県警察等による運転者等に対する各種講習の中で、交通事故被害者等の切実な声が反映されたビデオ、手記等の活用や交通事故被害者等の講話等により、交通事故被害者等の声を反映した講習を実施する。	都道府県警察等が実施する運転者等に対する更新時講習、処分者講習等において、交通事故被害者遺族の切実な声が反映された視聴覚教材や被害者遺族の手記等を活用し、免許保有者に広く交通事故の悲惨さを伝える講習を実施した。	引き続き、各種講習において、交通事故被害者遺族の切実な声が反映された視聴覚教材等を活用した講習を実施し、交通事故の惨状等に関する国民の理解の増進に努める。	警察庁
278	交通事故の実態及びその悲惨さについての理解の増進に資するデータの公表	警察において、国民に対し、交通事故の実態やその悲惨さについての理解の増進が十分に図られるよう、事故類型、年齢層別等交通事故に関する様々なデータを公表し、その実態等について周知する。	警察庁及び都道府県警察において、事故類型や年齢層別等交通事故に関するデータをウェブサイト等で公表した。	引き続き、警察庁及び都道府県警察において、事故類型や年齢層別等交通事故に関するデータをウェブサイト等で公表する。	警察庁
279	交通事故統計データの充実	警察庁において、交通事故被害者に関する統計データの犯罪被害者白書への掲載の充実に図る。	犯罪被害者白書に過去5年の交通事故発生状況(発生件数、死亡事故数、死者数、負傷者数(重傷者・軽傷者)、厚生統計の死者数(1年以内))の推移及び過去5年の交通事故死者数(30日以内死者(24時間死者数・30日死者数及びその比率))の月別推移を掲載した。	引き続き、交通事故被害者に関する統計データを犯罪被害者白書へ掲載するとともに、国民から交通事故被害者の現状に関する理解を得られるよう、更なる統計データについて掲載を検討する。	警察庁